令和４年（第５回）山鹿市議会 12 月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　会　議　／　委　員　会
1	11月29日	火	開会・提案理由説明
2	11月30日	水	休会（発言通告締切　正午まで）
3	12月１日	木	休　　会
4	12月２日	金	
5	12月３日	（土）	
6	12月４日	（日）	
7	12月５日	月	
8	12月６日	火	
9	12月７日	水	質疑・一般質問
１０	12月８日	木	質疑・一般質問・委員会付託
１１	12月９日	金	予算決算常任委員会
１２	12月10日	（土）	休　　会
１３	12月11日	（日）	
１４	12月12日	月	
１５	12月13日	火	建設経済委員会／分科会
１６	12月14日	水	市民福祉委員会／分科会
１７	12月15日	木	総務文教委員会／分科会
１８	12月16日	金	休　　会
１９	12月17日	（土）	
２０	12月18日	（日）	
２１	12月19日	月	予算決算常任委員会
２２	12月20日	火	休　　会
２３	12月21日	水	議会運営委員会
２４	12月22日	木	委員長報告・討論・採決・閉会

令和４年（第５回）山鹿市議会12月定例会

目　　次

第１号（11月29日）　頁

１．議事日程 …… 3

２．本日の会議に付した事件 …… 4

３．出席議員 …… 4

４．説明のため出席した者 …… 5

５．事務局職員出席者 …… 6

６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 8

７．日程第２　会期の決定 …… 8

８．日程第３　予算決算常任委員会委員の選任 …… 8

９．日程第４　議案第64号～議案第96号
報告第15号～報告第16号 …… 10

10．提案理由の説明 …… 10

（１）議案第64号（大林総務部長） …… 10

（２）議案第65号（大林総務部長） …… 10

（３）議案第66号（大林総務部長） …… 10

（４）議案第67号（大林総務部長） …… 11

（５）議案第68号（大林総務部長） …… 11

（６）議案第69号（大林総務部長） …… 11

（７）議案第70号（大林総務部長） …… 11

（８）議案第71号（中尾市民部長） …… 11

（９）議案第72号（中尾市民部長） …… 12

（10）議案第73号（松尾建設部長） …… 12

（11）議案第74号（大林総務部長） …… 13

（12）議案第75号（山﨑福祉部長） …… 14

（13）議案第76号（山﨑福祉部長） …… 14

（14）議案第77号（山城建設部次長） …… 14

（15）議案第78号（山﨑福祉部長） …… 15

（16）議案第79号（阿蘇品水道局長） …… 15

（17）議案第80号（山城建設部次長） …… 16

（18）議案第81号（渡邊教育部長） …… 16

（19）議案第82号（渡邊教育部長）　……　17
（20）議案第83号（中尾市民部長）　……　17
（21）議案第84号（山﨑福祉部長）　……　17
（22）議案第85号（石井経済部長）　……　18
（23）議案第86号（石井経済部長）　……　18
（24）議案第87号（石井経済部長）　……　18
（25）議案第88号（石井経済部長）　……　18
（26）議案第89号（渡邊教育部長）　……　18
（27）議案第90号（大林総務部長）　……　19
（28）議案第91号（阿蘇品副市長）　……　19
（29）議案第92号（阿蘇品副市長）　……　19
（30）議案第93号（阿蘇品副市長）　……　19
（31）議案第94号（阿蘇品副市長）　……　19
（32）議案第95号（阿蘇品副市長）　……　20
（33）議案第96号（阿蘇品副市長）　……　20
（34）報告第15号（松尾建設部長）　……　20
（35）報告第16号（石井経済部長）　……　20
11．散　会　……　21

第２号（12月７日）

１．議事日程　……　25
２．本日の会議に付した事件　……　26
３．出席議員　……　26
４．説明のため出席した者　……　26
５．事務局職員出席者　……　27
６．日程第１　質疑・一般質問　……　28
（１）古川和博議員一般質問　……　28
○石井経済部長答弁　……　29
（２）古川和博議員一般質問　……　30
○石井経済部長答弁　……　31
（３）古川和博議員一般質問　……　31
○石井経済部長答弁　……　32
（４）古川和博議員一般質問　……　33
○石井経済部長答弁　……　34

（５）古川和博議員一般質問 …… 34
○大林総務部長答弁 …… 35
（６）古川和博議員一般質問 …… 36
（７）山下誠治議員一般質問 …… 37
○渡邊教育部長答弁 …… 37
（８）山下誠治議員一般質問 …… 38
○阿蘇品副市長答弁 …… 39
（９）山下誠治議員一般質問 …… 40
○阿蘇品副市長答弁 …… 41
（10）山下誠治議員一般質問 …… 42
（11）芋生よしや議員一般質問 …… 43
○渡邊教育部長答弁 …… 44
（12）芋生よしや議員一般質問 …… 44
○渡邊教育部長答弁 …… 45
（13）芋生よしや議員一般質問 …… 45
○渡邊教育部長答弁 …… 46
（14）芋生よしや議員一般質問 …… 47
○渡邊教育部長答弁 …… 47
（15）芋生よしや議員一般質問 …… 48
○渡邊教育部長答弁 …… 48
（16）芋生よしや議員一般質問 …… 48
○渡邊教育部長答弁 …… 49
（17）芋生よしや議員一般質問 …… 49
○渡邊教育部長答弁 …… 49
（18）芋生よしや議員一般質問 …… 50
○山﨑福祉部長答弁 …… 50
（19）芋生よしや議員一般質問 …… 51
○大林総務部長答弁 …… 53
（20）芋生よしや議員一般質問 …… 53
○阿蘇品副市長答弁 …… 54
（21）芋生よしや議員一般質問 …… 54
○阿蘇品副市長答弁 …… 55
（22）芋生よしや議員一般質問 …… 55
（23）勢田昭一議員一般質問 …… 56

○大林総務部長答弁 …… 57
(24) 勢田昭一議員一般質問 …… 57
○中尾市民部長答弁 …… 58
(25) 勢田昭一議員一般質問 …… 58
○中尾市民部長答弁 …… 59
(26) 勢田昭一議員一般質問 …… 59
○渡邊教育部長答弁 …… 60
(27) 勢田昭一議員一般質問 …… 61
○渡邊教育部長答弁 …… 62
(28) 勢田昭一議員一般質問 …… 63
○吉野首席教育審議員答弁 …… 63
(29) 勢田昭一議員一般質問 …… 64
○渡邊教育部長答弁 …… 64
(30) 勢田昭一議員一般質問 …… 65
(31) 北原昭三議員一般質問 …… 66
○渡邊教育部長答弁 …… 66
(32) 北原昭三議員一般質問 …… 67
○渡邊教育部長答弁 …… 67
(33) 北原昭三議員一般質問 …… 67
○渡邊教育部長答弁 …… 68
(34) 北原昭三議員一般質問 …… 69
○大林総務部長答弁 …… 69
(35) 北原昭三議員一般質問 …… 70
○大林総務部長答弁 …… 70
(36) 北原昭三議員一般質問 …… 71
○大林総務部長答弁 …… 72
(37) 北原昭三議員一般質問 …… 72
○山﨑福祉部長答弁 …… 73
(38) 北原昭三議員一般質問 …… 74
○松尾建設部長答弁 …… 74
(39) 北原昭三議員一般質問 …… 75
○松尾建設部長答弁 …… 75
(40) 北原昭三議員一般質問 …… 75
○松尾建設部長答弁 …… 76

（41）北原昭三議員一般質問 …… 76
○大林総務部長答弁 …… 77
（42）北原昭三議員一般質問 …… 77
○大林総務部長答弁 …… 78
（43）北原昭三議員一般質問 …… 78
（44）高橋龍一議員一般質問 …… 79
○石井経済部長答弁 …… 79
（45）高橋龍一議員一般質問 …… 80
○石井経済部長答弁 …… 82
（46）高橋龍一議員一般質問 …… 82
○石井経済部長答弁 …… 83
（47）高橋龍一議員一般質問 …… 84
○大林総務部長答弁 …… 85
（48）高橋龍一議員一般質問 …… 86
７．散　会 …… 86

第３号（12月８日）

１．議事日程 …… 89
２．本日の会議に付した事件 …… 89
３．出席議員 …… 90
４．説明のため出席した者 …… 90
５．事務局職員出席者 …… 91
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 92
（１）有働辰喜議員一般質問 …… 92
○渡邊教育部長答弁 …… 93
（２）有働辰喜議員一般質問 …… 93
○渡邊教育部長答弁 …… 94
（３）有働辰喜議員一般質問 …… 95
○渡邊教育部長答弁 …… 95
（４）有働辰喜議員一般質問 …… 96
○渡邊教育部長答弁 …… 97
（５）有働辰喜議員一般質問 …… 97
○渡邊教育部長答弁 …… 98
（６）有働辰喜議員一般質問 …… 99

○渡邊教育部長答弁 …… 99
（７）有働辰喜議員一般質問 …… 100
○中尾市民部長答弁 …… 101
（８）有働辰喜議員一般質問 …… 102
○山﨑福祉部長答弁 …… 103
（９）有働辰喜議員一般質問 …… 104
（10）立山大二朗議員一般質問 …… 104
○大林総務部長答弁 …… 106
（11）立山大二朗議員一般質問 …… 107
○石井経済部長答弁 …… 109
（12）立山大二朗議員一般質問 …… 110
○中尾市民部長答弁 …… 113
（13）立山大二朗議員一般質問 …… 113
○阿蘇品副市長答弁 …… 115
（14）立山大二朗議員一般質問 …… 115
（15）小川榮二議員一般質問 …… 117
○堀田教育長答弁 …… 119
（16）小川榮二議員一般質問 …… 119
（17）原芳郎議員一般質問 …… 120
○石井経済部長答弁 …… 122
（18）原芳郎議員一般質問 …… 122
○渡邊教育部長答弁 …… 124
（19）原芳郎議員一般質問 …… 125
○堀田教育長答弁 …… 126
（20）原芳郎議員一般質問 …… 126
○渡邊教育部長答弁 …… 127
（21）原芳郎議員一般質問 …… 128
○阿蘇品副市長答弁 …… 128
（22）原芳郎議員一般質問 …… 129
○大林総務部長答弁 …… 129
（23）原芳郎議員一般質問 …… 130
○大林総務部長答弁 …… 131
（24）原芳郎議員一般質問 …… 131
○中尾市民部長答弁 …… 132

（25）原芳郎議員一般質問 …… 133
○大林総務部長答弁 …… 133
（26）原芳郎議員一般質問 …… 134
○阿蘇品副市長答弁 …… 134
（27）原芳郎議員一般質問 …… 135
（28）永田紘二議員一般質問 …… 136
○大林総務部長答弁 …… 136
（29）永田紘二議員一般質問 …… 137
○大林総務部長答弁 …… 137
（30）永田紘二議員一般質問 …… 138
○大林総務部長答弁 …… 139
（31）永田紘二議員一般質問 …… 139
○阿蘇品副市長答弁 …… 140
（32）永田紘二議員一般質問 …… 140
○阿蘇品副市長答弁 …… 141
（33）永田紘二議員一般質問 …… 141
７．日程第２　委員会付託 …… 142
８．散　会 …… 142

第４号（12月22日）

１．議事日程 …… 145
２．本日の会議に付した事件 …… 146
３．出席議員及び欠席議員 …… 148
４．説明のため出席した者 …… 148
５．事務局職員出席者 …… 149
６．日程第１　議案の撤回 …… 150
日程第２　議案第64号～議案第90号・議案第91号～議案第95号 …… 151
７．各常任委員長の報告 …… 151
（１）建設経済常任委員長報告 …… 151
（２）市民福祉常任委員長報告 …… 153
（３）総務文教常任副委員長報告 …… 154
（４）予算決算常任委員長報告 …… 157
８．質　疑 …… 157
９．討　論 …… 157

（１）芋生よしや議員討論 …… 157
10．採　決 …… 160
11．閉　会 …… 162

１１月２９日(火曜日)

令和４年（第５回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

令和４年11月29日（火曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　予算決算常任委員会委員の選任

第４　議案第64号　山鹿市部設置条例の一部を改正する条例

議案第65号　山鹿市個人情報保護法施行条例

議案第66号　山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第67号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第68号　山鹿市職員の配偶者同行休業に関する条例

議案第69号　山鹿市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

議案第70号　山鹿市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

議案第71号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例

議案第72号　山鹿市税条例の一部を改正する条例

議案第73号　山鹿市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第74号　令和４年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）

議案第75号　令和４年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第76号　令和４年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第77号　令和４年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

議案第78号　令和４年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第79号　令和４年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）

議案第80号　令和４年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）

議案第81号　工事請負契約の締結について

議案第82号　財産の処分について

議案第83号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市薄尾斎場）

議案第84号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市鹿本ふれあいセンター）

議案第85号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿灯籠民芸館）
議案第86号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））
議案第87号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市岳間渓谷キャンプ場）
議案第88号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市さくら湯）
議案第89号　公の施設の指定管理者の指定について
（八千代座等）
議案第90号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
議案第91号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第92号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第93号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第94号　人権擁護委員の推薦について
議案第95号　人権擁護委員の推薦について
議案第96号　人権擁護委員の推薦について
報告第15号　専決処分の報告について
報告第16号　専決処分の報告について

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	関口和良
２番	永田壮拡
３番	深牧大助
４番	原　芳郎
５番	隈部賢治
６番	高橋龍一
７番	豊田新二郎
８番	山下誠治
９番	古川和博

10番	金　光　一　誠
11番	松　見　真　一
12番	立　山　大二朗
13番	小　川　榮　二
14番	芋　生　よしや
15番	勢　田　昭　一
16番	有　働　辰　喜
17番	服　部　香　代
18番	冨　丸　洋一郎
19番	北　原　昭　三
20番	永　田　紘　二

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	早　田　順　一
副市長	阿蘇品　貴　司
教育長	堀　田　浩一郎
総務部長	大　林　秀　樹
総務部首席審議員	池　田　淳　志
市民部長	中　尾　雄　二
福祉部長	山　﨑　寿　雄
経済部長	石　井　耕一郎
建設部長	松　尾　正　都
教育部長	渡　邊　義　明
消防本部消防長	有　尾　壽　朗
市民部次長	白　石　浩　二
福祉部次長	野　満　ふみ子
経済部次長	栗　原　昭　浩
建設部次長	山　城　一　夫
水道局長	阿蘇品　　健
教育部次長	園　田　正　尚
総務課長	永　田　健　一
税務課長	新　堀　竜一郎
福祉援護課審議員	田　中　成　二
農業振興課長	三　森　一　幸

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

事務局職員出席者

議会事務局長	小山　天
局長補佐兼議事係長	森　英州
書記	木村隆寛

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

午前10時00分　開会

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○服部香代　議長

ただいまから令和４年（第５回）山鹿市議会12月定例会を開会いたします。

会議に先立ち、市長から挨拶の申し出があっておりますので、これを許可いたします。早田市長。

［早田順一　市長　登壇］

○早田順一　市長

皆さん、おはようございます。

令和４年12月定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

まず、近況として、この10月から11月にかけまして、市内各地で多くの祭り・イベント等が開催されました。豊前街道「街道浪漫」を皮切りに、鹿央ふるさと祭り、やまがアート2022、来民門前市、そして鹿北まつりと続き、この後も12月３日に菊鹿まつりの開催が予定されています。

この２年間、コロナ禍の中で実施できなかったイベントもあり、全ての会場で開催を喜び、楽しむ地域の皆様の笑顔があふれておりました。また、それぞれのイベントで、子供たちが出演する姿をほほ笑ましく思うとともに、出展された作品や企画・運営に携わる様子に、子供たちの確かな成長と今後への期待を強く感じたところでございます。

それから、この期間、二つの周年事業も開催されました。

一つは、チブサン古墳、鍋田横穴群の国史跡指定100周年記念シンポジウムでございます。大正11年の国史跡指定から100年を迎えるチブサン古墳、鍋田横穴群を初めとする装飾古墳の価値と重要性について、広く理解していただくため開催されたものでございます。

専門家の方々のお話を拝聴し、その価値の大きさを再認識するとともに、これらの文化財を地域の宝として守り伝えるため、ご尽力いただいております皆様に対して改めて感謝を申し上げます。

もう一つは、さくら湯竣工150周年記念事業です。明治５年に竣工したさくら湯がことしで150周年となることから、今回、実行委員会が組織され、各団体のご協力によりまして、数々のイベントが開催されました。さくら湯は、山鹿温泉のシンボルとして、これまで多くの皆様に愛されてきましたが、今後もさくら湯を市民の憩い場として、また本市観光の拠点施設として、新たなにぎわいづくりにつなげてまいります。

さて、ことしも残すところ１カ月余りとなりましたが、現在、熊本県内でも新型

コロナウイルスの新規感染者数は微増傾向が続いており、流行第８波への懸念が非常に高まっております。感染拡大を防止するためには、ワクチン接種と換気等の基本的な感染防止対策の徹底に尽きると考えております。高齢者など重症化リスクが高い方々を守るため、そして何よりも自身の健康を守るため、市民の皆様のご協力を引き続きお願いいたします。

本定例会においてご審議いただきます議案は、条例10件、予算７件、工事請負契約の締結１件、財産の処分１件、指定管理者の指定７件、人事案件６件、その他１件の計33件、及び報告２件でございます。これら諸議案につきましては、担当職員が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○服部香代　議長

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、永田壮拡議員、関口和良議員を指名いたします。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○服部香代　議長

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月22日までの24日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、会期は24日間と決定いたしました。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

日程第３　予算決算常任委員会委員の選任

○服部香代　議長

日程第３、予算決算常任委員会委員の選任を議題といたします。

予算決算常任委員は、山鹿市議会委員会条例第８条第１項の規定により、本市議会全議員を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、ただいまの指名のとおり、予算決算常任委員に選任することに決しました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時05分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前10時06分　開議

○北原昭三　副議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま予算決算常任委員会に選任されました議長から、職責上の理由から常任委員を辞退したい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。議長からの申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○北原昭三　副議長

ご異議なしと認めます。したがって、服部議長の予算決算常任委員の辞任を許可することに決しました。

ここで、議長と交代いたします。

［議長　交代］

○服部香代　議長

引き続き、会議を開きます。

次に、委員会条例第10条の規定により、議長招集による予算決算常任委員会を招集いたします。

休憩中、直ちに予算決算常任委員会は、委員会条例第10条の規定により、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

場所は、第１会議室といたします。

ここで、予算決算常任委員会開催のため、しばらく休憩いたします。

午前10時09分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前10時16分　開議

○服部香代　議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま予算決算常任委員会において、正副委員長が互選されましたので、報告いたします。

予算決算常任委員会委員長、北原昭三議員、副委員長、有働辰喜議員、以上のと

おりです。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第４　議案第64号～議案第96号
報告第15号～報告第16号

○服部香代　議長

日程第４、議案第64号から報告第16号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

議案第64号から議案第70号まで、一括してご説明いたします。

まず、議案第64号　山鹿市部設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、現行の経済部を農林部と商工観光部に再編し、農林業振興及び商工業・観光振興施策の充実強化を図るとともに、こども家庭庁の設置及び教育部における所掌事務の見直し等に伴い、子育て支援に係る施策を福祉部の所管とするものでございます。

附則としまして、この条例は令和５年４月１日から施行し、あわせて関係条例について所要の規定を整備するものです。

続きまして、議案第65号　山鹿市個人情報保護法施行条例について、ご説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正により、これまで国の機関においては法律、地方公共団体においてはそれぞれの条例により規定しておりました個人情報保護制度が法律に一元化され、全国的な共通ルールとして適用されることに伴い、法律の施行に関し必要な事項を定めるものです。

附則として、この条例は令和５年４月１日から施行し、あわせて現行の山鹿市個人情報保護条例を廃止するとともに、必要な経過措置を定めます。

続きまして、議案第66号　山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、国家公務員特別職及び県内自治体における特別職の期末手当の状況に鑑み、市議会議員及び市長等の期末手当の支給割合を年間0.05月引き上げるものであります。

附則としまして、この条例は一部の規定を除き公布の日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第67号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、国家公務員及び熊本県職員の給与改定に準じて、職員の月例給を平均0.3%、勤勉手当を0.1月引き上げるため、所要の規定の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は一部の規定を除き公布の日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第68号　山鹿市職員の配偶者同行休業に関する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、職員の配偶者が仕事などで外国に滞在し、その配偶者と生活を共にする場合に、職員としての身分を保持しつつ、職務に従事しないことができる配偶者同行休業制度を導入するため、新たに条例を制定するものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、あわせて関係条例について所要の規定を整備するものです。

続きまして、議案第69号　山鹿市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、専門的な知識経験を有する者等を任期を定めて採用する一般職の職員の任用形態について、これを病院事業以外においてもできるようにするため、所要の規定の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は令和５年４月１日から施行し、あわせて関係条例について所要の規定を整備するものです。

続きまして、議案第70号　山鹿市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正等に伴い、職員の定年の段階的引き上げ並びに60歳に到達した職員に対する管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等に係る関係条例の改廃を行うものです。

附則としまして、この条例は一部の規定を除き令和５年４月１日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

中尾市民部長。

［中尾雄二　市民部長　登壇］

○中尾雄二　市民部長

議案第71号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、マイナンバーカードのさらなる普及促進に向けて、コンビニ交付サービスによる各種証明書発行手数料を、窓口の場合と比べて減額するため、条例を改正する必要があり提案するものです。

改正の内容は、住民票、印鑑登録証明書などを300円から200円へ、戸籍事項証明書を450円から300円に減額し、利用促進を図ります。

附則といたしまして、この条例は令和５年４月１日から施行するものです。

続きまして、議案第72号　山鹿市税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、公益のためにのみ使用される固定資産において、固定資産税の免除規定を設ける等のため、条例を改正する必要があり、提案するものです。

改正の内容は、地縁による団体等に係る固定資産税の課税免除規定の新設及び市税の減免規定の整備です。

附則としまして、この条例は、一部の規定を除き令和５年４月１日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

松尾建設部長。

［松尾正都　建設部長　登壇］

○松尾正都　建設部長

議案第73号　山鹿市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

農業集落排水事業につきましては、平成31年１月25日付総務大臣通知によりまして、令和６年度までに公営企業会計へ移行する要請があっており、本市におきましても令和５年４月からの公営企業会計への移行に向け、準備を進めております。

本議案につきましては、公営企業会計の移行に伴い、山鹿市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要があり提案するものです。

附則としまして、この条例は令和５年４月１日から施行するものとし、山鹿市農業集落排水事業基金条例を廃止し、山鹿市特別会計条例その他２件について所要の改正を行うものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

議案第74号　令和４年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）につきまして、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の補正は、総額から1036万8000円を減額するものです。補正後の総額は、325億1198万円となります。

５ページをお願いいたします。

第２表は、債務負担行為補正です。鹿本ふれあいセンターなど７件の公の施設の指定管理に関するもののほか、令和５年度に市内小中学校に学校ＩＣＴ支援員を配置する業務及び令和４年７月に入札不落となった、めのだけ小学校特別支援教室整備事業について、事業費を増額の上、令和５年度までの２カ年事業とするため、記載のとおり追加するものです。

６ページをお願いいたします。

第３表は、地方債補正です。農業生産基盤整備事業について、限度額を変更するものです。

続きまして、補正予算の主な内容につきまして、歳出によりご説明申し上げます。

今回の補正予算は、議案第66号及び第67号に基づく給与等の改定並びに人事異動等に係る職員給等の調整、補助事業の採択などを編成しております。

20ページをお願いいたします。

（款）農林水産業費、（目）農業振興費の中の農業担い手支援総合対策事業375万円は、国・県の経営発展支援事業補助金を活用し、新規就農者の機械導入を支援するものです。

次の農産物生産振興事業121万3000円は、熊本県の園芸・特産事業者緊急支援事業補助金を活用し、資材・燃料価格高騰の影響を受けている園芸・特産作物生産者の資材購入や機械導入を支援するものです。

次の（目）農業振興施設費の補正額260万円は、一般社団法人九州地域づくり協会からの寄附金を活用し、防災拠点となる道の駅２カ所の防災備品を購入するものです。

次の（目）農地費の中の農村地域防災減災事業315万円は、国・県の農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金を活用して、土地改良区が実施する農業用施設の改修工事に対して、工事費の一部を負担するものです。

24ページをお願いいたします。

（款）教育費、（目）教育振興費の中の子ども輝きプラン64万7000円は、日本語指導が必要な児童・生徒の転入に伴い、日本語指導支援業務の充実を図るものです。

25ページをお願いいたします。

（目）小学校費の学校管理費の中の学校運営費24万4000円及び（目）中学校費の学校管理費の中の学校運営費262万円は、小中学校の部活動を支援するものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

山﨑福祉部長。

［山﨑寿雄　福祉部長　登壇］

○山﨑寿雄　福祉部長

議案第75号　令和４年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。

１ページをお願いします。

第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ143万4000円を追加し、69億8836万3000円とするものです。

６ページをお願いします。

補正の内容につきまして、ご説明いたします。

今回の補正は、議案第67号に基づく給与等の改定及び会計間異動等に伴う職員給の調整を行うものでございます。

続きまして、議案第76号　令和４年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきまして、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額から、それぞれ193万8000円を減額し、９億4270万5000円とするものです。

５ページをお願いいたします。

補正の内容につきまして、ご説明いたします。

今回の補正は、議案第67号に基づく給与等の改定及び会計間異動等に伴う職員給の調整を行うものでございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

山城建設部次長。

［山城一夫　建設部次長　登壇］

○山城一夫　建設部次長

議案第77号　令和４年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、給与条例の改正に基づく職員の給与等の改定及び会計間異動等に係る調整を行うものです。

１ページをお願いします。

第１条、歳入歳出予算の総額に745万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を７億4827万7000円とするものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

山﨑福祉部長。

［山﨑寿雄　福祉部長　登壇］

○山﨑寿雄　福祉部長

議案第78号　令和４年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）につきまして、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額から、それぞれ624万8000円を減額し、68億6846万円とするものです。

８ページをお願いいたします。

補正の内容につきまして、ご説明いたします。

８ページから10ページの今回の補正は、議案第67号に基づく給与等の改定及び会計間異動等に伴う職員給の調整を行うものでございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

阿蘇品水道局長。

［阿蘇品健　水道局長　登壇］

○阿蘇品健　水道局長

議案第79号　令和４年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、給与条例の改正に準じた職員の給与等の改定及び会計間異動等に係る調整を行うものです。

１ページをお願いいたします。

第２条、（第１款）水道事業費用の既決予定額から1016万8000円を減額し、５億3887万円とするものです。

また、これに伴いまして、第３条、議会の議決を経なければ流用することができない経費を1051万3000円減額し、5127万5000円とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

山城建設部次長。

［山城一夫　建設部次長　登壇］

○山城一夫　建設部次長

議案第80号　令和４年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、給与条例の改正に基づく職員の給与等の改定及び会計間異動等に係る調整を行うものです。

１ページをお願いします。

第２条、（第１款）下水道事業費用の既決予定額を194万5000円減額し、12億9311万2000円とするものです。

また、これに伴いまして、第３条、議会の議決を経なければ流用することができない経費を182万5000円減額し、3420万4000円とするものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

議案第81号　工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

本案は、八幡小学校屋内運動場建設外工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を経る必要があり、提案するものでございます。

契約の目的は、八幡小学校屋内運動場建設外工事です。

契約方法は、一般競争入札です。今回の一般競争入札は、２社が共同連携して工事を請け負う特定建設工事共同企業体、いわゆるＪＶ方式で、代表構成員は熊本県内、構成員は山鹿市内に本店または営業所を有することを条件といたしております。

契約の金額は７億9750万円、契約の相手方は増永・野中建設工事共同企業体、代表者は熊本市中央区水前寺３丁目３番25号、株式会社増永組、代表取締役、鷹尾雄二氏でございます。

次のページをご覧ください。

工事の場所は、山鹿市熊入町300番地地内。工事の概要としまして、構造は鉄筋コンクリート造一部木造平家建て。建築面積は1107.24平方メートル、延床面積は985平方メートルです。

内容は、建築工事一式、電気設備工事一式、外構工事一式、既存校舎改修工事一式等でございます。

工期は、本契約成立日の翌日から、令和６年８月23日までございます。

続きまして、議案第82号　財産の処分について、ご説明を申し上げます。

本案は、本市財産の効率的運用及び山鹿市立山内小学校の用に供していた財産の有効活用を図るための土地及び建物の処分について、このうち建物の予定価格が2000万円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分する財産の建物は、所在が山鹿市鹿央町梅木谷字古閑245番１、構造、床面積は鉄筋コンクリート造３階建ての校舎が1725平方メートル、鉄筋コンクリート造平家建ての特別教室棟が544平方メートル、鉄骨造平家建ての食堂給食棟ほか３棟が303平方メートル、木造平家建ての飼育小屋が36平方メートル、及び所在が山鹿市鹿央町梅木谷字古閑255番地１、鉄骨造平家建てが57平方メートルで、プール用トイレ更衣室ほか１棟でございます。

売り払い価格は2563万4804円、契約の相手方は山鹿市鍋田178番地１、株式会社リブワーク、代表取締役、瀬口力氏でございます。

以上、説明を終わります。

○服部香代　議長

中尾市民部長。

［中尾雄二　市民部長　登壇］

○中尾雄二　市民部長

議案第83号　公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

公の施設の名称は、山鹿市薄尾斎場でございます。

指定管理者は、富山県富山市奥田新町12番３号、株式会社五輪でございます。

指定の期間は、令和５年４月１日から令和10年３月31日までの５年間とするものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

山﨑福祉部長。

［山﨑寿雄　福祉部長　登壇］

○山﨑寿雄　福祉部長

議案第84号　公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

公の施設の名称は、山鹿市鹿本ふれあいセンターでございます。

指定管理者は、山鹿市中578番地、社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会でございます。

指定の期間は、令和５年４月１日から令和７年３月31日までの２カ年でございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

議案第85号から議案第88号までの公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

まず、議案第85号、公の施設の名称は、山鹿灯籠民芸館でございます。

指定管理者は、山鹿市山鹿１番地１、一般財団法人山鹿市地域振興公社、指定の期間は、令和５年４月１日から令和10年３月31日までとするものです。

続きまして、議案第86号、公の施設の名称は、山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村）でございます。

指定管理者は、山鹿市菊鹿町矢谷2005番地２、矢谷渓谷観光開発社、指定の期間は、令和５年４月１日から令和８年３月31日までとするものです。

続きまして、議案第87号、公の施設の名称は、山鹿市岳間渓谷キャンプ場でございます。

指定管理者は、山鹿市鹿北町多久3529番地５、岳間渓谷観光グループ、指定の期間は、令和５年４月１日から令和10年３月31日までとするものです。

続きまして、議案第88号、公の施設の名称は、山鹿市さくら湯でございます。

指定管理者は、山鹿市山鹿１番地１、一般財団法人山鹿市地域振興公社、指定の期間は、令和５年４月１日から令和10年３月31日までとするものです。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

議案第89号　公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

公の施設の名称は、八千代座、八千代座管理資料館、新楽屋及び八千代座交流施設でございます。

指定管理者は、山鹿市山鹿１番地１、一般財団法人山鹿市地域振興公社、指定の期間は、令和５年４月１日から令和10年３月31日までとするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

議案第90号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

本案は、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である菊池環境保全組合が解散することに伴い、熊本県市町村総合事務組合規約を変更するものです。

附則として、この規約は令和５年４月１日から施行するものです。

なお、本案に関する変更手続につきましては、熊本県市町村総合事務組合を構成する全ての団体において、議決が必要となります。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

阿蘇品副市長。

［阿蘇品貴司　副市長　登壇］

○阿蘇品貴司　副市長

議案第91号から議案第93号までの固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

これら３案件は、３名の固定資産評価審査委員会委員が令和５年３月１日をもちまして任期満了となりますので、次期の固定資産評価審査委員会委員を選任するため、地方税法第423条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

議案第91号は、野中弘樹氏の任期満了に伴い、再度、同氏を選任しようとするものです。

議案第92号は、由富順子氏の任期満了に伴い、再度、同氏を選任しようとするものです。

議案第93号は、中山俊治氏の任期満了に伴い、新たに本多隆文氏を選任しようとするものです。

なお、それぞれ次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第94号から議案第96号までの人権擁護委員の推薦について、ご説明申し上げます。

これら３案件は、３名の人権擁護委員が令和５年３月31日をもちまして任期満了となりますので、次期の人権擁護委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

議案第94号は、現委員、有働真澄氏の任期満了に伴い、再度、同氏を推薦しようとするものです。

議案第95号は、木村厚男氏の任期満了に伴い、新たに小川芳和氏を推薦しようとするものです。

議案第96号は、松山みずえ氏の任期満了に伴い、新たに北井さとし氏を推薦しようとするものです。

それぞれ次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○服部香代　議長

松尾建設部長。

［松尾正都　建設部長　登壇］

○松尾正都　建設部長

報告第15号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180号第１項の規定に基づき、市道の管理瑕疵による事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は、令和４年５月22日、午後11時ごろです。

相手方の住所、氏名は、記載のとおりです。

事故の概要は、山鹿市中央通地内において、市道宗方24号線を歩行中、当該市道に敷設された側溝の一部の蓋のない箇所に転落し、右下腿を負傷したものです。

損害賠償の額は、44万200円です。

和解条項といたしましては、山鹿市は相手方に対し損害を賠償し、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し、何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、ご報告申し上げます。

○服部香代　議長

石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

報告第16号　専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、林道で発生した事故に係る訴訟上の和解について専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により、ご報告するものです。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は、令和３年３月３日、午前11時20分ごろです。

相手方の住所、氏名は、記載のとおりでございます。

事件の概要は、山鹿市菊鹿町上内田地内において、矢谷渓谷キャンプ場から菊池市を結ぶ森林基幹道八方ヶ岳線を自動車で走行していた相手方が、令和２年７月豪雨により林道路肩崩壊のため、本市が三角コーンとコーンバー等により通行どめの措置をとっていた区間に進入し、災害で崩落した箇所に自動車ごと転落し、車両の損傷及び相手方が負傷したものです。

これを受け、相手方は、熊本地方裁判所山鹿支部へ損害賠償請求訴訟を提起され、本市も事故における損害賠償責任はないものとして訴訟に対し応訴し、訴訟手続きを進めていましたが、裁判所から和解を勧められ、双方合意し、和解に至ったものです。

和解事項として、本件解決金として15万円の支払い義務を認め、山鹿市は相手方に対し、本件解決金を支払い、相手方はその余の請求を放棄すること、また両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し、何ら債権債務がないことを相互に確認し、訴訟費用は各自の負担とするものです。

以上、ご報告申し上げます。

○服部香代　議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

散　会

○服部香代　議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時59分　散会

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

１２月７日(水曜日)

令和４年（第５回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

令和４年12月７日（水曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

発言通告

１．古川和博

一般質問

（１）里山農業振興について

（２）地域防犯対策並びに高齢者対策について

２．山下誠治

一般質問

（１）第４次山鹿市読書活動推進計画について

（２）ふるさと納税について

（３）姉妹都市・友好都市について

３．芋生よしや

一般質問

（１）学童クラブについて

（２）介護タクシーについて

（３）ジェンダー平等について

４．勢田昭一

一般質問

（１）まもる視点、地域活性化の特色と施策について

（２）つなぐ視点、社会教育環境（文化財、施設の観覧利用・文化課の再設置）の充実について

（３）創り出す視点、学校教育環境（楽しく学ぶ・働く）の充実について

５．北原昭三

一般質問

（１）安全で快適なトイレ等の整備について

（２）ＬＧＢＴについて

（３）高齢者支援対策について

（４）安心・安全なまちづくりについて

６．高橋龍一

一般質問

（１）人口増加の方策について

（２）損害賠償請求に係る市の対応について（林道事故等について）

（３）やまがメイトの活用について

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	関口和良
２番	永田壮拡
３番	深牧大助
４番	原　芳郎
５番	隈部賢治
６番	高橋龍一
７番	豊田新二郎
８番	山下誠治
９番	古川和博
10番	金光一誠
11番	松見真一
12番	立山大二朗
13番	小川榮二
14番	芋生よしや
15番	勢田昭一
16番	有働辰喜
17番	服部香代
18番	冨丸洋一郎
19番	北原昭三
20番	永田紘二

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

説明のため出席した者

副市長	阿蘇品貴司
教育長	堀田浩一郎

総務部長	大林秀樹
市民部長	中尾雄二
福祉部長	山﨑寿雄
経済部長	石井耕一郎
建設部長	松尾正都
教育部長	渡邊義明
消防本部消防長	有尾壽朗
市民部次長	白石浩二
福祉部次長	野満ふみ子
建設部次長	山城一夫
教育部首席教育審議員	吉野栄治
総合戦略課長	吉岡　隆
防災監理課長	園田和雄
人権啓発課長	長迫　貴
地域生活課長	鬼塚敦夫
長寿支援課長	田上博之
農林整備課長	鶴川浩一郎
商工観光課企業誘致推進室長	中島正博
建設課長	樺　浩介
学校施設課長	渕上邦広
社会教育課長	井上欣也
子ども課長	豊田義幸

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

事務局職員出席者

議会事務局長	小山　天
書記	木村隆寛

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午前10時00分　開議

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

○服部香代　議長

直ちに本日の会議を開きます。

ご報告いたします。早田市長から、病気のため、本会議を欠席する旨の届け出がありましたので、お知らせをいたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○服部香代　議長

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。古川和博議員。

［９番　古川和博　議員　登壇］

○古川和博　議員

皆さん、おはようございます。

議席番号９番、清風やまが、古川和博です。新人議員として、早くも２年が経過しようとしています。この間、果たしてどれだけの市民の皆さんの負託に応えることができたのか自問自答しながら、数多くの研修会、協議会、勉強会に参加しました。

その中でも、特に９月から10月にかけ、農林業や商工業の各種団体との協議を通じ、物価高騰に対する悲痛な叫びを聞きました。早田市政におかれては、11月の臨時議会により、燃油高騰対策の緊急支援対策として２億9000万円ほどの臨時予算措置を講じられました。

では、発言通告に従い、里山農業支援及び防犯対策について、２点の一般質問を行います。

本年３月議会質問に対して、執行部答弁の生産量西日本一のクリについて、全国一を目指し振興を図ると熊日新聞に掲載されました。これから先、クリに特化した山鹿でしか買えない、もしくはふるさと納税でしか手に入らないなどの商品開発が展開され、相乗効果としてふるさと納税額もふえ、所得もふえ、行政サービスも充実していけば、移住定住による人口増加まで見込めると希望を膨らませたものであります。その手だてと思い、２例の先進地研修事例を紹介します。

１例目、本年10月13日、和栗日本一の茨城県笠間市を訪問し、農政課栗ブランド戦略室の取り組みを、会派として研修しましたので紹介します。

最初の気づきは、笠間市長による笠間栗で日本一を目指せとの言明が下り、全てのクリにかかわる人、１次産業だけではなく、もうかることをコンセプトとして、

農政課内に栗ブランド戦略室が令和３年に設置され、本年からはもうかる笠間の栗産地づくり推進ビジョンに基づき、笠間市農業公社とともに次々と市場を開拓されておられます。

２例目、11月８日には、同じく茨城県境町、人口２万4000人ほどでありますが、総務文教委員会全員で、ふるさと納税について視察研修をしました。

当時、境町は夕張市に次ぐ財政破綻の危機にあり、ふるさと納税額をふやすことに活路を開かれ、今では全国17位、48億円を稼ぐ町に変身しています。始まりは、市長と議会が一枚岩となって、さかいまちづくり公社を設立したことが起点となっています。今では、フランス製、１台5000万円の自動運転バス、約11人乗り２台が町中を無料で走り、次期購入予定２台が決定しているとの説明がありました。

この２例に共通していることは、どちらも行政トップの強い思いが今日に至っているということであります。活気ある山鹿をつくるためには、もうからなければ、稼がなければ何もできないものと思います。

１回目の質問です。中山間農地に再び日が当たるような、西日本一のクリ、山鹿和栗に対して、商品開発状況及びブランド化への道筋について、お尋ねいたします。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

古川議員のご質問、山鹿和栗商品開発状況等について、お答えをいたします。

まず、クリの振興を進めていくために必要なのは、市全体における山鹿和栗での盛り上がりの醸成が不可欠でございます。

その中で、農家や加工業者などの事業者を含めた山鹿市全体で、西日本一の生産量を誇る地域であるということを知っていただくことが重要であり、その上でさまざまな取り組みを行っていくべきだと考えております。

山鹿和栗の商品開発につきましては、現在、山鹿和栗をベースとしたスイーツを、一般家庭向けをターゲットとし、クリだんごやクリようかんなどの商品について、複数の民間事業者と連携し、試作品の開発に取り組んでいるところでございます。

今後は、試作品の活用をいかに促していくかなどの課題もございますが、ホームページ等のメディアでの周知に向けて、レシピやパッケージデザイン等の作成も行っていきたいと考えております。

次に、知名度向上対策につきましては、くまもと山鹿和栗スイーツフェアや西日本一の栗まつりウィークなどは、今後も継続して取り組んでまいります。また、山鹿和栗専用のＰＲ用パンフレットについても作成を行い、多くの人に山鹿和栗への

理解度を深めていきたいと考えております。

さらに、本年度実施しているクリのニーズに関するマーケティング調査の結果を精査し、次年度以降、地域内で加工・流通する仕組みを構築させ、あわせて生産者支援についても強化していきたいと思います。

今後、山鹿市産和栗のさらなるブランド化を図るため、県やＪＡなどの関係機関や菓子店、生産者を含めた組織を立ち上げ、日本一のクリ産地を目指し、議論を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁し上げます。

○服部香代　議長

古川議員。

［９番　古川和博　議員　登壇］

○古川和博　議員

当市は、831戸の生産者により、面積642ヘクタール、クリ生産量867トン、産出額３億3000万円、これは令和２年果樹振興実績調べでございます。という西日本一の栗産地であり、果樹支援事業によりこの５年間で52.6ヘクタールのクリの新植がなされ、面積は増加傾向です。ただ、後継者不足で園地が荒れ、現金かえの荷受け業者が増加、クリペースト原料が不足するなど、域内流通量が足りない状態にあります。まずは、クリにかかわる生産、加工、販売、全ての皆さんが同じ方向を向いてもらえるような体制づくり、組織づくりが喫緊の課題と考えます。答弁にありました、県、ＪＡなど関係団体との議論を深められ、次年度には早期にプロジェクトが立ち上がることを強く期待します。

先ほど紹介した全国トップの笠間市では、生産支援策として遊休農地を栽培意欲のある人に紹介し、荒廃地を減らし、生産性向上を図る一方で、クリ栽培農地貸付制度として、規模拡大に意欲のある生産者へ農地を貸し出す人に補助金10アール当たり１万5000円を支給されておられます。加工面では、クリの皮むき専用のむき子マイスターを養成し、むきクリを低コストで市内流通用に供給されるなど、数多くの補助メニューが用意されておられました。

また、農業公社の協力のもと台湾へクリのペースト10キロを初輸出され、笠間のクリ、知名度アップによる経済効果も図られておられます。いずれも、栗ブランド戦略室が企画・立案され、地域挙げての生き残りをかけたもうかる栗産地を実現され、生産者の取得向上につなげておられます。先進地のいいところは、徹底的にまねて、まねて、山鹿市独自の施策を確立できるよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、２回目の質問です。タケノコブランド対策及び加工品の開発状況について、お尋ねします。本年３月議会での質問から時間も経過しましたので、進捗状況を含

め、お尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

ご質問の、タケノコブランド対策、加工品の開発状況について、お答えをいたします。

令和２年度熊本県林業統計要覧によりますと、本市のタケノコの生産量は1088トンで、県全体の生産量2921トンの約４割弱を占める県内有数の産地であり、中山間地農業の複合経営の重要な作物の一つとして位置づけているところでございます。

本市では、平成30年６月に和水町と定住自立圏形成協定を締結し、農業と観光が連携した取り組みや地域特産品を用いた商品開発など、中山間地が抱える農林業の課題の解決に向け議論を進めております。

現在、タケノコは青果や水煮に加工しての販売が主でありますが、加工品開発やブランド化に向けた取り組みも進めているところでございます。

本年度につきましても、タケノコのご飯の素やメンマの商品開発を進めており、来年７月をめどに、物産館等で販売を行う予定にしており、生産者の所得向上につなげたいというふうに考えております。

今後も同町と連携を図り、さらなる商品開発を行い、地域ブランドとして確立できるよう、取り組みを進めていきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

古川議員。

［９番　古川和博　議員　登壇］

○古川和博　議員

今月の６日からは、早くもタケノコの集荷が始まっております。100キロ程度の初物が出荷されております。昨年は裏年に加え、降雨量が少なく、数量減の単価高で推移しました。本年こそは出荷量が増加し、高単価になるよう期待します。

本市は県下有数の産地であり、970ヘクタールの竹林面積の中で、約３割の291ヘクタールをＪＡタケノコ部会員の皆さんにより良質なタケノコが生産され、青果及び缶詰として県外に発送されています。特に水煮缶詰は、国産100％無添加で令和４年産１万6700缶が製造され、国産志向の高まりもあり、品薄状態で推移しています。ただ、産廃である皮の処理費を初め、解決すべき問題点も多くあります。

このような中、和水町との定住自立圏協定が締結され、タケノコ問題で共通する

課題について、有効な補助事業もあると聞いています。ブランド化を目指すためにも、事業活用策を探ってもらえればと考えます。

また、メンマは中国産が多く、国産材料にこだわる外食チェーンから引きが強くあります。放置林からメンマの原料となる若竹を収穫し、福祉施設に委託して製造販売する、食べる竹林整備として愛媛県西条市の地域づくり組織の報道もあっています。今後とも積極的な取り組みをよろしくお願いします。

次に、３回目の質問です。侵入竹林整備と良質なタケノコの生産環境整備について、お尋ねします。

山鹿和栗なり、タケノコブランド化への取り組みの前提は園地整備がなされた竹林等から始まるものと考えます。農林業者が減少し、竹林整備までとても手が回らない反面、侵入竹林の面積がどんどんふえています。竹は非常に繁殖力を強く、定期的に伐採しなければ、１日１メートルの成長速度を持ち、１年で２メートルから３メートル根が張り、最大７、８メートルに達します。放置すれば、１ヘクタール当たり１万本もの竹が繁茂することになり、誰も足を踏み入れられない危険性をはらんでいます。今後、どのような取り組みを行っていかれるか、お尋ねします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

ご質問の、侵入竹林整備と良質なタケノコ生産環境整備について、お答えをいたします。

放置竹林や山林等への侵入竹の整備につきましては、昨年の６月定例会でもご答弁しました、森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業により、地域住民や森林所有者が行う里山林の保全管理活動などを引き続き支援してまいります。

この事業につきましては、放置竹林などからの侵入竹や風倒木を伐採、除去するほか、荒廃竹林の整備活動や作業道の改修等を支援するもので、令和３年度の３団体から本年度は７団体、令和５年度も14団体が計画されており、うち８団体が新規申し込みをされております。今後も行政協力員会議などを通じて本事業を広く周知し、より多くの方々に取り組んでいただくことで、里山林の荒廃防止に努めてまいります。

次に、良質なタケノコを生産し、ブランド化を図る上では、間伐材等による竹林整備が重要となりますが、今後、高齢化や担い手不足等により、竹林整備の停滞が懸念をされております。

そのため、できるだけ多くの生産者が適正な肥培管理や伐竹など、竹林の園地整

備に取り組んでいただくとともに、今後も良質なタケノコの生産環境体制が継続できるよう、有効な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

古川議員。

［９番　古川和博　議員　登壇］

○古川和博　議員

答弁にありましたように、森林多面的機能活動組織が、昨年３団体から、令和５年、来年には新規８団体を含み14団体に増加するとのこと、地域の深刻さのあらわれとも受け取れます。さらなる組織育成に広報・周知、よろしくお願いいたします。

有効な対応策を講じている事例として、菊池市の取り組みを紹介します。菊池農業高校、農業科１年生が地域の放置竹林伐採ボランティアを行い、ＳＤＧｓや伐採した竹の活用について考え、竹チップを発酵肥料として活用。インタビューでは伐採後の現場もきれいになり、竹を資源として活用、タケノコの収穫もふえれば一石三鳥、今後も竹の活用につき取り組み地域づくりに貢献したいと、たくましい答えがありました。

同じく、県教育委員会熊本スーパーハイスクール構想の指定校として、竹資源を活用した環境保全商品開発について、生ごみ分解にも取り組んでいることも報道されています。さらに、菊池市では、自治体が森林・林業の知識経験を持つ人を雇用する地域林政アドバイザー制度の設置を検討と、熊日報道にありました。

令和６年から徴収される森林環境税制度については、人口の多い都市に配分額が偏っていたものを、森林面積が多い地域に上積みする検討がなされています。現行、大都市圏の横浜市で３億520万円、大阪市で２億3600万円、当市では4820万円と見込まれていますが、政府与党内では林業振興に熱心な自治体へ配分基準を見直し、前向きな使途を提案と報道にあっております。

八女市では、譲与税を財源に竹林保全整備促進事業として、竹の玉切り、搬入助成に、市内からの持ち込みにキロ６円以内で補助、竹炭に加工されています。管内では木場木材工業において、孟宗竹、キロ４円50銭で買い取られ、チップに加工されております。岳間地区では、丸華商店が竹粉を肥料として販売開始など、前向きな取り組みながら、他市に比べ後進さが否めません。

森林環境税の交付金が上積みされることを前提として、竹材加工業者への搬入助成なり、補助金の新設など、有効な対策と思います。ぜひ、今後の検討課題として取り組みをお願いいたします。

４回目の質問です。昨年６月議会に続き、有害鳥獣から農作物を守り、被害を防

ぐための電気柵支援について、お尋ねをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

ご質問の電柵支援等について、お答えをいたします。

本市のイノシシ等防護柵の設置につきましては、平成22年度から実施し、現在まで、設置地区数としまして延べ323地区、約412キロメートルについて整備を行っており、被害額、面積とも、減少傾向にございます。

ただ、近年、高齢化による柵の設置や今後の管理について、懸念されている地区も多く、管理など容易にでき、かつ効果的な設置ができる電気柵についての要望が多いのも現状でございます。

防護柵の設置費用につきましては、電気柵と比較すれば高額であるほか、耐用年数経過後の撤去や処分費用等の問題も抱えており、電気柵の支援拡充も必要になってくるというふうに思っております。

いずれにしましても、柵の設置に関しましては、地域の実情を踏まえ、効果的な被害防止対策になるよう、十分に検討を重ねていきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

古川議員。

［９番　古川和博　議員　登壇］

○古川和博　議員

ＪＡ鹿本との協議でも、農作物の被害が深刻な状況は全国共通であり、環境・農水両省は農作物被害軽減へ年間140万頭程度の捕獲に向け、集中捕獲キャンペーンを展開、2021年度全国捕獲頭数、イノシシ53万頭、鹿については過去最高の72万頭の実績、管内捕獲頭数も猟友会の皆さんのおかげで、イノシシ1690頭、鹿86頭、アナグマ67頭の実績を上げられています。

イノシシにとって、耕作放棄地は絶好のすみかであり、草村ややぶを好んで利用します。侵入防止策としての電気柵支援の要望は大変強く、利便性に優れ、高い効果が見込めるものです。最近、頻繁にイノシシが市街地に出没するニュースが報道されています。山鹿市内においても、大宮通で確認されるなど、対策強化につき、よろしくお願いします。

以上、これまで述べてきました里山農業の支援は、全て関連するものであり、荒廃竹林の拡大防止を図り、クリ、タケノコ園の再生産を目指す上では、移住・定住

者を呼び込む、もしくは結びつけることが必須と考えます。

道をつくるのは行政、目的をつくるのは民間であるといわれています。執行部のマンパワーに限りがある中、今回の部門別組織の再編提案は、積極経済政策への第一歩と思います。執行部におかれましては、外部人材の登用も含め、人的資源の選択と集中により、体制整備を強固にされ、最大限の効果が発揮できますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、２点目の質問、地域防犯対策並びに高齢者対策としての自治体による防犯カメラの設置について、質問します。

近年、地域防犯を取り巻く環境は大きくさま変わりし、日中でも人けがなく、隣人と言葉を交わすことも以前からすれば少なくなりました。当然ながら新型コロナ対応も重なり、在宅か留守かもわからず、閑散としています。このような状況に認知症を原因として徘徊問題なり、空き家を狙ったアルミ資材盗難、及び農具の窃盗が拡大傾向にあります。

熊本県警調べでは、令和３年県内の行方不明者の発生件数は1126件、うち認知症と思われる方が193件、山鹿管内では29件の行方不明者、うち認知症と思われる方が５件と回答がありました。ただ、この件数には早期発見した方はカウントに入らず、受理件数同数か、それ以上の発生件数が見込まれるとのことでありました。

また、事件総数、山鹿管内101件中、万引きを除き窃盗事件38件との回答がありました。このように世情不安定な中に、防犯カメラ設置助成の有用性について、お尋ねをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

古川議員のご質問に、お答えをいたします。

県内他市の防犯カメラの設置補助の状況につきましては、天草市、玉名市、合志市、宇土市の４市が補助金交付要綱等を定めております。

１台当たりの補助は、天草市が対象経費の２分の１以内の額、合志市と宇土市が対象経費の４分の３以内の額で、限度額についてはいずれも10万円となっております。

また、県内にあります警察署内に設置された防犯協会においても、一部団体ではありますが、防犯カメラの設置支援を行っているところでございます。

防犯カメラの設置につきましては、犯罪の予防及び犯罪発生時の早期解決、登下校する児童や高齢者の見守り、自治会等による自主的な防犯活動の取り組みなど、

多様な目的に効果があるものと認識をしております。

しかしながら、実際に防犯カメラを運用することになれば、プライバシーに関する配慮、撮影された映像の管理・提供方法などのルールづくりなど、さまざまな課題があることも認識しておりますが、何より地域住民の合意の形成が不可欠であると思います。

そのため、助成措置につきましては、山鹿警察署及び山鹿地区防犯協会のご意見も伺いながら、今後慎重に検討していく必要があると考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

古川議員。

［９番　古川和博　議員　登壇］

○古川和博　議員

国内認知症及び疑いを含めた行方不明者は、2021年中、延べ１万7600人、うち450名は死亡とありました。９歳以下の子供、行方不明者は1000人を超えているとの、警察庁統計があります。自治体の情報共有システムとして、社協によるＳＯＳキーホルダー無償配布事業も大変効果があるものの、自治体ごとの取り組みであり、なかなか普及率が高まらない現状であります。

10万人当たりの100歳以上高齢者数118.17人、全国５位と報道にありました。熊本県が118.17人おられるそうです。増加傾向であります。子供見守りの視点からも、自治会公民館への防犯カメラ設置は不可欠と思います。各関係機関とご協議いただき、事件・事故などのないことが一番ではありますが、早期発見が早期解決につながるものです。市民が安心して暮らせるまちづくりの取り組みとして、積極的に推進されますよう、よろしくお願いします。

最後に、本年３月議会で、農林水産省が提唱する中山間地域における農用地保全から生活支援までの将来について、協議会を設立し、活動する小さな拠点、農村型地域運営組織（ＲＭＯ）を紹介しました。今回、10月１日に施行された労働者協同組合法を紹介します。今後、全国的に人口減少が進み、各自治体は財政難に直面し、昔は当たり前だった地域の助け合いや公共交通機関サービスなども維持ができなくなる恐れ、いわゆる2040年問題が叫ばれています。

そのような中、労働者協同組合法は、地域の課題解決を地域の互助に求めることを目的に、例えば庭の雑草取り、買い物、ごみ出しなど、３人以上で設立・運営し、地域の課題に取り組む法人が立ち上がっております。この法人に支援する自治体の報道もあっております。小さな拠点同様に、制度設計を急がれ、１日でも早く取りかからなければ時間が足りないことを強く申し上げ、質問を終わります。

ありがとうございました。

○服部香代　議長

以上で、古川議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、山下誠治議員の発言を許します。山下議員。

［８番　山下誠治　議員　登壇］

○山下誠治　議員

おはようございます。

議席番号８番、山下誠治でございます。

発言通告に従い、本日、３件質問させていただきます。

まず、第４次山鹿市読書活動推進計画について、次にふるさと納税について、３件目、姉妹都市・友好都市について、以上３件、よろしくお願いいたします。

それでは、まず１件目、第４次山鹿市読書活動推進計画について、今年度は令和５年度から令和９年度までの５カ年にわたる第４次山鹿市読書活動推進計画を策定されているところと思います。現在の進捗状況をお伺いいたします。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、第４次山鹿市読書活動推進計画について、お答えをいたします。

読書活動推進計画は、いつでも、どこでも、だれでも、自主的に読書活動を行えるように、家庭、地域、学校、公立図書館、行政などが一体となり、積極的に読書活動を推進する計画でございます。

同計画は、平成20年度から、５年ごとに山鹿市読書活動推進計画として作成をしてきております。今年度は、これまでの第３次計画を基本とし、令和５年度から令和９年度までの５年間にわたる第４次山鹿市読書活動推進計画を策定しているところでございます。

策定に当たりましては、地区の学校教育及び社会教育の関係者で、読書推進活動に携わり、教育委員会が委嘱をした図書館協議会委員、公立図書館の司書、小中学校の関係者などから意見を聴取いたしました。

加えまして、小中学校にはアンケート調査にもご協力をいただき、第３次計画の５年間の取り組み状況の検証と、第４次計画に向けてのさまざまなご提案をいただいたところでございます。

今回策定をいたします第４次計画には、熊本県立図書館や、熊本市、和水町との相互利用のさらなる促進、新たな取り組みといたしましては、公立図書館と学校図

書館のシステムなどの連携、あわせて電子図書導入についても盛り込むことといたしております。

本推進計画の活用に当たりましては、策定後、読書に関係する団体や、学校、地区公民館などに広く配付し、周知に努め、それらが一体となって実践していくことで、本市読書活動のさらなる推進につなげてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

山下議員。

［８番　山下誠治　議員　登壇］

○山下誠治　議員

第４次山鹿市読書活動推進計画の進捗状況については、大まかな概要がわかりました。

その中に、今回、新たな取り組みということで、公立図書館と学校図書館のシステムの連携とありましたが、これに関しましては児童・生徒のタブレットから公立図書館の本を予約し、それを各学校へ配本するなど、熊本市立図書館の巡回便のような具体的な連携が図られることを望みます。

また、電子図書館についても、導入に向けて計画に盛り込むということで、期待が膨らみます。インターネット環境下で、自宅でも閲覧できるサービスは、交通弱者に書籍を提供でき、音声再生機能によるサービスなどは、高齢者や障害のある方々にも優しいサービスが提供でき、また幼児への絵本の読み聞かせなど、子育て支援にも活用できます。小中校生がパソコン・タブレットを使って問題集やテキストを利用しての学習も可能です。第４次山鹿市読書活動推進計画策定により、少しでも早い時期の導入で、市民の皆様に幅広く利用していただけることを楽しみにしております。来年度以降は、この読書活動推進計画の実行状況を、私、注視していきたいと思います。

それでは、２件目、ふるさと納税について、お伺いいたします。

ふるさと納税につきましては、令和３年６月議会から、れいわ創造の原議員が質問をされ、その後、会派の重要な課題と位置づけられ、毎回質問されています。私も、ふるさと納税に関しては思いを持っております。先ほど、古川議員も申されましたが、先月、総務文教委員会の行政視察で、ふるさと納税について、茨城県の境町に視察研修に行ってまいりました。境町、人口２万3940人、8952世帯。境町につきましては、ふるさと納税全国トップクラスの町と以前から聞いておりましたので、私自身、視察を楽しみにしておりました。

境町は、平成28年に官民一体となった組織、さかいまちづくり公社を設立されて

おられます。公社が中心になって、ふるさと納税業務を行っておられますが、公社の社長の話を聞いて愕然としました。こんなことができるのかというような印象を受けました。

公社では、ふるさと納税事業ほか、観光事業、６次産業化事業など、さまざまな事業に取り組んでおられます。令和３年度境町のふるさと納税は全国17位、関東地域では５年連続１位、茨城県では７年連続１位、納税者は約28万人に及ぶそうです。令和３年度の納税額は48億円、今年度は間違いなく60億円いきますよと断言されました。自治体が商売をしていい制度を国がつくってくれた、やらない理由がないと言っておられたのが印象的です。また、もしもこの制度がなくなったときでも、対応策はできているとのこと。町長を初め、公社の社長と公社で働く皆さんの一致団結した町を思う熱い気持ちが話から伝わってきました。

れいわ創造の議員さんが言われるとおり、ふるさと納税額がふえれば、新たな事業の創設や他方面での市民の皆様に対する支援など、山鹿市の発展に必ず役立つものです。私もそう思っております。

公社の野口社長と高橋本部長も、山鹿市を訪れ、市長を表敬訪問されたと聞きました。市として、今後、ふるさと納税をどのような形で進めていきますか。百聞は一見にしかず、ぜひ一度、境町に視察に行かれてはどうでしょうか。必ず熱い思いが込み上げてくると思います。新しい気づきが必ずあります。視察に関して、どうでしょうか。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。阿蘇品副市長。

［阿蘇品貴司　副市長　登壇］

○阿蘇品貴司　副市長

ただいまご紹介のありました、茨城県境町のふるさと納税の取り組みにつきましては、本年６月16日に、さかいまちづくり公社より野口社長、高橋本部長ら３名の方が本市においでになり、意見交換をさせていただきました。

その中で、寄附金を活用した地場産品研究開発施設の建設など、境町の先進的な取り組みをお伺いし、大変感銘を受けたところでございます。

私自身も一度随行で訪問させていただきまして、参考になる部分もございました。今後、さらなる寄附額増加を図るために、境町を初め、先進自治体の取り組みについて、調査研究を進めてまいりたいと思います。

○服部香代　議長

山下議員。

［８番　山下誠治　議員　登壇］

○山下誠治　議員

副市長も、境町を視察に行かれたと聞いて、私と同じような思いを抱かれたのではないでしょうか。

境町の成功は、まちづくり公社を設立し、多角事業を公社中心に行われているというところではないかと思います。ふるさと納税事業に関しては、中間業者として、受発注業務、ベンダー業務、システム運営、ポータルサイト運営と、業務をされております。

例えば、山鹿市が公社を設立し、公社が中間業者としてふるさと納税事業を行うことは、山鹿の魅力発信、魅力ある返礼品の開発など、きめ細かい事業展開ができるのではないかと思います。常に熱い思いを持ち、今やらないでいつやるんです。勇気と決断、新しいことに挑戦する勇気、熱い思いがあればなせるものと信じます。調査研究も必要だとは思いますが、それ以上の行動力に期待をいたします。

続きまして、３件目、姉妹都市・友好都市について、お尋ねします。

現在、山鹿市は兵庫県赤穂市、オーストラリアクーマ市と姉妹都市締結、岡山県高梁市と友好都市締結をされています。10月には、私も赤穂市を訪問してまいりました。

そこで、友好都市締結について、お尋ねします。昨年10月のこと、れいわ創造の議員さんが教育・物産の分野で交流がある宮古島を訪問すると小耳に挟んだ際、私、沖縄が大好きでありまして、私はぜひ同行したいということで申し入れをさせていただきました。半ば、強引に同行させていただいたような形でしたが、快く受け入れていただいております。

私ごとですが、趣味の一つで、沖縄の伝統楽器三線を弾きます。沖縄本島を初め、宮古島、石垣島には、今までに二十数回行っているようなところです。

ここで、宮古島訪問の目的をれいわ創造代表の原議員にお聞きしました。交流の予算が毎年計上されているが、確立されていないように思う。せっかく始まった交流ならば、両市の人的交流や経済的な交流をさらに強固なものにし、両市のさらなる発展を目指したいとのこと。私も共感し、そのメンバーに加えてもらいました。

最初の訪問は、令和３年11月１日から２泊３日での訪問です。１日目は市役所で観光概要について説明を受け、２日目には座喜味市長、大城教育長、上地教育部長と交流促進について、意見交換をさせていただきました。中学生の修学旅行では山鹿への宿泊の要望も行いました。地元の市議会議員の皆様、交流推進協議会の皆様とも交流をさせていただきました。その年、12月18・19日には、宮古島市より、物産交流会の方が山鹿に来られ、小栗郷で物産販売をされております。そのときも意見交換の交流を行わせていただきました。

本年度になり、４月27日から29日にかけては、宮古島市より、再度、山鹿市を視察に来られました。宮古島市の職員の皆さん、市議会議員、交流推進協議会の皆様、総勢14名でした。私ども山鹿市を案内し、そのとき、教育委員会、農林振興課の職員の皆様にも同行してもらい、お世話になりました。その後、冨丸議員、原議員、金光議員、関口議員、私、５名の議員と視察団皆さんとの意見交換の交流会を行わせていただいたところです。

そして、その訪問に応えるように、私たちも７月７日から９日にかけ、今回、冨丸議員にも同行してもらい、５名で宮古島を訪問しました。ちょうどそのとき、宮古島の中学生が修学旅行で山鹿に宿泊しているということを聞きました。うれしい思いでした。

２回目の訪問では、具体的に友好都市締結について提案をさせてもらい、座喜味市長からは、今、最も関係が深いのが山鹿市だと思う、山鹿市をぜひ訪問したい。今後の関係をどういった形で深めていくか検討したいとの回答をいただきました。

私たちの宮古島市長への表敬訪問時には、宮古島の２社の新聞社が取材に来られており、その場での市長の発言には重みを感じております。翌日には新聞に掲載されております。灯籠に合わせ訪問したいということを聞いておりましたが、コロナの第７波で灯籠が中止になり、そのときはかないませんでしたが、九州に別件で来られたとき、短い時間ではあったが、座喜味市長が早田市長を表敬訪問されたと聞いております。

先ほど、ふるさと納税に関して視察の話をしましたが、その境町の道の駅にＮＨＫ朝ドラの「ちむどんどん」の舞台になった国頭村のアンテナショップがあり、驚きました。現在、友好交流協定を締結されているそうです。アンテナショップは、令和２年11月３日にオープンし、令和３年は売り上げ１億円を超えたということでした。公社の社長の話によると、町長の肝いりだったそうです。私の心の中に、うらやましい思いがこみ上げました。

話がそれましたが、今、宮古島市とはいい雰囲気であり、交流を深めるいい機会だと思います。両市の人的交流の促進、経済発展を目指していくためにも、友好都市、または友好交流協定の締結に向けて話を進めてもらえませんでしょうか。山鹿市発展のためにも、ぜひお願いしたいと思います。市の見解をお伺いいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。阿蘇品副市長。

［阿蘇品貴司　副市長　登壇］

○阿蘇品貴司　副市長

沖縄県宮古島市と本市との交流につきましては、平成26年２月に堀田教育長が宮

古島市教育長の依頼を受けて講演されたことを契機としまして、教育分野での交流がスタートしました。また、民間レベルでも、翌27年に本市の農事組合法人がサトウキビ収穫後の農地の有効活用と、国内で一番収穫時期が早い日本そばの産地化を目指して、現地での栽培を開始されたこともあり、それ以降、両市において交流推進協議会が設立され、それぞれの物産フェアが開催されるなど、人的・物的交流を進めるための関係構築が行われてきました。

この２年間は、コロナ禍の影響により、予定されていた事業等も実施できず、少し足踏み状態が続いておりましたが、本年８月には座喜味宮古島市長が本市を訪問され、その際に、教育・経済分野を初め、両市のそれぞれの長所を持ち寄り、しっかり友好関係を築いていくことを両市長間で確認されたところです。

早田市長も、先日12月３日から５日まで、８月に本市を訪問いただいた座喜味市長への答礼の意味を込めて、宮古の産業まつりにあわせて出張し、山鹿産のお米を宮古島市の米飯給食に使用してもらうことや、現地のホテルに対して本市の農産物等を料理に使っていただくよう、トップセールスも行われました。

姉妹都市・友好都市としての協定締結につきましては、これまで交流推進協議会等の中でも検討されてきたところでございますが、これに関しましては当方のみならず、相手方のご意向もございますので、今後、両者間で協議の上、判断してまいりたいと考えております。

○服部香代　議長

山下議員。

［８番　山下誠治　議員　登壇］

○山下誠治　議員

８月に宮古島の座喜味市長が本市を訪問された際、教育・経済分野でしっかり友好関係を築いていくことを両市長間で確認されたということで、少し安心しました。

今後は、密に協議を重ねてもらい、先ほど申し上げましたとおり、両市のさらなる人的交流、さらなる経済発展のためにも、友好都市、または友好交流都市協定締結へ推し進めていただきたいと願うところです。

また、締結ができましたならば、教育交流を深めるためにも、本市の全中学生の修学旅行先を沖縄本島から宮古島へのルートとしてもらいたいと願うところであります。

先ほども申し上げました。熱い思いを持ってください。今やらないでいつやるんですか。今やるんです。勇気と決断、早い時期の締結をお願いしまして、私の質問を終わります。

○服部香代　議長

以上で、山下議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時58分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時09分　開議

○服部香代　議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、芋生よしや議員の発言を許します。芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

皆さん、こんにちは。

議席番号14番、日本共産党の芋生よしやです。

自治体の一番の仕事は、住民の福祉の増進です。市民の皆さんの暮らし、福祉がよくなるよう努力が求められていますし、住民の皆さんの願いを届けていくことが議員の仕事であると考えております。

今回、３項目質問をいたします。最初に質問をいたしますのは、児童福祉法で放課後児童健全育成事業として、設備や運営基準、市長の監督のもとにある放課後学童クラブのことです。一問一答でお願いいたします。

最初の学童クラブについて、山鹿小学校の子供たちを対象としている学童クラブのうち、教育会館を利用していた２つの学童クラブは、施設の耐震診断を受け、安全を確保するため、急遽、小学校のご協力を得て、校内に場所を移しております。新たな学童の場所を探すまでとのことでしたが、現在も学校内で過ごしています。少子化にかかわらず、全国的に学童保育の需要は増加し続けております。学童保育は、多くの子供たちが日常的に過ごす場所となりました。

全国の学童保育関係者や連絡協議会の声を受けて、厚生労働省が2007年（平成19年）に示した放課後児童クラブガイドラインでは、対象児童は保護者が労働等により、昼間、家庭にいない小学生の１から３年生までとなっておりました。その後、平成24年（2012年）の公布では、小学校に就学している子供で、保護者が就労により、昼間、家庭にいない子供や、疾病、介護などにより、昼間、家庭での養育ができない子供となり、学童クラブは小学校６年生までと、対象も広がりました。各学校の学童クラブへの入所者がふえてきているようですが、山鹿市の現状はどうでしょう。山鹿市立山鹿小学校の学童クラブはどうか、お尋ねをいたします。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、学童入所者の現状について、お答えを申し上げます。

保護者の共働きと核家族化が進行する中、本市におきましても学童入所者は年々増加傾向にございます。

山鹿小学校の学童クラブも同様であり、クラブ利用を希望されるご家庭も少しずつではございますが、増加傾向にございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

山鹿市でも、学童入所者は増加しているとのことです。

校内を利用している遊友クラブ41名、にじいろクラブ40名も在籍があるそうです。

先ほどお話しましたガイドラインでは、施設、子供が放課後の生活の場として過ごす放課後児童クラブの役割を踏まえ、安全・衛生面に配慮し、子供が安定して日々の生活を送ることができる専用の施設、スペースが必要、少なくとも子供１人当たり、おおむね1.65平方メートル以上の面積を確保すること。なお、施設、部屋内の子供が生活するスペースについては、落ち着いて学習やおやつ、学校休業時の昼食などの摂取ができるスペース、静かな遊びができるスペース、雨天時に動的な遊びをすることができるスペースを確保することが必要とされています。子供が体調が悪いときなどに休憩ができる静養スペースを確保することも必要とされています。

子供たちのランドセルと靴を置くためのロッカーだけを運び込んでいる、現在の学校内での学童クラブの状況、そしてそのほかのものは元の教育会館の施設に置き、指導員の皆さんが持ち運びをしている。すぐ近くですから、行き来もできていますが、これまで子供たちに提供できていたおもちゃなども、スペースの関係で使えないとも言われました。

また、仕切りで２クラブが分けられているため、片方の学童クラブにはエアコンの吹き出し口もない。学校内であるため、補食としてのおやつの提供ができない。学校が使用しなければならないときには、机もなく、子供たちはランドセルを机がわりに宿題をすることがある。高学年のクラスが上の階を使うときには、上には理科室がありますが、双方の声が聞こえてしまうなどの状況があるとお聞きしました。

放課後児童クラブの施設には、子供の生活スペースとは区分された指導員の作業

スペース、更衣室などの環境整備も求められます。整備備品として、安全・衛生が確保された設備を備え、遊びを豊かにするための遊具、図書及び子供の所持品を収納するロッカー等が設けられることも求められております。

放課後や長期休暇期間などに、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る場所とは、現在言えないのではないでしょうか。学童クラブの施設保障をどう考えているのか、お答えください。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、育成を図る活動場所として、スペース確保ができているか等について、お答えを申し上げます。

まず、旧教育会館につきましては、耐震強度を満たしていないことから、児童の安全確保のため、現在の校舎内施設へ一時活動の場を移しておりますが、その使用に当たっては、学校教育活動にできる限り支障が出ないよう、また学童クラブのスペース確保と使用場所の明確化のため、室内レイアウトの変更やパーティションの設置など、一定の環境整備を図ってきたところであり、学童クラブの活動場所につきましては、国の基準である１人当り1.65平方メートルに対し、1.97平方メートルが確保できているところでございます。

ただ、学校施設を共有していることや、施設内に倉庫等のスペースが確保できていないこと、生活の場としての快適性や食事、おやつの提供等についても、一定の制約があることなど、検討すべき課題も残されていることから、今後も学校やクラブ側と協議をしながら、改善できるところから対処してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

耐震問題で、急遽、校内に移動することになったのは、学校のご協力があってのことと、とても感謝されています。

また、一時的に活動の場を移しています。それから、一定の環境整備を図ってきたところだともおっしゃいました。面積の基準もお話されましたが、面積の基準は国が示すものですが、おおむね畳１枚ほどのスペースです。これは何と保育所の２

歳児以上の最低基準1.98平方メートルより小さいものです。今、学童のスペースはおよそその範囲内ではありますが、大変狭いスペースと言わなければなりません。これは国の基準ですので、市に申し立てるものではありませんが、一応申し添えておきます。

学童の子供たち、現状の場所にいる子供たちには、いつになったら前のところに帰れるのと尋ねてくることもあるそうです。検討すべき課題もある、協議しながら改善できるところから対処するとのことでしたが、学童保育が担う役割は一般的な家庭で営まれているような生活の場を、成長期にある子供たちに保障することです。この生活の場を具体的に説明しますと、心身ともに静かに休むことができ、昼寝をしたり、おやつを食べたり、宿題をすることがごく普通にできる場ということです。一刻も早い適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る場所の確保が必要な状態だと言えます。

山鹿市は、放課後児童健全育成事業と位置づけ、保護者が就労などにより、昼間、家庭にいない小学生を対象に、放課後や長期休暇期間などに適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。授業の終了後に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る保育事業、放課後児童クラブとしているのですから、場所の確保は早急に行うべきです。

学童クラブの設置、これはどこが責任を持つのか、答弁を求めます。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、クラブ設置の責任について、お答えをいたします。

本市の学童クラブの運営は、公設民営方式で運用をしており、市が団体にその運営を委託をしております。

したがいまして、設置者である市の指導、監督のもと、委託を受けられた運営団体が児童の健全な育成活動にも責任を持って携わっていただいております。

なお、使用する施設に関しましては、小学校を初め、市が所有する施設の活用と運営団体の施設利用、民間施設の賃貸借の３つの方法があり、各学校や周辺の利用可能な施設の状況等を踏まえた上で対応をしているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

答弁で言っていただきましたように、放課後児童クラブについては、各市町村長が責任を持って、その基盤整備を行い、運営主体と連携して利用促進を図ることが必要であるとガイドラインにも書かれております。対応が待たれております。

現在、指導員の方たちは、元の教育会館を事務室や保育準備室として利用し、毎日、持ち運びをして学童保育に当たってあります。その教育会館だった建物は、耐震強度の問題であり、やむを得ないことではありますが、今年度中に退去をするようにも求められています。本来ならば、学童スペースに事業に必要な設備、備品を備えることも示されていますのに、その確保ができなくなれば、学童保育自体、継続ができないのではないでしょうか。

また、小学校としては、さまざまな対応としてのスペースが必要であり、現在使われている図書室や２階の理科室の利用に支障もある。現状のまま、学童クラブ遊友とにじいろが使っている、そして使うであろう学童施設について、早急に市の責任で設置が必要だと考えておりますが、どうしていく考えなのかをお尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、旧教育会館の退去及び学校の特別教室等への影響について、お答えを申し上げます。

先ほどご答弁を申し上げましたとおり、旧教育会館は耐震強度を満たしていないことから、児童の安全確保のため活動の場を移しておりますが、現在も備品倉庫等として利用されておりますので、引き続き場所確保に向け、運営団体等と取り組んでまいります。

また、校内の特別教室への影響につきましては、施設の構造上、同一エリア内にある特別教室への影響も考えられますし、そのほか学童クラブが活動していく中で、検討すべき課題等への対応も出てまいります。そこで、このような課題も考慮した上で、今後とも学校や学童クラブ関係者等と協議をしながら、丁寧に対処をしてまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

学校や学童クラブ関係者と協議し、丁寧に対処していくとのことですが、いつまでも待っておける状態ではありません。さらなる統合、令和５年４月の山鹿小学校、平小城小学校、三岳小学校の統合・編入に向け、統合校の決まり事を話し合うため、統合準備委員会や専門部会を開催する予定だと示されております。そういった状況も見通した上で、早急な対応が必要です。

今後の学童保育についての見通し、または方針はあるのでしょうか。お答えをお願いします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、統合後の学童クラブの見通しについて、お答えを申し上げます。

令和５年４月の統合に向け、統合準備委員会や専門部会が開催をされておりますが、学童クラブにつきましてもご心配をいただいているところでございます。

統合により、平小城・三岳の各小学校は閉校にはなりますが、それぞれの学童クラブは地域に根差したものであることが理想でございます。

先に統合いたしました川辺地域でも学童クラブが活動をしているように、今回統合する平小城・三岳地域でも、できる限りクラブを存続をさせ、統合後の山鹿小学校の児童が希望するクラブを選択でき、それぞれの地域で安心して生活できる場が確保できるよう、協議を進めているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

統合する学校地域でのクラブの存続や、学童クラブの希望も選択できるとのことですので、今は遊友とにじいろ、２学童についての施設保障を考えることになると思いますが、学童クラブ側も一刻も早い解決のため、学校敷地内での新設、教育会館での新設を望まれています。検討協議が行われているのか、答弁を求めます。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、新設を想定した検討協議について、お答えを申し上げます。

施設のあり方につきましては、先ほどお答えをいたしましたとおり、校内施設の状況や学校周辺の状況等により変わってはまいりますが、市有財産の未活用施設や民間施設、今後の児童数の推移や教室数の状況、国が示します学校施設の活用推進、安全性など、関係者とさまざまな角度から検討を重ねながら、現在まで新設に頼らない現有施設等の有効活用を柱に場所を選定をいたしております。

したがいまして、山鹿小学校の学童クラブにつきましても同様で、当該校には余裕敷地がないこと、旧教育会館跡地は学童の利用のみならず、全庁的、総合的な有効活用を検討する必要があることから、現時点では敷地内や旧教育会館跡地ではなく、現有施設等の有効活用を基本といたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

学校内での新設余地がないとのこと、それからこれまで学童クラブが利用していた教育会館跡地、これはさまざまな活用を模索するとのことで、その利用ではなく、現有施設などの有効活用が基本というのであれば、退去期限が示されているまでに、クラブの備品や指導員の事務所や準備室まで確保し、学童に示された設備及び運営に関する基準を満たす手だてを取ってほしいと切に望まれています。

学童側も、新設まで考え、さまざまな移転場所などを探すことも、これまで行われてきておりました。やはり早急に手だてを取ることが望まれております。これはどうでしょうか。お答えをお願いします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、事務所の確保や設備、運営に関する基準への対応について、お答えを申し上げます。

事務所の確保は、先ほどお答えをしましたとおり、１日も早い解決に向けて取り組んでまいります。

また、設備及び運営に関する基準への対応につきましても、児童が安心・安全に生活できる場となるよう、その機能向上を目指し、現在の使用場所をどう改善でき

るのか、将来の活動場所をどう整備していくのかなど、今後も学校やクラブ運営団体と協議・検討を重ねてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

１日も早い解決に向けて取り組んでまいりますとのお答えでした。協議・検討をしていくとの答弁も何度もありました。適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る場所、事業に必要な設備・備品を備え、指導員の作業スペースがある学童クラブの施設保障を、市が責任を持って進めていくことを求めて、次の質問に移ります。

介護タクシーについてです。介護タクシー、要介護者を通院などのために、介助をしながら目的地に送り迎えをするサービス、これを利用して通院する場合、病院まで送ってもらい、診察が済み、会計が済んだ時点でタクシーを呼ぶことになります。病院によっては、院外処方になり、薬局まで出向かなければならない場合がありますが、これが介護タクシーを利用するのに１回の利用で別なところに立ち寄ることができないため、薬局での薬の受け取りに困難を来しているとの相談がありました。また、ある高齢者からは、市外への眼科の通院にバスの乗りかえでは不安で、利用できる手段に困っているとの相談もありました。こういった状況は、ほかの方にもあります。

では、質問の中身は、山鹿市での介護タクシーで、病院での診察後、院外処方を取っている場合、病院から薬局で薬を受け取るまでの利用は可能なのか、市外への通院、外出の場合、介護タクシーの利用範囲はどこまでが可能なのか、答弁を求めます。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。山﨑福祉部長。

［山﨑寿雄　福祉部長　登壇］

○山﨑寿雄　福祉部長

ご質問の、介護タクシーのサービス内容について、お答えをいたします。

まず、介護タクシーとは通称名であり、介護保険制度では通院等乗降介助というサービスになります。

利用の対象となる方は、介護保険の認定が要介護１以上の方のうち、ケアプランに通院等乗降介助が必要である旨の記載があることが条件となります。

サービスの内容は、通院や行政手続等のために外出する際に、訪問介護事業所の訪問介護員が車で迎えに来て、乗降時の介助や、病院の受付など、手続窓口までの付き添いを行うサービスとなります。

議員ご指摘の、薬の受け取りにつきましても、このサービスに含まれておりますので、利用は可能でございます。

また、令和３年度の制度改正により、それまでは１度の利用で自宅と通院先など１カ所のみ利用可能だったものが、自宅を出発、または終点とする場合、その間の複数の病院や薬局等を経由する移送も可能というふうに改正をされております。

次に、事業所数及び運行エリアでございますが、現在、市内の訪問介護事業所のうち、通院等乗降介助を行っている事業所は３事業所あり、運行エリアは山鹿市内全域となっておりますが、一部の事業所では熊本市北区の一部や和水町などを運行エリアとしているところもございますので、利用対象者には担当のケアマネージャーと充分話し合いをした上でご利用いただくようお願いをしております。

いずれにいたしましても、支援が必要な高齢者の方には、それぞれの状況に合わせて、さまざまなサービスのメニューがございますので、まずは担当のケアマネージャー、または市長寿支援課へご相談をいただきますようお願いをしたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

利用できないとお困りだったことが、介護サービスの中の乗り降りに介助などが必要な通院等乗降介助の利用が令和３年に制度が改正されたとのことでした。利用したい要介護の方はケアマネージャーさんに相談し、ケアプランで目的地や必要な介助、スケジュールなどを組み込んでもらい、介護タクシー事業者の担当者と内容を確認し、利用者と事業者が契約すればよいとのこと、大変よかったと思います。

また、市外への外出についても、ケアマネージャーさんと相談してみることで、利用できるメニューもあるとのことですので、市民の皆さんにお知らせをしていきたいと思います。

私は、この質問に当たってレクチャーを受ける中で、ケアマネージャーさんに相談をしてみるとよいというお話をお伝えしましたところ、よく相談をし、薬局までの利用もできるように組んでいただいた、また病院から、これまで薬局にＦＡＸなどで処方箋を届けてもらえていなかったところも、届けて病院側がＦＡＸで送りま

すよと返答していただいたという報告を、昨日受けました。これからも市民の皆さんのお困り事には、こういった方法があるということをしっかりお伝えしていきたいと思いますし、市でもぜひ周知をさらにお願いをしたいと思います。

それでは、３項目めの質問に移ります。ジェンダー平等の取り組みについて、ＳＤＧｓのバッチをつけていらっしゃる議員さんや市民の方がふえていて、17の目標のうちの５番目、ジェンダー平等を実現しようにも関心が高まっていると思います。私たち日本共産党は、綱領に性的指向と性自認を理由とする差別をなくすと掲げ、ジェンダー平等の日本へ、同性婚の実現やＬＧＢＴ平等法の制定を盛り込み、ＬＧＢＴ、またＳＯＧＩに関する差別のない社会を目指し、性的マイノリティ、少数者の人たちの人権と生活向上のために取り組むという政策を掲げております。どういう立場や分野の問題であれ、マイノリティ、少数者の人たちが肩身の狭い思いで生活をせざるを得なかったり、あるいは差別や偏見のためにありのままの自分を肯定できなかったりすれば、それは健全な社会とは言えません。逆にマイノリティといわれる人たちが暮らしやすいほど、その社会の全ての構成員にとっても暮らしやすい社会であると言えます。

2015年、東京都渋谷区と世田谷区で、同性カップルを自治体が証明したり、宣誓を受け付けたりすることができるようになりました。福岡市では、国籍や年齢、性の違い、障害の有無にかかわらず、誰もが全ての人への思いやりを持ち、多様性を認め合いながら、いきいき輝くまちを目指しており、平成30年度（2018年）４月から性的マイノリティの方へ支援の一つとして、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。全国では７番目、政令指定都市では札幌に次ぐ２番目とのことで、そのニュースを聞いたとき、ちょっと驚き、またうれしくなりました。

ことし2022年４月、福岡県、佐賀県とが、そのことで協定を締結しました。ほかにも熊本市、大津町、北九州市、古賀市、岡山市、広島市、日南市、唐津市、鹿児島市とも協定を締結しております。

渋谷区・虹色ダイバーシティ、全国パートナーシップ制度共同調査によりますと、2022年10月11日時点での、この制度の導入自治体は240、人口カバー率は55.3％、2022年９月30日時点で3456組の交付数があります。日本も大きく変わってきています。

この山鹿市近隣でも、菊池市2022年７月30日、合志市、阿蘇市が来年2023年４月に導入することとなり、菊陽町も年度内に導入に向け、要綱を検討しているとのことです。11月には、先ほどの人口カバー率は全国で62.0％になったそうです。パートナーシップ制度とは、制度を導入した自治体の中で、同性カップルにも異性カップルが結婚している場合とほぼ同等の権利を認めるものです。公営住宅への入居、

緊急時での病院での面会などで、親族同様の扱いを受けることが可能になります。近隣でも導入が進み、協定を結ぶ自治体もある。山鹿市でも誰もが暮らしやすい自治体として導入すべきと考えますが、パートナーシップ宣誓制度、ファミリーシップ制度の導入について検討されているのか、答弁を求めます。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

芋生議員のご質問に、お答えをいたします。

本市のパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度の導入に向けた取り組みにつきましては、令和３年度に実施しました人権教育・啓発に関する市民意識調査におきまして、性的指向・性自認（ＬＧＢＴ）に関する人権に関心があるとお答えになった方が18.1％と、障害者の人権46.2％、女性の人権44.3％等と比べ、関心が低いことから、パートナーシップ制度等の導入前に、ＬＧＢＴＱプラスに対する正しい知識や情報を理解してもらうことがまず重要と考え、職員の研修会を初め、市民の皆様向けの人権のまちづくり地域講演会等での啓発を進めておるところでございます。

なお、今後も一人の人間として尊重され、幸せに安心して暮らせる社会の形成に向けて啓発の強化に努め、市民意識の醸成を図っていきたいと考えております。

また、合意契約を市が確認する証明制度、契約書が要らない登録制度といった、パートナーシップ制度の２つの内容についても研究を深めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

昨日も菊鹿町で人権講座が行われておりました。市民の意識の醸成を図りたい、大変いいことだと思っております。職員の研修会や啓発を進めてあることを、大事なことで、しっかり続けていっていただきたいと思います。

また、この間、テレビなどでＬＧＢＴなどが取り上げられているドラマが放送されております。私も大変学ぶことが多く、これは理解が進むなと思いました。

熊本の県北自治体が次々と取り組んできていますが、山鹿市での制度導入について、市ではどう考えておられるのかをお答えください。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。阿蘇品副市長。

［阿蘇品貴司　副市長　登壇］

○阿蘇品貴司　副市長

本市のパートナーシップ制度・ファミリーシップ制度につきましては、婚姻制度を利用できない性的マイノリティや、同性同士のカップル等の関係を公的に証明するものであり、さらに一歩進んで、カップルとともに暮らす子供も含めて、家族と認めることと認識しております。

そのため、ＬＧＢＴＱプラスに対する正しい知識や情報を理解してもらうことが最重要と考え、職員の研修会を初め、市民向けの講演会等での啓発を進めております。

今後も、市民意識調査の実施や啓発を強化しつつ、近隣市町村及び国・県の動向等を踏まえ、関係機関との連携・調整を行うとともに、外部の審議会等へもお諮りしながら、導入時期を含め、本市の制度設計を進めてまいりたいと思います。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

先ほどの市民の意識の醸成を図りたいというところから、関係機関との連携調整を行うとともに、外部の審議会などへも図りながら、導入時期を含め、本市の制度設計を進めていくとのお答えでしたので、一歩進んでいるかと思います。

私は、保育士として働いてきた三十数年間の間に、女の子だけどスカートは絶対にはきたくないと、ズボンをはき、貫いた子供、男子たちとサッカーなどの遊びに、こちらのほうが合っていると、いつも男子の仲間に入っている子、また男の子でおもちゃ屋さんのピアスを自分もつけたいといった子、ランドセルは赤色だといった子たちなどに出会ってきました。それは１例に過ぎませんが、どんな場面で自分のセクシュアリティを意識するのか、人それぞれだと思います。

一人の人間として尊重され、幸せに暮らせるまちであることが示されていれば、成長段階でも自分の性自認などで悩むことも少なくなり、自己肯定感も持ちやすくなるのではないでしょうか。まず、山鹿市が導入をすることによって、市民の意識も高まり、認識も深まる上に、全ての人の人権を尊重するまちと宣誓することになると思います。

意識醸成を待つのではなく、先に山鹿市が導入して、アピールすべきだと考えますが、再度、答弁をお願いします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。阿蘇品副市長。

［阿蘇品貴司　副市長　登壇］

○阿蘇品貴司　副市長

一人一人の個性が尊重されるとともに、性の多様性を認め合う社会の形成は大変重要であります。

しかし、市民アンケートの結果を見ますと、限られた母集団とはいえ、18.1％の方しかご理解を示していない現状にあること、ことしの人権のまちづくり地域講演会でのＬＧＢＴＱプラスを自認する方ご本人によるお話が大きな成果を上げていることを考えますと、制度を導入した後で啓発に努めることも大事ではありますが、やはり社会の理解や温かい見守り、受け入れる素地というものも非常に大事だと思っております。

また、制度導入への理解が進まないままでは、ＬＧＢＴＱプラスを自認する方々に対する差別を生むことになりかねないとも考えます。

そのため、本市といたしましては、まずはＬＧＢＴＱプラスを自認する方々、並びにそのご家族が社会の中で生きやすい環境を用意することに努めてまいりたいと考えます。

○服部香代　議長

芋生議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

地域講演会でのお話が大きな成果を上げている、制度導入への理解、まずＬＧＢＴＱプラスを自認する方々やご家族が生きやすい環境づくりに全力で当たっていくとの答弁でした。

マイノリティ、少数者の人たちが肩身の狭い思いで生活せざるを得なかったり、あるいは差別や偏見のためにありのままの自分を肯定できなかったりすれば、これは健全な社会とは言えません。何度も申しますが、逆にマイノリティといわれる人たちが暮らしやすいほど、その社会の全ての構成員にとっても暮らしやすい社会です。山鹿市がもっともっと誰もが暮らしやすいまちになるよう努力を続けてもらうとともに、近隣自治体とも提携していけるよう、導入促進を強く要望いたしまして、私の質問を終わりといたします。

○服部香代　議長

以上で、芋生議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時15分から再開をいたします。

午前11時59分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午後１時13分　開議

○服部香代　議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、勢田昭一議員の発言を許します。勢田議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

皆さん、こんにちは。

議席番号15番、勢田昭一です。

この９月から12月の今日まで、山鹿市に関する出来事がたくさんありました。それらを分類いたしますと、１つ目が児童・生徒、それから本市出身者の活躍です。児童・生徒の活躍では、文化面で合唱コンクールや科学展、鹿北中学校の３年生のアサガオの研究などの入賞です。また、体育、スポーツ面では、駅伝大会などを初めとする各種競技での入賞、活躍です。そして、本市出身者はサッカーＪ２では河原選手のキャプテンとして、またサッカーＪ１では荒木選手の活躍があったことです。

２つ目が、文化財に関することです。市内にはたくさんの文化財、装飾古墳、鞠智城跡、八千代座、眼鏡橋などがあります。それらを題材とした企画展、講演会，シンポジウムが開催されたことです。

３つ目が、地域の祭りに関することです。本市には合併前から、山鹿、鹿北、菊鹿、鹿本、鹿央の各地域で、伝承された文化や祭りがたくさんあります。その祭りがそれぞれに工夫されて開催されたことです。

そのほかにもたくさんの出来事や話題があったかと存じますが、きょうはこの３つのことを中心に質問をいたします。

そして、質問の項目は、１点目に守る視点で、地域活性化の特色と施策について、２点目につなぐ視点で、社会教育環境の充実について、３点目に創り出す視点で、学校教育環境の充実についてであります。それぞれに一問一答でお願いをいたします。

それでは、最初の質問です。早田市長は、ことしの７月から10月にかけて、山鹿地域以外の地域、すなわち鹿北、菊鹿、鹿本、鹿央を視察され、地域の市民の方と意見交換をされたと聞いております。

そこで、質問です。それぞれの地域視察の現状と課題についてを、お伺いをいたします。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

勢田議員のご質問の、地域視察の現状と課題について、お答えをいたします。

今回の地域視察は、地域の実情を肌で感じ、地域の方々の声を直接聞きたいという市長の強い思いを受け、７月20日に鹿央地域、７月28日に鹿本地域、９月26日に菊鹿地域、10月５日に鹿北地域において、それぞれ各市民センター長と総合戦略課の職員が同行して実施しました。

今回の視察では、各地域で活動されている団体の関係者や農家、移住者の方々から市長が話を伺うことで、それぞれの地域で工夫されながら、特色ある農業経営をされている現状や、地域をもっとよくしたい、盛り上げたいという熱い思いに直接触れる機会となりました。

また、農業の担い手不足や資材費の高騰、農産品価格の下落、有害鳥獣対策、教育・子育て環境の改善といった各地域共通の課題について、移住者からの目線でさまざまなご意見が出されたことで、課題解決に向けた新たな糸口も見えてきました。

こうした視察の成果につきましては、報告資料として、全職員と共有するとともに、市長から関係部署に対し、効果的な対策の検討を指示されたところです。

市民の皆様のご意見やご要望に真摯に向き合い、地域や企業、団体等と一緒になって市政運営を行っていくことは、人口減少問題を初め、本市が抱える課題の解決や将来の発展に向けて必要不可欠であります。

今後とも、地域の声に耳を傾け、地域の方々とともに課題の解決に全力で取り組んでまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

勢田議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

残念ながら、今回は市長の答弁はいただけませんでしたので、次の機会にお尋ねしたいと存じます。

いつも現地を見る、そして市民の方々の声を聞く、そしてそれを施策に生かす、これが基本だと思います。そういった面では市長のこれらの取り組みは、ぜひ今後も続けてほしいということを要望しておきます。

それから、先ほど言いましたように、地域の活性化の施策に今後期待をし、次の

質問に移らせていただきます。

次は、祭りについてであります。山鹿市の祭りでは、代表的なものは山鹿灯籠踊りです。また、合併前には各地域に鹿北まつり、菊鹿まつり、鹿央まつり、鹿本招魂祭、産業祭などがありました。そこには地域の皆様や先人の方々の思いが詰まった一大行事であったということは言うまでもありません。

しかしながら、これまで築いてきた祭りの伝統が、新型コロナウイルス感染症拡大により、規模縮小や中止に追い込まれてまいりました。言うならば、今までの祭りが10とするならば、コロナの３年間でできなかったことによって、各地域の祭りはゼロということになるかと思います。

そんな中で、ことしはそれぞれの地域で、小さいながらにも工夫をされて、祭りを再開をされたところがたくさんございました。

そこで、２回目の質問をいたします。地域の祭りを今後どのようにされるのか、特ににぎわいが戻るような支援対策をお尋ねをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

［中尾雄二　市民部長　登壇］

○中尾雄二　市民部長

ご質問の、地域の祭りについて、お答えいたします。

合併前の各町の祭りを引き継ぐ形で行われてきた地域の祭りでありますが、しっかりとその伝統を継承しながらも、より地域住民がみずからつくりあげる祭りへと形を変えながら、年ごとに開催されてきました。

ところが、新型コロナウイルスの感染拡大が、生活様式や集団行動のあり方を一変させ、地域の祭りにも大きく影響を与えたことはご案内のとおりです。

本年、それぞれの実行委員会において、地域の特色を生かした上で、感染対策などについても工夫を凝らし、そろって開催することができましたことは、地域の皆様の結束と努力により成し遂げられたものと実感いたしたところです。

今後とも、地域のにぎわいが創出され、元気で活力のある地域づくりへの取り組みについて支援に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

勢田議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

答弁もいただきましたように、それぞれの祭りが開催されたということは、新た

なスタートに立ったということを感じております。今後とも、地域のにぎわいが創出できるように、物心両面からの支援を切に希望をいたします。

次に質問に移ります。地域の各行政区には、自治公民館が存在をしております。私も現在、自治公民館長をしております。私は、その自治公民館を利用したＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の構築ができないかと考えます。すなわち、自治公民館内にパソコンなどのインフラを整備し、行政情報の伝達や地域における連絡体制が取れるのではないかと考えます。

そこで、３回目の質問をいたします。自治公民館の活用とＤＸについて、お尋ねをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

［中尾雄二　市民部長　登壇］

○中尾雄二　市民部長

ご質問の、自治公民館の活用とＤＸについて、お答えいたします。

自治公民館、すなわち、その多くが自治会・行政区という単位でのくくりになると思われますが、そこでの情報伝達手段の一つとしては、本市独自で開発いたしましたやまがメイトの利用を推奨しています。

このやまがメイトは、行政情報の伝達のみならず、地域における連絡ツールとして、各行政区内や各種団体内における情報発信も可能な地域のコミュニケーション手段としての特性も備えております。

個々のスマートフォン等を利用するため、特別の費用も発生しないことから、既に幾つかの自治会や自主防災組織で活用されております。

今後も、市民の皆様にさらに利用しやすいものとなるよう改良を加えながら、その浸透に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

勢田議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

今の答弁にもありましたように、私が掲げるその自治公民館の活用とＤＸについては、費用対効果も含めて、市としてはそういう考えはないというふうに判断をいたしました。というのが、やはり本市にはやまがメイトの利用をさらに推奨したいという考えを理解をいたしました。他の地域の方からは、「やまがメイトはよかですな」ということをたくさん聞きます。そういった部分でもやまがメイトの利用を

さらに進めていただきたいと存じます。

まさに、今は情報の時代です。そして、市民の安心・安全な暮らしを守ることが行政の仕事でもあります。今後とのこの基本、行政情報の伝達、気象情報の連絡、災害情報の連絡をしっかりとお願いをいたします。

次の質問に移ります。次は、社会教育環境の充実について、特に文化財、文化施設の観覧利用、そして文化課の再設置であります。本市には、ご案内のように、たくさんの文化財があります。

ことしの９月、こんなことがありました。本市出身の方より、山鹿市を紹介するパンフレットを70部送ってくださいということで電話をいただきました。何にご利用ですかと尋ねましたら、大阪府の堺市で熊本県人会を開きます。私が幹事だから、私のふるさと山鹿を紹介したいとのことでございました。

そこで、商工観光課に依頼をし、堺市熊本県人会が開かれるホテルへパンフレットを郵送していただきました。その後、その方より再度ご連絡がありまして、パンフレットを送ったお礼と会の様子などを電話でご連絡をいただきました。この熊本県人会には70名が参加をいたしましたということでございました。

山鹿の紹介パンフレットを皆さんにお渡しをしたら、こんな声が上がってきましたということでした。１点目は、「八千代座に行ってみたい」、「装飾古墳ば見たいよ」、そんな声がたくさん上がったそうです。

そこで、１回目の質問です。文化財、特に装飾古墳、鞠智城跡の宣伝方法の現状と、今後の施策はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、文化財の宣伝方法の現状及び今後の施策について、お答えをいたします。

本市には多くの文化財が点在しており、装飾古墳や鞠智城跡に代表されるこれらの貴重な文化財は、市民の大切な共有財産でございます。

そこで、子供たちには、本市の代表的な文化財について学習をし、理解を深めることを目的に、昨年度は歴史学習用ホームページ「ふるさと山鹿の歴史」を制作し、文化財の価値や魅力を伝えているところでございます。

お尋ねの装飾古墳に関しましては、チブサン古墳、鍋田横穴群が、大正11年に国の史跡に指定され、ことしが100年の節目の年に当たりますことから、10月からは博物館で「まもりつたえる装飾古墳」と題した企画展を、11月には記念のシンポジ

ウムを開催し、県内外から多くの皆様にご参加をいただいたところでございます。

一方、国指定史跡の鞠智城跡では、史跡の知名度向上を目指した「ナゾトキ」イベントや、鞠智城・温故創生館、菊池市立中央図書館及び山鹿市立博物館の３館の協賛で鞠智城に関する企画展とクイズラリーが開催をされました。

今後も継続して、貴重な文化財を大切に保存しながら、地域振興や観光振興面からも来訪者の増加を図るための企画やイベントを積極的に展開し、活用することで、文化財の知名度とその価値をさらに高めていくことといたしております。

その一つの取り組みといたしまして、外国人観光客向けの外国語版案内パンフレットなどを作成し、多言語案内を充実させることで、交流人口の拡大を図り、将来的には、ＶＲなどの先端技術を活用した情報発信についても充実させていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、文化財の宣伝、情報発信につきましては、熊本県立装飾古墳館や温故創生館のご協力をいただきながら、隣接する自治体や関連する団体ともさらに連携をし、本市の豊かな文化財を広く周知してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

勢田議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

今、教育部長のほうから答弁がございましたけども、本当にやっぱり山鹿は文化財が多いところだなと感心をしております。

ところが、どうしても僕らはそれを宣伝するコマーシャル力がやっぱり下手くそだなということを感じます。今回、大阪の堺市の方から言われたのは、もうちょっとこういうのをどんどん送ってくださいと言われました。ということは、こちらから請求してこうするんじゃなくて、山鹿市のほうからぼんと、こういうところがありますよということをどんどんやってくださいということを強く言われました。私もそのとおりだと思います。できるだけ広く文化財の周知をしていただきますように、今後の施策に期待をいたします。

こういうのは、やっぱりスピーディーさが大切だと思うんですね。今こういうことをやっているから来てくださいということ、やっぱりつくったばっかりじゃなくて、前に押す、その心をもう一歩も二歩も進めていただきたいということを願っております。

次の質問に移ります。先ほどもありましたように、文化施設、明治の芝居小屋八千代座についてでございます。八千代座はとても魅力的な施設です。友人たちが訪

れたときは必ず案内する場所としております。この文化施設を若い世代に、訪れて、体験して、ふるさとの自慢の建物として、興味を持ってもらいたいと願っております。

そこで、２回目の質問です。市内の子供たちが利用する場合の文化施設、特に八千代座の無料化について、お尋ねをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、八千代座等の文化施設を子供たちが利用する際の無料化について、お答えを申し上げます。

お尋ねにありました八千代座の場合は、八千代座等条例及び同条例施行規則において、見学料及び使用料の減免規定を設けております。

見学料につきましては、本市の小中学生が義務教育課程として入館する場合、見学料を全額免除扱いといたしております。

使用料につきましても、本市の児童・生徒が学校教育活動として使用するときは、施設使用料を全額免除するよう規定をいたしております。

このほか、子供会や文化協会、老人会、婦人会、ＰＴＡなどの社会教育関係団体が社会教育活動の目的で使用する場合は、施設使用料を５割減額することがあわせて規定をされております。

八千代座以外の文化施設では、博物館や清浦記念館につきましては、市内の小中学生が見学する際は、多くの子供たちが歴史や文化に触れ、見識を深めることを目的に、無料で入館ができます。

特に今年度からは、小学校６年生と中学校２年生の全児童・生徒を対象に、本市の文化財や博物館などの現地を訪れ、郷土の歴史や偉人について学び、郷土愛を育むことを目的とした古代史巡回バス事業をスタートをさせました。

このように、文化施設の子供たちの無料化とあわせて、古代史巡回バス事業などを通して、一人でも多くの子供たちが郷土のすばらしい貴重な文化財に触れ親しむ機会を充実させ、文化財に対する理解を深めることで、郷土を誇りに思う心を醸成してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

勢田議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

答弁にもありましたように、学校教育活動については無料としているとのこと、八千代座の無料にする場合の条例があることもわかりました。

しかしながら、学校教育活動以外にも、市内の子供の団体が発表会などで利用する場合もあるかと存じます。その分についても、前向きに無料にされるよう改善していただくことを強く希望をいたします。

次の質問です。３回目の質問として、文化課、または文化財課の再設置を伺う予定でございましたが、明日の永田紘二議員と一般質問が重なりましたので、ここでは割愛をさせていただきます。

では、最後の質問に移ります。ここでは創り出す視点で、学校教育環境、特に楽しく学び、楽しく働くの充実についてです。ご案内のように、全国各地あるいは熊本県内でも、学校現場での教師の暴言や生徒の自殺など、たくさんの悲しい出来事が発生しています。これらの事件を考えると、学校現場で働く教職員のゆとりがないように感じられます。不登校の児童・生徒数は、令和３年（2021年）に全国で24万4740人、県内でも4729人と発表されました。本市の不登校の現状については、ことしの９月の定例会で北原議員の一般質問がありましたので、ここでは割愛をさせていただきます。

現在の学校現場では、先ほども言いましたように、いじめ、学級崩壊、不登校、体罰、保護者とのトラブルなど、さまざまな問題が発生しております。そこで考えられるのが、教職員の精神的な疾患があると存じます。働き方改革などの対策は取っておられますが、現状はどうであるのか。教職員が楽しく働ける本市の学校教育環境の現状と要望などを、質問をいたします。

それでは、１回目の質問です。本市の教職員の精神的疾患の現状と対応をお尋ねをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。吉野首席教育審議員。

［吉野栄治　首席教育審議員　登壇］

○吉野栄治　首席教育審議員

ご質問の、教職員の精神的疾患の現状とその対応について、お答えいたします。

文部科学省が昨年12月に公表した調査によりますと、教職員の鬱病などによる精神疾患で休職した人数は、令和２年度、全国で5180人に上り、ここ数年、高どまりの状況が続いています。

教職員のメンタルヘルスの悪化は、直接子供たちにも影響を与えることになり、一概には言えませんが、授業が進まなくなったり、子供たちのケアをする余裕がな

くなったりします。この場合、深刻な状況に陥る前に心身を休ませることが重要ですが、ここ数年間はかわりの先生が見つからず、学校内でカバーし合う必要があり、他の教職員への負担となるケースが生じています。

このような中、本市では教職員の働き方改革を進め、特に超過勤務については校長会等でも繰り返し確認、指導をしているところです。

また、各学校においては、心の健康チェック事業として、メンタルヘルス検査の実施や産業医等による面接指導、健康管理等に努めています。

さらに、本市で任用しているサポートティーチャーの配置は、学校現場にとって大変助かっており、負担軽減につながっています。

いずれにしましても、教職員の精神的疾患については、児童・生徒の心のケアと同様、早期発見と適切な対応が必要であります。今後は、当該職員の不調を見逃さないよう、相談体制の強化を図り、働きやすい職場環境の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

勢田議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

審議員から答弁をいただきましたが、本市の具体的な数値は挙げられませんでした。それはかなり、ある程度、特定できる可能性もあるかというご配慮だと判断をさせていただきます。

全国的な動きから見ると、ここ数年は高どまりの状況ということですので、本市も同様にあるかと思います。答弁にもありましたように、早期発見と適切な対応が必要と考えます。教職員が楽しく働くことが、児童・生徒も楽しく学べることだと考えます。このことを踏まえて、働きやすい職場環境の構築を強く求めます。

では、次の質問に移ります。学校現場には、先ほど述べていますように、さまざまな問題が発生しています。それらを解決するには、学校現場ではどうにもならない、法的な手段や手法が必要になってきています。そこで、学校専門の弁護士さん制度を導入すべきと、私は考えております。

それでは、最後の質問です。学校弁護士の導入の展望をお尋ねをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、学校弁護士、いわゆるスクールロイヤー制度の導入の展望について、お答えを申し上げます。

教育現場では、いじめ、不登校、体罰、教職員と保護者のトラブルなど、さまざまな問題が発生しておりますが、現在、本市においてはこうした深刻な状況には至らず、スクールロイヤー制度導入までの必要性は考えていないところでございます。

しかしながら、もしも学校内でのトラブル等により、専門的な相談が必要になった場合、本市においては行政相談のための顧問弁護士契約をしておりますので、その相談をもとに、早期解決に向けての対応に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

勢田議員。

［15番　勢田昭一　議員　登壇］

○勢田昭一　議員

答弁にもありましたように、学校弁護士はスクールロイヤーと表現することもわかりました。そして、学校現場の対応は本市では行政相談の弁護士で対応しているとのことでしたが、全国の自治体を見てみますと、大阪府、三重県、岐阜県可児市、東京都江東区では、既に導入をされております。ほかの地域がどうよりも、先にやはり導入するということが一番だと考えます。いろんなことがわかってから導入するんじゃなくて、今ないから、やっぱり導入をしておく、そういった方向性でぜひ導入されるよう強く求めておきます。

今回は、９月から12月までの話題から、地域の活性化、社会教育環境の充実、学校教育環境の充実の３点の質問を行いました。それぞれの現状と課題を再認識することができました。

さて、きのうの12月６日の熊日新聞、ご覧になったでしょうか。津留団地の火災で消火器を集め、鎮火に一役、三岳小学校、小学生14人を拝読をいたしました。このすばらしい行動には頭が下がりますと同時に、小学校での普段の防災訓練あるいは防災教育の成果があったと考えられます。私たち大人も、このように即判断して行動ができる人になりたいものです。この行動は、私たち市民に勇気と元気を与えてくれました。このことを規範とし、みんなで守ること、それらをみんなでつなぐこと、さらにはみんなで創り出すことを目指し、オール山鹿で頑張っていきたいものです。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○服部香代　議長

以上で、勢田議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後１時51分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午後１時57分　開議

○服部香代　議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、北原昭三議員の発言を許します。北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

皆様、こんにちは。

議席番号19番、公明党の北原昭三でございます。

発言通告に従いまして、一問一答にて、今回４件の質問をいたします。よろしくお願いいたします。

まず１件目は、安全で快適なトイレ等の環境の整備について、お聞きをいたします。学校トイレの洋式化にあわせたバリアフリートイレ等の整備促進について、インクルーシブが進められている学校施設におきまして、バリアフリートイレの整備は不可欠であります。また、フェムテックが推奨される中で、学校施設にも温水洗浄便座式トイレの設置が強く求められております。

文部科学省は、令和７年度までに公立学校のトイレ洋式化を95％まで整備するとの目標を掲げ、バリアフリーの観点から洋式を推奨をしております。令和２年９月１日現在、この全国的には現在、洋式化が平均57％と低い状況にあります。熊本県は48.4％となっておるようでございます。用を足しても飛び散りにくく、雑菌の繁殖を抑えるとして、洋式を推奨しております。

山鹿小中学校の水洗化は進んでおると思いますけども、その現状について、お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、小中学校トイレの洋式化の現状について、お答えをいたします。

本市の小中学校のトイレ洋式化につきましては、学校統合の山鹿、鹿北、菊鹿、めのだけ及び鹿本の５小学校は、統合整備時に洋式化へ移行をし、その後、令和２年度には残りの小中学校を整備していることから、校舎内のトイレの洋式化は全て完了しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

全ての小中学校舎内のトイレの洋式化は、全て完了しているとの答弁があり、和式トイレの使えない子供たちもいると聞いておりますので、安心をしたところでございます。

それでは、２回目の質問をいたします。洋式化を計画的に着実に推進されておりますが、障害のある児童・生徒がバリアフリートイレと温水洗浄便座を必要としております。バリアフリートイレと温水洗浄便座整備もあわせて推進すべきと考えますが、見解をお伺いをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、バリアフリートイレ、温水洗浄便座つきトイレの整備について、お答え申し上げます。

障害のある児童・生徒が使用するトイレにつきましては、山鹿、鹿北、菊鹿、めのだけ及び鹿本の５小学校は、学校統合による校舎整備時に設置が完了しており、その他の小中学校は、支援が必要な児童・生徒が入学をする際に整備を行ってきたところでございます。

現在、校舎内に設置できていない学校につきましても、支援を必要とする児童・生徒の入学が予想される場合、あるいは長寿命化改修などの大規模な改修や改築工事を施工する際を基本に、整備を進めていきたいと考えております。

次に、お尋ねの温水洗浄便座の設置につきましては、令和２年度のトイレ洋式化工事の際に合わせて整備をしてまいりましたが、それ以前に洋式化を終えている山鹿、鹿北、菊鹿、めのだけ及び鹿本の５小学校は未設置で、この５校に関しましては、全体計画の中で必要に応じ、順次、整備を進めていければと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

バリアフリートイレの整備につきましては、５小学校で学校統合による校舎整備時に設置済み、その他の小中学校につきましては基本的な整備を進めていきたいと考えているとの答弁でございました。

また、温水洗浄便座につきましては、小中学校10校、設置済みであり、未設置校については、必要に応じ整備をされるとのことでございましたけども、なるべく早く推進いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、３回目、水道蛇口の自動水栓化について、お聞きをいたします。この件につきましては、令和３年６月に自動水栓化の推進ということで質問をいたしております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう、交付をされております。感染症対策のため、学校や保育園などの公共施設の水道蛇口の自動水栓化に取り組むべきと思いますが、見解をお伺いをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、小中学校水道蛇口の自動水栓化について、お答えを申し上げます。

新型コロナウイルスに限らず、細菌感染症の対策として、小中学校校舎のトイレは、令和２年度の洋式化に合わせて、手洗いの自動水栓化を行ったところでございます。

トイレ蛇口の自動水栓化につきましても、温水洗浄便座と同様に、令和２年度以前に洋式化が完了している学校は手動のままで、蛇口についても温水洗浄便座と合わせて、順次、自動水栓化に向け整備を進めていければと思っております。

ただ、ほかの自治体では、トイレ以外の手洗いについても自動水栓を進めている学校の事例もございます。本市でもそれらを踏まえ、自動水栓化の必要性に関し検討をいたしましたが、結果といたしましては、手洗い場が屋外のテラスやベランダに設置された学校もあり、その場合、自動水栓は電気製品ですので、電源部が雨など水に濡れることで、故障や感電、発火の恐れもあるため、全校一律に自動水栓化へ移行するのは困難だと認識をしているところでございます。

今後は、トイレ以外の手洗いについて、水道蛇口の自動水栓化のほかに、新たな事例や手法などの知見が得られた場合は内容を精査し、対応するなど、最も効果的な対策を講じてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

トイレ以外の手洗い場については、感染予防のために水道蛇口の自動水栓化等の推進をお願いをしたいと思います。

屋外以外の以前この洋式化した学校も、感染症対応地方創生臨時交付金を活用され、こういった水道蛇口の自動水栓化を図ったらよかったのではないかと思ったところでありました。この件につきましては、今後も質問、確認をしていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、４回目は避難所トイレの整備について、お聞きをいたします、避難所で足腰の弱いご高齢の女性が一人で和式便所が使えず、毎回、ボランティアの方に支えられての用足しが忍びなく、それが理由で避難所を後にされた例もあったそうでございます。東日本大震災や熊本地震で多くの避難所を調査したところ、共通の困りごとは和式が多いことでありました。山鹿市の避難所のトイレの状況について、お伺いをいたします。

また、総務省の防災減災対策債を活用して、バリアフリートイレ並びにこの温水洗浄便座の設置促進に取り組むことも必要と考えますが、見解をお伺いをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

ご質問の避難所トイレの整備について、お答えをいたします。

主要な避難所であります各市民センター、市民交流センター及び総合体育館につきましては、全てにバリアフリートイレと温水洗浄便座つきトイレを備えております。

議員ご指摘のとおり、被災者支援の中で避難者の健康や避難所の衛生環境を確保する上で、避難所施設のトイレ対策は大変重要でございます。そのため、小学校体育館など、その他の指定避難所のトイレについては、有利な財源の活用を基本に関係部署と協議・調整を行いながら、バリアフリートイレと温水洗浄便座つきトイレへの改修の必要性を検討してまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

避難所での、このトイレの課題は多くの健康被害と衛生環境の悪化をもたらし、同時に不快な思いをする被災者をふやすことにもつながり、人としての尊厳が傷つけられることにもつながると思われます。安全で快適なトイレの利用ができますよう、バリアフリートイレ、温水洗浄便座つき等のトイレへの改修をよろしくお願いをいたします。

２件目は、ＬＧＢＴについて、お聞きをいたします。先ほど、芋生議員よりお尋ねがございましたが、このＬＧＢＴにつきまして、過去２回、平成30年９月、市の見解、職員研修など、令和３年12月、パートナーシップ制度の導入についての見解をお尋ねをしております。令和３年12月定例会答弁によりますと、2021年10月１日現在で130の自治体で施行されており、県内では熊本市と大津町の２市町が導入されております。

本市のパートナーシップ制度の導入につきましては、国・県の動向を踏まえ、市民意識調査の実施や外部の審議会等へもお諮りしながら、制度導入の是非、及び導入時期も含めて研究を深めてまいりたいと考えておりますとの答弁をいただいております。その後の進捗状況について、お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

本市のＬＧＢＴに関する取り組みの進捗状況について、お答えをいたします。

令和３年度に、人権教育・啓発に関する市民意識調査を実施しております。その中で、性的指向・性自認、ＬＧＢＴに関する人権に関心があると答えられた方は18.1％であり、平成28年度調査の回答率14.4％から3.7ポイントの伸びにとどまりました。障害者の人権46.2％、女性の人権44.3％等と比べると、市民の皆様の関心はまだまだ低いという結果でございました。そのため、より一層、市民の皆様がＬＧＢＴにかかる知識や理解を深め、関心を寄せていただけるよう啓発に努める必要があると判断し、令和４年度はトランスジェンダーを自認される方を講師にお迎えして、多様な性、性的指向・性自認に関する人権をテーマに、鹿央、鹿北、菊鹿、鹿本地域において、人権のまちづくり地域講演会を開催しております。

アンケートから、性的少数者とカミングアウトされても、今までどおりつき合うことができますかの問いに、できるとの回答が多く、徐々に理解が進んでいると感じております。

なお、本市のパートナーシップ制度につきましては、導入時期や本市の制度内容について、近隣市町村及び国・県の動向を踏まえ、外部の審議会等へもお諮りしながら、研究を深めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

答弁によりますと、市民の皆様の関心はまだまだ低いようでございます。しかし、さっき芋生議員からもご紹介がありましたとおり、この県内ではパートナーシップ制度の導入が進んでおります。いろいろと難しい面等々もあると思いますが、研究を深めると同時に、制度導入に対する推進をよろしくお願いをいたします。

それでは、３件目、高齢者支援対策等について、お聞きをいたします。１回目は、自動車運転免許証自主返納に対する特典についてをお聞きいたします。アクセルとブレーキの踏み違えや逆走など、高齢者の運転に高いリスクがあることが徐々に周知され、運転免許証の自主返納数も年々増加をいたしております。自主返納制度が始まって間もない1998年（平成10年）は年間2596件のみでしたが、2012年（平成24年）には件数が急増し、10万件を突破しております。2019年（令和元年）は過去最多の60万1022件となっております。2012年（平成24年）に件数が急増した理由といたしまして、免許証自主返納したときに交付される運転経歴証明書が、期限なしの本人確認書類として使用できるようになったことがあります。運転免許証を本人確認書類として利用している人は多く、運転免許証を返納するデメリットをカバーすることで、件数が急増したと考えられます。私も高齢者ですが、何年か先に免許証を返納するときが来ると思います。私たちのような地域では、車がないと買い物も病院に行くにもタクシーを利用しないといけない状況下にあります。今現在、このあいのりタクシーの便数も少ない状況ですが、この件につきましては、次回、質問を考えております。

それでは、質問をいたします。まず、本市における令和元年から令和３年度の自動車運転免許証返納数の推移状況をお伺いをいたします。また、自動車運転免許証返納者に対し、この県内市のいろんな特典を見ますと、乗り合いタクシーの料金半額割引、無料タクシー券の配布、市内共通商品券、くまもんのＩＣカード、コミュ

ニティーバス回数券など、これはどこも１回きりではございますが、県内10市で実施をされております。前々から言っておりますが、山鹿市として自動車運転免許証自主返納に対する特典はどのようになっておりますか。また、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

ご質問の、自動車運転免許証自主返納に対する特典等について、お答えをいたします。

本市におきます自動車運転免許証の自主返納者数につきましては、令和元年度が215名、令和２年が213名、令和３年が190名でございます。

議員ご案内のとおり、県内の10市におきましては、高齢や身体的な衰えなどで運転に不安のある方に対し、交通行政の観点から運転免許証の自主返納を促すため、乗り合いタクシーの料金の割引、無料タクシー券の配付など、独自の特典が設けられております。

運転免許証の自主返納が、高齢者等が第１当事者となる重大な交通事故等の未然防止にもつながることから、これらの自治体の取り組み例を参考にしながら、本市の実情に適した内容と開始時期について、検討を進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

自動車運転免許証返納数につきましては、毎年変わりない推移であることがわかりました。本市の実情に適した内容と、開始時期について、検討を進めてまいりますとの答弁でございました。自動車運転免許証を返納される方は、ほとんどの方が高齢者でございます。早急に検討していただきますよう、よろしくお願いをいたします。

続きまして、２回目は認知症の早期把握及び予防についてをお聞きをいたします。75歳以上の高齢者が免許更新をする際は、事前に認知機能検査と高齢者講習の受講が義務づけられています。この認知症の早期発見の件につきましては、前回、９月議会でタッチパネル式認知機能検査機の導入についてお聞きいたしておりますが、先般、認知症患者は事故を起こしてしまうリスクが高くなっております。事故によ

る犠牲者を防ぐため、あえて今回も質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

75歳以上の高齢者が免許更新をする際は、事前に認知機能検査と高齢者講習の受講が義務づけられております。認知症の可能性のある高齢ドライバーを見つけ出すための一つの方法が、75歳以上の人の免許更新時に受ける認知機能検査です。検査の結果、第１分類認知症の恐れがあると診断された方は、医療機関の受診が義務づけられ、認知症か否かの判断を受けることになります。

先般の熊日新聞に、「認知症予防、免許更新から」という記事がございました。内容的には、菊池市は本年度から３カ年計画で、市内の自動車学校と連携し、免許更新時に認知機能検査を受けた75歳以上の高齢者を認知予防教室につなげる事業を始めた、認知症の早期発見や予防教室への参加が少ない男性にアプローチする狙いだというふうに記載がございました。山鹿市でもこのような事業に取り組んだらと思いますが、見解をお伺いをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。山﨑福祉部長。

［山﨑寿雄　福祉部長　登壇］

○山﨑寿雄　福祉部長

ご質問の、認知症の早期把握及び予防について、お答えをいたします。

まず、本市の認知症の把握につきましては、70歳、75歳時における介護予防教室や巡回型の介護予防教室の際に、９月定例会の議員の一般質問の中でご説明をいたしました基本チェックリストによる調査を実施し、その結果をもとに認知症の早期把握に努めております。あわせまして、必要に応じて看護師等の職員による個別訪問調査を行っております。

次に、認知症予防につきましては、先ほどご説明いたしました介護予防の取り組みと重なるところが多いことから、本市では介護予防と認知症予防の教室を一体的に取り組んでおるところでございます。

また、出前講座やサロンの機会を使いまして、積極的に社会参加をすることの有効性や、体を実際に動かすことが脳の活性化につながり、認知症予防に効果があることなど、関係職員が実例を挙げながら普及啓発を行っております。議員ご紹介の菊池市で行われておられます、自動車学校と連携をした免許更新時の認知機能検査結果に基づき、認知機能低下の疑いのある方を対象とした予防教室の実施につきましては、本市にも菊池市が現在委託をしております事業者様より事業提案をいただいているところでございますが、多額の費用を要することから、今後、先行して実施をしていらっしゃる自治体などと情報交換を図り、事業の効果につきまして検証

してまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

答弁の中で、看護師等の職員による個別訪問調査、数多く行っていただいておりまして、ありがたく思っております。

確かに、この多額の費用でございますが、確認いたしましたら、３カ年で約1900万円ですが、しっかりとした効果が出れば、高齢者による痛ましい事故が発生しない、また認知症による事故削減等につながる可能性もあり、大事なことかと提案をさせていただきました。事業の検証をよろしくお願いをいたします。

それでは、４件目、安心・安全なまちづくりについてをお聞きをいたします。見通しの悪い場所へカーブミラーの設置を求める市民の声がよく寄せられますが、本市の設置の可否の判断として、地域住民の要望に応じていない箇所が多数あると推察をされます。この原因の一つに、危険を感じている市民の感覚と行政のカーブミラーの効果に対する見解が大きく乖離していることが挙げられると思います。

また、注意看板の設置など、カーブミラーの設置以外の対策を講じることも多いようでございますけども、その後の検証結果もなされている様子はございません。カーブミラーで安全確認の対象に入っていない路側帯、横断歩道があり、自動車のボンネットを出さないと目視できないような形状の交差点や、丁字路においても、カーブミラーによる安全確認が有効と考えられます。つまり、車目線だけではなくて、歩行者や自転車、車の運転者が安全確認をする際にも、カーブミラーは有効であると考えます。

そこで、質問をいたします。まず、１回目は、このカーブミラーの設置について、市民の方々からの要望に対する達成度について、お伺いをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。松尾建設部長。

［松尾正都　建設部長　登壇］

○松尾正都　建設部長

ご質問の、過去３年間の要望件数と設置件数について、お答えいたします。

過去３年間において、各地域から56基の新規の設置要望がございました。現時点での達成度は、設置28基の50％です。なお、今後、設置を予定している17基を含めますと、設置率は80％となります。今後も、早急に対策を講じられるよう努めてま

いります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

過去３年間において、各地域からの要望件数は56基、現時点での達成度は50％との答弁でございました。早急に対策をお願いをいたします。

要望しても設置できない場合があると考えます。２回目は、その設置できなかった理由を、区長さん、また市民の皆さまに伝え、苦情並びにその設置依頼場所での事故はなかったでしょうか、お伺いをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。松尾建設部長。

［松尾正都　建設部長　登壇］

○松尾正都　建設部長

ご質問の、設置できなかったことによる地元からの苦情や事故の発生状況について、お答えいたします。

各地域からの要望を受けて現地を調査し、設置の有無を判断している状況でございます。中には、目視での安全確認が可能な場合など、設置に至らない箇所もございますが、丁寧に説明を行い、ご理解をいただいているところでございます。

また、管内で事故が発生した場合には、警察や自動車保険会社等から連絡がございますが、そのような箇所での事故の報告は現在までいただいておりません。

以上、ご答申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

設置に至らなかった箇所については、事故もなく、区長さん、また地域の皆様に丁寧に説明を行い、ご理解をいただいているということで、安心をいたしました。

それでは、３回目の質問をいたします。カーブミラー設置の基準は何でしょうか。警察が確認し、評価し、最終判断は市と聞いております。大変失礼な言い方かもしれませんが、ほとんど交通量の少ないと思われる場所への設置、また見た目で必要ないと思うようなところへの設置はないでしょうか。目視が基本ですが、区長さんも市民も見づらい、危険だからこそカーブミラーの設置を要望しておられます。そ

の要望に応えていくのが行政の使命と考えますが、いかがでしょうか。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。松尾建設部長。

［松尾正都　建設部長　登壇］

○松尾正都　建設部長

ご質問の、カーブミラーの設置基準について、お答えいたします。

カーブミラーの設置基準は、社団法人日本道路協会が発行している道路反射鏡設置指針を参考に、設置を行っております。

設置場所としましては、見通しの悪い交差点や急カーブで、車両等を直接目視することが困難な場所が挙げられます。

カーブミラーは、見通しの悪い交差点などでも、車両の接近などを把握しやすくしてくれる一方、死角があることや距離感・速度感がつかみづらいこと、そしてカーブミラーへの過信から一時停止や徐行など、安全確認を怠りやすくなるなど、事故を助長するような注意すべき点もあるため、新規の要望に対しては慎重に判断し設置しており、不要な場所への設置はしておりません。

カーブミラーは、あくまでもドライバーの安全確認を補助するもので、運転の際は直接目視により周囲の状況を確認することが大切であり、しっかりと一旦停止するなど、速度を落とし、安全運転に心がけていただくことが、事故防止には何より重要だと考えております。

なお、設置しないと判断した場合でも、注意を促す代がえ案として、交差点マークや白線等の路面標示等の設置を検討するなど、引き続き地域の方々の要望には真摯に対応させていただくとともに、交通の安全確保に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

先の答弁は、新規要望に対しては慎重に判断し、設置しており、不要な場所への設置はないとのことです。当然と思います。私が言いたいのは、新規の設置だけではなく、今まで設置された全体のことを言っております。いずれにしましても、地域の方々の要望に対応していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、２点目、防犯灯の設置状況について、お聞きをいたします。全国的に犯罪やいろんな部分での事件が多く発生をしております。市民の皆様と力を合わせ、犯罪などのない安心・安全なまちづくりに取り組んでいかなければなりません。令

和元年９月定例会にて、防犯灯並びに防犯カメラの設置状況についてお聞きをいたしておりますが、防犯カメラの設置につきましては先ほど質問がありましたので、今回は防犯灯の設置状況についてをお伺いをいたします。

危険箇所には、防犯灯設置が必須と考えます。防犯灯は、犯罪の防止や抑制についての効果があり、犯罪の防止や抑制の観点から考えますと、防犯カメラと同様、重要な役割を果たしていると思います。山鹿市が管理していただいております防犯灯の設置数と、維持管理の経費はどのようになっておりますか、お伺いをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

ご質問にお答えをいたします。

現在、本市が設置し、維持・管理を行っている防犯灯につきましては479基でございます。

各地区の内訳といたしましては、鹿北地区が114基、菊鹿地区が208基、鹿本地区が１基、鹿央地区が156基となっております。

また、維持管理に係ります経費につきましては、年間の電気代が令和３年度の実績で、鹿北地区の114基で約120万円、菊鹿地区及び鹿本地区の209基で約146万円、鹿央地区の156基で約51万円、合計で約317万円でございます。

あわせて、修理代等につきましても、令和３年度の実績でございますが、鹿北地区が約42万円、菊鹿地区が約47万円、鹿央地区が約52万円、合計で約141万円となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

設置台数につきましては、令和元年９月定例会時の答弁と同じ数字であることがわかりました。電気代が約317万円、修理代が約141万円で、合計458万円となっており、今後どのように推移するのかが関心があります。

２回目は、この防犯灯の設置に係る事業補助額について、お聞きをいたします。令和元年９月定例会答弁より、この平成27年以降も補助金交付要綱を存続させ、事業を実施しているとありますが、その事業は存続しておりますでしょうか。また、

その場合の市からの補助額はどのようになっておりますか。存続の場合、何件ぐらいの要望があっているかを、お伺いをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

ご質問の、防犯灯の設置に係る補助事業、補助額等について、お答えをいたします。

防犯灯の設置補助につきましては、現在も補助金交付要綱に基づいて事業を実施しております。補助金の交付額は、防犯灯のみを設置する場合が、設置に要する費用の２分の１以内で、１灯につき１万5000円を上限とし、防犯柱を設置する場合が、１本につき３万円を上限として、両方とも新設のみを対象としております。したがいまして、防犯柱と防犯灯を新規に１基設置する場合には、最高で４万5000円の補助となります。

行政協力員を通して新設の相談があった場合には、現地調査を行い、設置の必要性について確認を行いますが、毎年10件前後の補助を行っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

北原議員。

［19番　北原昭三　議員　登壇］

○北原昭三　議員

毎月10件ぐらいと、少ない要望でございますけども、この事業につきましては、今後も安心・安全の面から必要な事業と思います。引き続き、継続されますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。大変にありがとうございました。

○服部香代　議長

以上で、北原議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後２時43分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後２時49分　開議

○服部香代　議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、高橋龍一議員の発言を許します。高橋議員。

［６番　高橋龍一　議員　登壇］

○高橋龍一　議員

皆様、こんにちは。

議席番号６番、清風やまが、高橋龍一でございます。

発言通告に従いまして、一般質問を３件させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、人口増加の方策についてということで、質問をいたします。おとといだったと思いますが、11月末現在の山鹿市の人口と題しまして、やまがメイトにて配信がありました。ご覧になった方も多いと思いますが、前月比44人減少ということで、引き続きじりじりとした減少傾向が続いております。

私は、昨年12月の定例会において、財政面から見た企業誘致及び移住定住促進の必要性として、税収確保と生産年齢人口の増加のために、企業誘致を積極的に推進すべきだと申し上げました。

その後、関係部局のご努力により、誘致に成功したと報告を受けておりますが、改めてＴＳＭＣの進出が報じられて以降、立地協定を結んだ企業数と稼働開始時の予定従業員数、また本年７月に山鹿市企業誘致等アドバイザリーとして、株式会社エイト日本技術開発熊本支店との間で業務委託契約が締結されていますが、その委託の目的、内容と期待する効果について、お尋ねいたします。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

高橋議員のご質問に、お答えをいたします。

ＴＳＭＣが熊本県菊陽町に新工場を建設することが2021年11月に発表され、それ以降に半導体関連企業で本市と立地協定を締結した企業は２社でございます。どちらの企業も、本市の工場では半導体製造装置の部品加工や組み立て等が行われる予定で、市外にも事業所がございますので、まずは転籍や異動等での対応を考えられており、工場の操業開始時点の従業員数の計画は、それぞれ300名と30名程度になるとお聞きをしております。

次に、委託業務の内容についてですが、今後、想定される半導体産業等を中心とした関連企業の進出に向け迅速に対応するため、高速道路へのアクセスや、福岡県と隣接する立地等を生かした工業団地の整備、良質な温泉や豊かな自然環境を有する地域として、従業員などの居住促進に向けた宅地開発の両面から、戦略的な土地利用を図るための検討資料として、土地台帳の整備と、民間企業が有するネットワークを活用した企業動向の調査を行うこととしております。

台帳整備につきましては、工業用地や宅地分譲などの開発を行う場合、一定規模の面積が必要となることから、確保可能な土地を洗い出し、用途地域や農用地区域などの法による規制、道路や上下水道の基盤整備の進捗、商業施設や教育施設など生活環境、災害等が想定される区域指定の状況など、多角的な視点から調査・検討し、立地の優位性などを評価します。なお、未利用地の市有財産についても、今後の利用方針など整理を行い、売却可能なものについては市のホームページ等で公表し、企業誘致などに活用を促すことで維持管理費の軽減も図られることから、関係部署と連携し、協議を進めております。

また、企業動向につきましては、福岡県や熊本県内の不動産業者、住宅メーカーなどへ、本市での新たな開発の可能性や整備を行うに当たり、必要な条件など需要予測を把握するため、意向やニーズの調査を行うこととしております。

今回、委託している業務の中で、企業誘致だけでなく、定住促進に向けた住宅施策についても、企業の動向など情報を積極的に収集し、戦略的な土地利用について検討を行うことで、将来的な税収増加や新たな地域価値の向上につながるものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

高橋議員。

［６番　高橋龍一　議員　登壇］

○高橋龍一　議員

ただいま答弁いただきました企業のほかにも、既存の企業で業務拡張や本市を通さずに、直接進出された企業もあるそうなので、企業側の雇用意欲が引き続き旺盛であることは、大変喜ばしいことだと思います。また、新たに企業誘致等アドバイザリーへ業務委託することで、より専門的に、かつより迅速に企業誘致が進むことを期待するところです。

10月から11月に行いました議会報告会においても、人口減少対策として、地元での働き先を求める声が多く寄せられましたことからも、市民の皆様の期待と関心は大きなものがありますので、引き続き企業誘致の状況については、お尋ねしてまいります。

一方で、地元金融機関の試算では、ＴＳＭＣが進出することに伴う、今後５年間の熊本県内の経済効果は2.1兆円だそうですが、この2.1兆円が県内に均等に行き渡るものではありません。熊本県では、年明け１月には、蒲島知事を初め、県内の政財界、観光、農業分野の大費用で組織される訪問団が、台湾を訪問される計画と聞きますが、本市の行政関係者が含まれていないのは大変残念です。今後、本市も他

市に遅れを取らないように、台湾との人的交流を早急に進めるべきだと思っております。この件につきましても、今後お尋ねしてまいります。

さて、先ほどの答弁のとおり、本市や近隣市町村への企業進出により、本市を取り巻く雇用関係は、今後も改善していくことが予想されます。いわば、本市への移住の足がかりの一つが整いつつあるということですので、次は具体的に本市へ移住してもらう策が必要となります。もちろん、これまでも空き家バンク等の施策を通じて移住定住の促進を図ってきたところですが、私たちが最初に声をかけるべつは、この山鹿で生まれ育って、県外へ出た学生や若い社会人ではないでしょうか。

私ごとで恐縮ですが、私には25歳になる長男がおります。大学を卒業して、本来は県内での就職を第一に希望していましたが、現在は横浜の企業に就職をして２年目になります。古臭いと思われるかも知れませんが、長男でもありますので、地元に雇用が生まれるのであれば、この機会に呼び戻そうかと思っています。息子のように、できることなら山鹿に住み続けることを望んでいる若者や学生は多いのではないでしょうか。

ところが、先日、息子が山鹿に帰省してきましたので、ハローワークへ相談に行かせましたところ、がっかりして帰ってきました。ハローワークは本来、仕事探しに困っている人を支援するところであり、あなたのような新卒に近い若い人の支援はしていないと言われたそうです。せっかく地元に帰ろうかと思ってくれたところだったので、大変残念でなりませんでした。

そこで、ハローワークにかわるところはないものかと調べましたところ、県が設置しています熊本ＵＩＪターン就職支援センターを見つけましたので、ご紹介したいと思います。同センターのホームページによりますと、支援対象者は県外在住者で、熊本へのＵターン就職希望者、県内高校生、大学生及び県外の大学生で、熊本県へのＵターン希望者、Ｕターン就職希望者の保護者、Ｕターン人材を受け入れ希望する県内企業とあります。また、主な支援内容は、熊本県へのＵターン就職アドバイザーが、あなたの就職・転職・再就職に向けたアドバイスやご相談に対応しますとあります。もちろん具体的な求人情報も充実していますし、何より熊本県内のほかに、東京、大阪、福岡にも窓口が設置されています。私が同センターに電話をして、先ほどお話した息子のことを相談したところ、ぜひ東京の窓口へ連絡するように勧められました。

このように、県において、非常に有益な仕組みがつくられておりますので、そこで情報を得て、県内に戻る若者が多く現れることが期待されます。本市としても、同センターとの連携を深め、そこで情報を得た若者を受け入れるための窓口を、本庁内に設置することも有効だと思われます。

そこで、２回目の質問です。今後の同センターとの連携や、若者のＵターン支援について、関係部局においてはどのようにお考えか伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

ご質問の、人材確保に向けた関係機関との連携について、お答えをいたします。

人口減少が進む中、進出を希望する企業だけでなく、地場企業からも人材確保に向けた相談が数多く寄せられており、特にＴＳＭＣや関連企業の進出が想定される中、人手不足の解消に向けた取り組みは喫緊の課題であると認識をしております。

中小企業や小規模事業者が多くを占める本市において、働き手不足や従業員の高齢化などの問題は、地域経済の縮小や地場産業の存続にも影響することから、事業継続に向けた支援が大変重要となってきております。

このような中、熊本県の鹿本総合庁舎内に、やまが職業総合相談センターを設置し、就職を希望する学生から高齢者まで、相談者の状況に応じた職業紹介だけでなく、就職相談、面接対策など、幅広い就労支援を行うとともに、企業からの相談にも情報共有を図りながら、就職面接会を行うなど、連携して取り組んでおります。

今後は、熊本県主催で、東京や大阪などの都市部で開催される、ＵＩＪターン希望者に向けた就職説明会や移住相談会などを活用し、市外に転出されている方や、本市への移住を検討されている方などへ、企業情報や仕事情報など、積極的にＰＲするため、移住定住を推進する関係部署としっかり連携を図りながら、本市への定住につながる人材確保に向けた取り組みをさらに前進させてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

高橋議員。

［６番　高橋龍一　議員　登壇］

○高橋龍一　議員

教育分野では、山鹿市で生まれ育った若者たちに、小中学校を通じ、郷土に誇りを持つ教育を進められています。この成果もあり、可能であれば地元で就職し、地元で暮らしたいという若者は多いと思います。そんな若者がこの機会に山鹿に戻ってくれるようにするにはどうしたらいいか、関係部局におかれましては、さらなる方策の検討をお願いし、次の質問に移ります。

本定例会に、報告第16号として上程されています損害賠償請求に係る本市の対応について、お尋ねいたします。議案書によりますと、令和３年３月、菊鹿町上内田

の林道八方ヶ岳線において、令和２年７月豪雨により、路肩崩落のため、本市が三角コーンとコーンバー等により通行どめの措置を取っていた区間に、熊本市内の男性が進入し、相手方車両が崩落箇所から転落し、車両の損傷及び負傷を負うに至った。これを受けて、相手方は本市を被告として、熊本地裁山鹿支部へ損害賠償請求を提起したとあります。

その後、本市は、本件事案における損害賠償責任はないものと応訴し、訴訟手続を進行していたところ、裁判所より和解の勧告があり、これに応じたとあります。以上が本件事案の概略です。

和解金の金額は少額であり、なおかつ賠償責任保険で対応するため、本市への直接の損害はないそうですが、この議案書を見る限り、安易に和解に応じるべきではなく、あくまでも判決を求めるべきではなかったかと思います。

私は、前職において、裁判を提訴する側の仕事をしていましたが、民事裁判での損害賠償請求訴訟において、裁判所は和解を勧める傾向にあります。地方自治体として、裁判で争うことをよしとしない気持ちはわかりますが、本件事案にて和解をしたことは、判例として残りますので、主張すべきは主張するべきではなかったかと思います。

そこで、お尋ねいたします。訴訟手続を進行する中での争点は何であったのか、和解を受け入れた理由について伺います。また、今後、同様の事案が発生しないように、災害現場の保全をどうするのか、重ねてお尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

ご質問の、林道事故に係る訴訟について、和解ではなく判決を求めるべきではなかったかについて、お答えをいたします。

本件事故の概要につきましては、開会日にご報告申し上げました報告第16号に添付しております専決処分書のとおりでございますが、本件訴訟における最大の争点は、市が講じた全面通行どめの措置に対する管理瑕疵の有無でございました。

市としましては、通行どめの看板や三角コーン等の設置により、適切な措置を講じていたところでございますが、事故当日は風により看板は倒れており、三角コーンとコーンバーについては、事前に何者かによって動かされていたため進入できたと、相手方は主張されていました。

裁判が進む中で、熊本地方裁判所山鹿支部から、さまざまな証拠等により、当日の事故に至るまでの相手方の行動や、三角コーン等による設置のみで完全な通行ど

めができていなかった市の対応等を考慮し、適正かつ迅速な解決を図るため、解決金を相手方に支払うことによる和解案を提示されました。

市といたしましても、管理瑕疵はないものと判断していましたので、判決を求めるつもりでおりましたが、弁護士と協議した結果、裁判所が和解案を提示することは、市に管理瑕疵が全くなかったという判断はなされないのではないか、また判決に不服があれば、その後の上級審で争うこととなり、さらなる事務量等の負担増につながるのではないかというご提言を受け、それらを総合的に検討した結果、今回の和解案を受け入れたものでございます。

次に、災害現場の保全について、今後どうするかについて、お答えをいたします。今回の事故現場でも設置いたしていましたとおり、これまで通行どめ等の規制は、バリケードや三角コーンとバーなどの設置を行っておりました。本来なら、完全に車両等の通行をとめるためには、大型のバリケード等の設置が有効ですが、購入価格や設置費用等が高額であり、それらの保管場所をどうするかというような問題等も出てまいります。また、完全にとめてしまうと、災害現場の調査・測量等に行くための関係車両の通行にも支障が及びます。

その上で、長期間にわたって通行どめをするような箇所については、大型のバリケード等の設置を検討いたしますが、基本的には今後も通行規制をする際には、通常のバリケードや三角コーン等の設置とともに、通行どめを示唆する看板等の設置による注意喚起を行ってまいります。

また、風などで倒れないよう、おもし等を設置したり、定期的なパトロールを行い、適正に設置されているかを確認するなど、事故防止に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

高橋議員。

［６番　高橋龍一　議員　登壇］

○高橋龍一　議員

和解を受け入れた判断は間違いではないと思いますが、この判例が今後の道路管理の足かせにならないことを祈るばかりです。

また、今後も災害は多発することが予想されますので、今回の事案を教訓に、災害現場の保全には十分注意を払っていただくようお願いして、この質問を終わります。

最後に、やまがメイトの活用について、お尋ねします。やまがメイトにつきましては、先ほど市民部長よりご説明がありましたとおり、コミュニケーションツールとして多くの市民の皆様にご利用いただいておりますが、反面、使いづらいとのご

意見があります。

先日、地区の区長会で、このやまがメイトが話題になりました。その中で、ある区長さんから、地元の区役の日時など、区民の皆さんへの連絡手段として、やまがメイトの導入をお願いしたところ、100名以上の方が応じていただいた。しかし、毎日何件ものメッセージが入ってくるので、伝えたいお知らせが伝わらず、埋もれてしまっているとのご意見をいただきました。行政側としましては、各種施策を周知する手段としては最も有効であると思いますが、市民の皆様全てが興味のあるものではないメッセージが多いのも事実です。

そこで、質問です。本年度の当初予算において、このやまがメイトのシステム改修費として429万円が計上されていますが、どのような箇所を改修されたのか、また先ほど申し上げましたようなご意見に対し、受信する情報のカテゴリーを取捨選択できるようなシステム変更をなされるお考えはないのか伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

ご質問の、やまがメイトの活用について、お答えをいたします。

やまがメイトは、スマートフォンやタブレット、パソコンなどで利用できる音声や文字を使った地域コミュニケーションアプリで、市からの情報配信や行政区単位の連絡網及び防災ツールとしても利用でき、11月末現在で登録件数は約1万9000件と、多くの方にご利用をいただいております。

運用開始から７年が経過し、これまでに利用者の方から多数のご意見・ご要望をいただき、利便性向上に向けた機能改修等を行ってまいりました。本年度の改修では、メールを利用されていない方でも簡単に登録ができるように、携帯電話番号による登録機能を追加し、また着信音の選択や表示画面のレイアウトの調整などを行い、さらなる利便性向上に努めております。また、市からの情報の発信につきましても、情報発信における運用ルールを定め、活発な情報発信に努めてまいりました。

議員ご指摘の、多くのメッセージが配信され、大切または必要な情報が含まれていてもわかりにくいとのご意見につきましても、利用者の方々から伺っておるところでございます。

さまざまなご意見・ご要望をいただいておりますので、議員ご提案の情報を取捨選択できる機能も含め、今後も機能改修による利便性の向上及び活発な情報配信を行いながら、利用促進に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

高橋議員。

［６番　高橋龍一　議員　登壇］

○高橋龍一　議員

システムの改修には多額の予算が必要なことは承知しておりますが、ぜひとも来年度予算に反映していただくように強くお願いいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○服部香代　議長

以上で、高橋議員の一般質問は終了いたしました。

――――――――――――― ○ ―――――――――――――

散　会

○服部香代　議長

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後３時16分　散会

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

１２月８日(木曜日)

令和４年（第５回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

令和４年12月８日（木曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

発言通告

１．有働辰喜

一般質問

（１）学校施設（屋内運動場）について

（２）マイナンバーカードについて

２．立山大二朗

一般質問

（１）持続可能な魅力ある地域づくりについて

３．小川榮二

一般質問

（１）今後の山鹿市の学校教育について

４．原芳郎

一般質問

（１）山鹿市の農業施策について

（２）中学校部活動の地域移行について

（３）人口減少対策について

（４）ふるさと納税について

４．永田紘二

一般質問

（１）ふるさと納税について

（２）組織再編について

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

出席議員（20名）

1番	関口和良
2番	永田壮拡
3番	深牧大助
4番	原　芳郎
5番	隈部賢治
6番	高橋龍一
7番	豊田新二郎
8番	山下誠治
9番	古川和博
10番	金光一誠
11番	松見真一
12番	立山大二朗
13番	小川榮二
14番	芋生よしや
15番	勢田昭一
16番	有働辰喜
17番	服部香代
18番	冨丸洋一郎
19番	北原昭三
20番	永田紘二

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

説明のため出席した者

副市長	阿蘇品貴司
教育長	堀田浩一郎
総務部長	大林秀樹
市民部長	中尾雄二
福祉部長	山﨑寿雄
経済部長	石井耕一郎
建設部長	松尾正都
教育部長	渡邊義明
消防本部消防長	有尾壽朗
市民部次長	白石浩二
福祉部次長	野満ふみ子

水道局長	阿蘇品　健
教育部首席教育審議員	吉野栄治
総合戦略課長	吉岡　隆
総務課長	永田健一
地域生活課長	鬼塚敦夫
国民年金課長	林　弘子
農業振興課長	三森一幸
商工観光課長	中村武志
都市計画課長	隈部光麿
教育総務課学校教育指導室審議員	黒木幸博
学校施設課長	渕上邦広

○

事務局職員出席者

議会事務局長	小山　天
書記	木村隆寛

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○服部香代　議長

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○服部香代　議長

日程第１、昨日に引き続き質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。有働辰喜議員。

［16番　有働辰喜　議員　登壇］

○有働辰喜　議員

皆様、おはようございます。

議席番号16番、有働辰喜です。

発言通告に従い、一般質問をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、まず学校施設、屋内運動場について、お尋ねをいたします。

本年９月定例会でのめのだけ小学校屋内運動場面積不足関連質問の答弁内容を検証し、新たな疑問も生じましたので、定例会をまたいでの質問となりますが、ご理解をいただきたいと思います。

質問の必要面積不足解消をどうするのかには言及をせずに、強度面での安心・安全と、山鹿市策定の山鹿市公共施設等総合管理計画及び学校施設長寿命化計画に基づき対処するという答弁内容は、納得できるものではありませんでした。例えば、必要面積、耐力度も確保された施設ですけれども、耐用年数が過ぎているのに、なぜ建てかえないのですかと質問した場合に、両計画での対処を言われるのは納得できますが、統合校開校時に必要面積の約６割の既存施設で開校した理由や、現在の必要面積不足をどうするのかという質問内容には、両計画は関係ないと考えます。

なぜ統合校開校時に面積不足解消のため建てかえなかったのかという質問に対し、平成25年度に耐震改修工事が完了し、平成27年度の耐力度調査で問題がなかったから、既存施設を利用したとの答弁でした。平成26年11月20日に、平成27年７月10日を工期として、鹿央・米田地区統合小学校校舎増築改修設計業務委託の契約締結が行われ、その内容は鉄筋コンクリート造平屋建て校舎１棟の増築と、既存施設の鉄筋コンクリート造教室２棟、並びに屋内運動場鉄骨造平屋建て526平方メートルの改修と、地質調査業務１カ所となっております。

つまり、設計業務委託発注時点で、必要面積不足の既存施設利用、改修で計画を進めていたということになります。既存施設を利用しての整備計画では、建てかえ

が必要か、改修で大丈夫かを検討して判断すると思います。その判断をする検討項目には、児童数による法的な教室数をもとに定められました校舎面積、運動場面積、屋内運動場面積、プール面積等があり、既存建物の耐用年数も含まれており、建てかえか改修かの判断材料の一つとして耐力度があります。

身近なその事例といたしまして、鹿本小学校は平成26年９月定例会で、冨丸議員の一般質問に対しまして、来民小学校の既存施設利用で計画との答弁でしたが、その後、耐力度不足としてほぼ全ての校舎と屋内運動場を建てかえておりますし、八幡小学校の屋内運動場も、面積不足解消と耐力度不足で建てかえます。計画、調査、検討、決定、発注という手順ですと、めのだけ小学校の場合、設計業務委託発注前に耐力度調査が行われ、問題ないとの判断をもとに改修を選択したということになります。

そういたしますと、平成27年度の耐力度調査で問題なかったから、既存施設を利用したとの答弁は整合性に欠けます。答弁に間違いがないということであれば、耐力度調査を実施しないで、開校前に耐用年数の築40年まで残り１年の既存施設利用を決定したということになります。

今述べました理由により、前回の答弁に疑問を持ちましたので、再度、なぜ統合校開校時に面積不足解消で建てかえをしなかったのか、お尋ねをいたします。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、建てかえをしなかった理由について、お答えをいたします。

めのだけ小学校の整備の手順につきましては、まず資格を持つ市の担当職員が、耐力度の簡易調査を行い、その結果をもって、校舎の増築改修設計業務を発注をしております。その発注した設計業務の完了を受け、改めて屋内運動場の耐力度調査を専門業者に委託をしております。

その結果、簡易調査と同様に、基準を満たす判定結果を受けて、建てかえでなく、改修整備といたしたところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

有働議員。

［16番　有働辰喜　議員　登壇］

○有働辰喜　議員

耐力度の簡略調査での安全評価に基づいて、設計を発注し、改修で完了をしたと。

その後の正式な耐力度調査での安全との判定結果を受けて、改修設備を決定したということですけれども、順序がおかしいのではないでしょうか。仮に耐力度不足の結果が出ましたら、開校日から逆算して建築工事期間を考慮し、基本設計と詳細設計を同一の業務委託で発注するという離れわざでの発注をした設計をやり直す必要性が生じますけれども、そんなリスクを負ってまで発注をするのでしょうか。

私は、設計発注の約半年前に完了した大規模耐震改修工事を行いました結果、現在も答弁で耐力度に問題がないと言われるように、当時も耐力度は問題ないとして、改修で設計に出したのではないかと考えましたので、お尋ねをいたしました。

米野岳中学校区統合校は、新築の計画から既存施設利用方針に変わりました。幸いにも、対象の千田、米田両校のうち、旧耐震設計基準は米田の校舎１棟ですが、ＩＳ値は0.89と十分な値でしたし、ほかは新耐震設計基準で築年数が新しく、屋内運動場以外は問題がない施設でした。結果として、屋内運動場は面積不足の解消を考慮せず、強度面だけで改修となりましたが、答弁を聞いていて疑問がありますので、お尋ねを申し上げます。

先ほども触れましたが、鹿本中学校区統合校は平成30年度開校を目指して、来民小学校の既存施設利用で地元住民や市議会に説明をし、市議会定例会の一般質問でも答弁をしていますので、施設利用が可能との判断材料があったはずであります。そうでなければ、予算や開校時期も含めて、計画が大きく変わります。実際そうなりましたけれども、当初の判断材料は米田小学校と同じ、簡略調査の結果だったのでしょうか、お答えください。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、鹿本中学校区統合校、当時の来民小学校につきましては、めのだけ小学校同様に、まず耐力度の簡易調査を行い、その結果、校舎、屋内運動場ともに、基準を満たす判定でありました。その判定をもとに、改めて専門の業者による調査を実施し、その調査の結果は既存校舎の一部を除く校舎及び屋内運動場が、基準を満たしていない判定であったため、建てかえる必要があると判断をいたしたところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

有働議員。

［16番　有働辰喜　議員　登壇］

○有働辰喜　議員

耐震改修工事が完了した直後の平成26年４月１日基準日の、学校施設等一覧表のＩＳ値を見ると、大体想定はできますけれども、既存施設利用で計画された米田小と来民小は、両校とも市職員による耐力度簡略検査では耐力度があったわけです。答弁により、市民に説明をいたしました既存施設利用が何の根拠もなく行われたのではないかということだけはわかりました。

それでは、次の質問に移ります。９月定例会の答弁で、めのだけ小学校屋内運動場の建てかえ時期は、山鹿市が策定した山鹿市公共施設等総合管理計画をもとに作成した学校施設長寿命化計画に基づいて長寿命化を図ることとしている。したがって、当該施設の整備が必要となった場合に、国が定める屋内運動場の必要面積の基準を参考に建てかえ等に向けて準備を進めていくということでありました。答弁にあります学校施設長寿命化計画の中に、建築基準法改定前の昭和56年５月以前に確認申請を受けた建築物については、耐震性の観点から長寿命化を図る施設の対象外とするという記述があります。めのだけ小学校の屋内運動場は、建設年月が昭和53年３月ですので、計画対象外の施設となります。したがって、答弁にあるような学校施設長寿命化計画に基づいて長寿命化を図ることはできず、同計画に記載されている鉄骨造の築50年が耐用年数との判断でよいのか、お尋ねをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、学校施設長寿命化計画における耐用年数の考え方について、お答えを申し上げます。

令和２年度に策定をした山鹿市学校施設長寿命化計画の中で、長寿命化に係る施設の目標使用年数を設定をいたしております。昭和56年５月以前に確認申請を受けた建築物については、長寿命化を図る施設の対象外とし、鉄骨造の施設の目標使用年数を50年と設定をいたしております。

なお、長寿命化計画は、学校施設において長寿命化できるものは長寿命化をし、適正に改修、建てかえをするとともに、改修や建てかえ等を検討するために詳細診断による優先順位を設定しながら、これらに要するコストの縮減と平準化を図ることを目的といたしております。

このようなことから、長寿命化を図る施設の対象外の施設についても、建てかえ等の判断を行う上で、耐力度調査などの結果を踏まえ、安全・安心を第一に優先順位等も考慮し、整備を図ることといたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

有働議員。

［16番　有働辰喜　議員　登壇］

○有働辰喜　議員

国の鉄骨造の耐用年数40年に対しまして、山鹿市は50年としておりますけれども、文章中に耐震性の観点からとあり、対象施設は耐震改修工事を行い、文部科学省が求めるＩＳ値0.7をクリアしておりますので、強度面で50年に固執しないというのは理解ができます。しかし、面積不足解消面からは、文面どおり対象外として、最長でもあと５年後の築50年で解消してほしいと個人的には思います。

それでは、次の質問に移ります。耐震改修工事対象の小学校屋内運動場は、学校規模適正化事業で統廃合対象の学校がほとんどであります。それでも、いつ発生するかわからない地震対策は急を要しますので、平成24年度に鹿北小学校が使用する鹿北体育センター、内田、城北、千田、旧米野岳、来民の５校と、１施設が完了いたしております。平成25年度は、三岳、中富、八幡、米田の４校が完了し、２カ年で対象の10施設が耐震改修工事を完了しております。

山鹿市の鉄骨造の小学校屋内運動場耐震改修工事は、Ｈ鋼や角形鋼管、ボルト、ターンバックル、ハイテンションボルトなどを使用した耐震ブレース設置を主に採用して、あわせて劣化した屋根や外壁、内壁等のほか、一部建具の改修も行っております。10施設の耐震改修工事予定価格合計金額は、税抜きで１億7929万円、単純計算では１施設が1790万円となりますが、一番安価な工事は中富小学校の127万円で、一番高い工事は米田小学校の5309万円です。構造は同じ鉄骨造の７校で比較しますと、予定価格合計金額は１億2390万円で、米田小学校の5309万円は７校合計の約43％を占めます。１平方メートル当たりの予定単価でも、米田小学校を除く６校の平均額２万100円に対し10万900円と、５倍の金額ですし、教室棟と同一工事で発注の八幡小学校、内田小学校と建物の構造が違う鹿北体育センターの３施設合計額が5539万円ですので、いかに米田小学校が突出して高額かがわかります。

では、それだけ危険だったのかといえば、ＩＳ値では震度６強程度の地震で倒壊の危険性がある評価ランクですけれども、耐震改修10施設中、八幡小学校の0.58に次ぐ0.37で、２番目に耐震性はありました。

答弁の中に、耐震改修工事の際、劣化していた屋根、東西面の外壁、内壁の改修工事もあわせて施工したとありましたが、当時の入札結果表を見ますと、工事概要として鉄骨工、屋根・とい工、建具、ガラス工、電灯設備工となっています。どんな耐震補強内容で、どんな施工方法かなど諸条件がわかりませので、単純に高額だ

とは言えないとも思いますが、なぜ統合校の位置も決定していない平成25年12月に、ほぼ全てを改修する大規模耐震改修工事の必要性があったのか、お尋ねをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、大規模な耐震改修工事が必要だった理由について、お答えを申し上げます。

耐震改修工事を行った当時の米田小学校の屋内運動場は、耐震診断の結果、建物全体が地震の横揺れに対しての強度が不足をしており、その補強のために、屋根を支える小屋組み部分にはりと筋交いを追加し、さらに柱の間にも新たなはりを追加する必要がございました。そのため、屋根と外壁を撤去し、新たに設置をしております。

これらの工事を必要としたことで、他の学校の筋交いのみを設置する耐震改修工事よりも高額となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

有働議員。

［16番　有働辰喜　議員　登壇］

○有働辰喜　議員

この時期は、まだ統合校の必要性を説明の段階でありまして、統合校の予定地や、既存校でいくとの説明は、地域住民にはあっておりません。耐震改修工事発注３日後の平成25年12月５日の鹿央区長会議で初めて、予定地の中学校横は農振解除に10年かかるので、既存施設の利用でいくとの方針であること、４小学校で比較検討するとの発言があっただけであります。屋内運動場は、災害時には地域の避難場所になりますので、耐震工事は待ったなしとはいえ、そのような時期にこのような高額の発注は大変驚きましたので、お尋ねをいたしました。

それでは、次の質問に移ります。国が定める学級数に応じる必要面積に対する不足面積が350平方メートルとなった八幡小学校の屋内運動場は建てかえに着手をいたしますので、市内全小学校８校のうち、現状での学級数に応じる不足面積は山鹿小学校の47平方メートル、菊鹿小学校の51平方メートル、鹿本小学校の151平方メートル、そしてめのだけ小学校の689平方メートルです。ワースト２の鹿本小学校の4.5倍の面積が不足をしております。このまま面積不足問題を放置すれば、めの

だけ小学校の児童たちは、今後もずっと不利益を受け続けます。何度も申し上げておりますが、山鹿市は子供たちにとって、よりよい教育条件を整備し、最適な教育環境をつくるとして統廃合を行いました。であるならば、必要面積を有する屋内運動場を整備することは、子供たちのために必要なことではないでしょうか。統合前の各小学校で普通に行われてきておりました、人生の大事な節目である入学式、卒業式を祝福するその保護者と、全ての在校生、教職員、地域代表者等が一堂に会するだけの施設を整備・提供する義務があるのではないでしょうか。教育委員会は把握しておられると思いますけれども、めのだけ小学校は統合校として開校した初年度の平成30年２月に開催をされました学校評価委員会で、運動場や体育館が狭い、卒業式に全校児童が入れないのは気にかかるとの意見・感想が残されていますが、開校後すぐに問題点として危惧しているのがわかります。

めのだけ小学校は、４つの小学校の統合校です。既存施設利用校ですが、既存校ではありません。新しい小学校が設置されたのです。米田小学校120人で使用していた施設に、もう３校から230人が加わり、児童数は３倍になります。保有面積は526平方メートルですが、ステージなどの付属施設を除くと419平方メートルの施設です。学校施設計画時の平成26年度では児童数350人、平成29年度の開校時推定児童数は320人で、仮に新入生・卒業生の保護者が50人、教職員、地域代表で40人として、最大410人近い人数を収容しての式典が可能でしょうか。既存施設で行うには、入学式や卒業式に出席できない多くの児童が出ることはもちろん、日常の使用にも支障が出ることは容易に想定ができます。しかし、山鹿市は国が定める必要面積を確保する建てかえではなく、既存施設使用を決定し、開校いたしましたけれども、必要面積を確保しない、その決定理由は何だったのでしょうか、再度お尋ねをいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、統合時における既存施設活用の理由について、お答えを申し上げます。

６月定例会でもご答弁をしておりましたとおり、めのだけ小学校の屋内運動場は平成25年度に耐震改修工事を行い、その後、平成27年度に耐力度調査を実施し、基準を満たすとの判定結果を得て、施設の健全性が確保できているということで、既存施設を活用することといたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

有働議員。

［16番　有働辰喜　議員　登壇］

○有働辰喜　議員

冒頭に申し上げましたとおり、強度があったから既存施設を活用したでは、必要面積確保をなぜしなかったのかという問題の答えにはなりません。確かに、強度があるからというのも理由でしょう。でも、開校に際しての検討項目の一つでありますす屋内運動場の必要面積確保を他の統合校と違い、この統合校では面積不足でもよいと判断をしたのであります。その理由を私はお尋ねをしているのです。

平成25年度の大規模改修工事により、屋根材、外壁材、内壁材も新調されましたので、経年劣化の心配もありません。したがって、まだまだ強度面では大丈夫と思われますので、今後40年近くはいけるかもしれません。今年度も市内で３番目の児童数、約280名のめのだけ小学校は、保有面積843平方メートルで、ワースト２位の菊鹿小学校の約60％の面積526平方メートルで、断トツ最下位の８位です。

この状況を見ますと、どうして屋内運動場を建てかえなかったのかと思ってしまいます。これは私の考えですけれども、計画当時、今もそうですけれども、米田小学校の敷地面積、建物配置では必要面積を確保して建てかえるとしても、建てかえる場所が確保できないから、既存施設利用を選択したのではないかと思っていますけれどもいかがでしょうか、お答えください。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、基準面積を不足している既存施設活用の理由について、お答えを申し上げます。

当時の統合校の整備方針としては、既存施設の有効活用を基本に、活用できる施設については活用をし、活用できない施設については、建てかえを検討することといたしております。

その判断の基準として、施設の耐力度の調査を行い、基準を満たす判定の場合は既存の施設を改修整備し、基準を満たさない場合は建てかえが必要であると位置づけております。

お尋ねの、建てかえとなった場合の施設の配置につきましては、建物の規模や構造などを計画する基本設計業務の中で検討することとなってまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

有働議員。

［16番　有働辰喜　議員　登壇］

○有働辰喜　議員

私の質問の仕方が悪いのかどうかわかりませんけれども、なかなか質問と答弁のすり合わせといいますか、うまく歯車が合わないと思っております。

市の方針は既存施設活用が基本だから、建物の強度があれば使うというのはわかります。でも、その施設では国が定める学級数に応じる必要面積を確保することができないのであります。新しく開校する統合校の屋内運動場が、最初から40％以上の面積不足でも、強度があるという理由で既存施設活用が優先されたのです。その判断基準には、統合前の説明会で必ず言われていた、子供たちのためにという思いは一切なく、屋内運動場を使用する子供たちのことは全く考慮されていません。だからこそ、面積不足解消をどう考えているのかお聞きをしても、強度面の視点だけでしかお答えにならず、子供たちや保護者の視点は一切ございません。いつでも子供たちが自由に伸び伸びと遊べる空間と、重要な学校行事には全児童が参加できる屋内運動場を、ぜひ、めのだけ小学校の子供たちにも与えていただきたいと思います。

では、次の質問に移ります。マイナンバーカードについて、お尋ねを申し上げます。現在、政府は平成28年１月に交付を開始したマイナンバーカードの取得者数が進まない中、取得者数の増加を図って、買い物などで使えるマイナポイント事業で２万円分を付与するという施策を実施、さらには市町村ごとの取得数によって、交付金に差をつけるとの発言もあり、各自治が力を入れ、まさに山鹿市の職員さんたちもそうですけれども、市民課や各市民センター、祭りなどのイベント会場、商業施設等での申請サポートも行って、普及に努めておられますし、今定例会には、コンビニでの各種証明書発行手数料を引き下げる条例改正案も提出をされております。

マイナンバーカードスタート時の説明では、運転免許証、パスポートなどにかわる公的な身分証明書として使える、コンビニなどで住民票などの各種証明書が取得できるとのことでありました。

過日、山鹿市に本籍を有し、マイナンバーカードを取得している県外に住む知人から、コンビニで戸籍謄本を取ろうとしたら取れなかったので、結局、地元に住む身内に市役所で発行してもらったとの話を聞きました。政府や自治体は、コンビニでの行政上の各種証明書を取得できると、その説明をしておりますので、個人番号で住民登録地も把握されており、銀行カード等と同じように、暗証番号を入力し、本人確認ができたら、住民票などもどこにいても取得できると思っていましたので、この話をしましたら、一人の方がマイナンバーカード申請後にいただいたという、

山鹿市で住民票の写しなどのコンビニ交付サービスを行っていますという見出しの資料をくれました。

表面を読みますと、コンビニで取得できる証明書は、全て山鹿市に住民登録があることが前提となっております。裏面には、多機能端末機（マルチコピー機）を設置しているセブンイレブン、ファミリーマート、ローソン（ローソンストア100を除く）全国の店舗で利用できると書かれていますので、お尋ねをいたします。

山鹿市に住民登録のある市民は、市内の多機能端末機を設置しているコンビニでは、各種証明書は取得できますが、同様に市内に住民登録している市民が市外から必要とする証明書を取得するサービスも受けられるという判断でよろしいのでしょうか。また、市民からの請求で発行する各種の証明書がございますが、本庁舎、各市民センターを含めて、昨年度の発行件数と現在運用中のコンビニ交付は、取得可能な証明書の種類に制限があるので、窓口との比較は単純にはできませんけれども、昨年度の発行件数をお尋ねいたします。あわせて、山鹿市に本籍を有し、市外に住民票を置く人が必要とする証明書類は戸籍関係だと考えますが、この場合、全国のコンビニで取得できるのか、お答えください。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

［中尾雄二　市民部長　登壇］

○中尾雄二　市民部長

ご質問の、マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付サービスについて、お答えいたします。

コンビニのマルチコピー機による各種証明書発行は、全国の半数以上の市区町村で既に導入され、本市でも平成28年２月からサービスを開始しております。

これは、導入市区町村に住民登録をされている方は、全国のセブンイレブン、ファミリーマート、ローソンなどの店舗で、マイナンバーカードを使って証明書を取得できるというもので、つまり山鹿市に住民登録をしている方は市外のコンビニにおいても証明書を取得することができます。

本市におけるコンビニ交付の状況は、令和３年度において、各種証明書発行総数７万1498件のうち、コンビニ交付数は3141件で、全体の約4.4％です。年々増加はしているものの、その占める割合は低調であるため、本議会にご提案しております議案第71号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例によるコンビニ交付手数料の減額により、マイナンバーカードの普及とあわせ、コンビニ交付への移行を促してまいります。

なお、ご質問にありました戸籍事項証明書については、戸籍システムの連携が図

られていないことから、住民登録地、本籍地とも、本市でなければ発行ができません。

現在、国においては、戸籍の広域交付の導入が進められており、このシステムが稼働となれば、コンビニではないものの、住所地、本籍地に関係なく、全国の市区町村窓口で戸籍事項証明書を受け取ることができるようになる予定です。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

有働議員。

［16番　有働辰喜　議員　登壇］

○有働辰喜　議員

コンビニ交付サービスは、コンビニが近くにあることが計画の大前提であります。コンビニが近くにない私個人といたしましては、コンビニの発行料金が引き下げられても、距離が半分以下のところにあります市民センターの窓口に行くことになると思いますけれども、取れる証明書類の種類は限られておりますけれども、平日だけではなく、休日や時間外にも対応しているコンビニの交付サービスの利用価値はあると思います。

国が普及率によって交付金に差をつけると発言をしていますので、マイナンバーカード普及の担当部署職員の皆様は、申請サポートや啓発活動に大変だと思いますけれども、よろしくお願いをいたします。

それでは、次にマイナ保険証について、お尋ねをいたします。たった今、普及率アップに頑張ってくださいと申し上げましたけれども、皆様ご存じのように、マイナンバーカード申請は国民に義務化されてはいませんけれども、政府は現在の健康保険証を2024年秋に廃止して、マイナンバーカードに一体化させたマイナ保険証に切りかえて、現行の紙の保険証は廃止すると表明をいたしました。

全国民対象のマイナンバーカード取得は、法的に義務化されていないのに、マイナ保険証は事実上の義務化となることには少々違和感がありますけれども、マイナ保険証の運用はどうなるかということには関心がございます。

昨年10月からの本格運用開始後には、マイナ保険証に対応した医療機関の診療報酬をめぐって、マイナ保険証利用患者の診療費負担増に批判が出るトラブルも報じられました。政府が期限を示して性急に事を進めるマイナ保険証の普及状況や、環境整備も気になるところです。

そこで、お尋ねをいたします。去る11月29日付の熊日新聞に、10月末時点での山鹿市のマイナンバーカード普及率は43.1％と出ておりましたが、カード取得者のうち、保険証登録者の人数と割合、マイナ保険証対応の医療機関と薬局の数をお答え

ください。

あわせて、取得が義務化されていないので、マイナンバーカードを申請しなかった場合、政府の発表どおりであれば、マイナ保険証移行後は保険料は完納しているのに、保険証が発行されないという状況が発生をいたします。その際、保険診療はどうなるのでしょうか。政府が決定して方針を示すのだとは思いますが、肝心なところは現在まで何の報道もございません。切りかえ計画まで、あと２年を迎え、現状でわかっている範囲でお答えをいただきたいと思います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。山﨑福祉部長。

［山﨑寿雄　福祉部長　登壇］

○山﨑寿雄　福祉部長

ご質問の、保険証機能を追加したマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証の取得状況と、マイナ保険証に対応した市内の医療機関、薬局数について、お答えをいたします。

本市医療保険加入者全体での取得状況につきましては、社会保険等の状況が把握できませんので、本市の国民健康保険加入者の取得状況について、ご説明をさせていただきます。

10月12日現在の取得数は、全被保険者の15.4％に当たります1939人でございます。また、マイナ保険証に対応した市内医療機関等は、11月20日現在で、全医療機関の33.9％に当たります21カ所、全調剤薬局の68.8％に当たります11カ所、合わせますと全体の51.6％に当たります32カ所でございます。

次に、現行保険証廃止に伴うカード未取得者への対応につきまして、お答えをいたします。

国は、10月に令和６年秋に保険証の廃止を目指すと発表をいたしておりましたが、その後、何らかの事情により、手元にマイナンバーカードがない方も保険診療を受けられる制度を用意する必要があるとの考え方も示されております。このことから、今後、国において具体的な仕組みが示されるものというふうに考えております。

なお、マイナ保険証の利点といたしましては、本人からの同意が得られた場合に、医療機関等が特定健診や調剤の情報を確認することができ、初めて受診する医療機関であっても適切な医療を受けやすくなること、また確定申告の医療費控除等が簡単にできることなどが挙げられております。

本市といたしましても、先ほどのマイナ保険証未取得者に関するものなど、国からの情報を収集しつつ、まずは保険証廃止時期までにマイナンバーカードの取得をしていただきますよう、引き続き啓発を行ってまいりたいというふうに考えており

ます。

以上、答申し上げます。

○服部香代　議長

有働議員。

［16番　有働辰喜　議員　登壇］

○有働辰喜　議員

制度上、山鹿市が把握できる国民健康保険証だけのデータではございましたけれども、マイナ保険証の普及状況はまだまだだと思いますが、マイナ保険証対応の医療機関、調剤薬局は、私が想像していたよりも普及していると思いました。

マイナンバーカード、マイナ保険証を申請したくてもできない方や、持ちたくないと考える人もいると思います。どういう形であれ、保険診療が受けられる仕組みは必要だと考えます。国も制度作成の必要性を示しているとのことでございますので一安心ではございますが、今後の推移を注視していきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○服部香代　議長

以上で、有働議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前10時44分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前10時54分　開議

○服部香代　議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、立山大二朗議員の発言を許します。立山議員。

［12番　立山大二朗　議員　登壇］

○立山大二朗　議員

皆様、おはようございます。

議席番号12番の立山大二朗です。

さて、本市においては、昨年度から第２次山鹿市総合計画後期基本計画がスタートし、早田市長が提唱される将来ビジョン、山鹿創生の実現に向けて、各種施策を打たれています。

そこで、基本目標とされている目標１、やまがを元気にする人材の育成、目標２、地域資源を活用した産業の振興と雇用の創出、目標３、住みやすく子育てしやすい環境の充実、こちらを念頭に持続可能な魅力ある地域づくりについて、発言通告により一般質問を行います。

まず１点目に、若者の地元定着に向けた施策について伺います。本年６月定例会において、私は総合戦略課について、また半導体産業等企業誘致推進本部、つまりＴＳＭＣ関連についての質問を行っておりますが、その上で現状の分析や今後の展開について、特に山鹿の若者に雇用の場を提供する施策について、どのようなお考えがあるのかをご説明いただきたく存じます。

これまでにもご指摘しておりますように、大規模な工場に供するための用地不足などの潜在的問題が本市にあるわけですが、それならばいっそソフトウェア産業やコンテンツ産業等の企業誘致についてならば、いかようにも状況を変えられるのではないかと存じます。

本市では、教育や福祉、観光など、広範な分野において、現在、ｅスポーツを推進しています。小学校でのゲームを活用した意欲的なプログラミング教育などの取り組みも、これは本当子供たちや若い方々にとって大変な刺激となるものでしょう。また、県内在住の漫画家、鹿子木灯先生との観光コラボレーション企画、こちらも随分取り組まれましたし、その鹿子木先生による犬子ひょうたんキャラクターのぎおんちゃん、ちよまる、こちらは新型コロナ禍において、啓発ポスターなどに活用されておりますが、こういった展開などで、ＳＮＳなどインターネット上では、山鹿市はコンテンツ産業など、新しい分野や若い感性に非常に理解がある都市だということで、非常に評価を高めております。これらの積み重ねが若い方々にとってモチベーションアップとなり、ひいては市内において起業や新しい分野へのチャレンジにつながっていく可能性が期待されます。

また、別の視点からもお話しますと、熊本大学の新学部についてメディア報道がなされました。2024年度に半導体人材らを育成する学部相当の情報融合学環（仮称）と、工学部に学科相当の半導体デバイス工学課程（仮称）を新設するとのことです。

本市では、初等教育を初め、県内でも非常に高い学力レベルを維持しているとのことですが、その一方で特に高校や大学進学、その後の就職で優秀な若者が市外に流出している事実があります。その割合なども伺いたいのですが、政府の方針では熊本や九州の大学、高等専門学校等に今後、半導体関連の研究者や教育者、ＩＴ関係の教育者なども集約していって、この地域内で人材を育成し、地域内の半導体産業、ＩＴ産業等の企業に就職してもらう流れを構築するというお話を伺っております。これは本市にとっても大変な好材料となるのではないかと期待しているものです。

とはいえ、これらは将来的なビジョンに話であり、目下の流出を食いとめる施策ではないので、本市としては工業団地などの大型の投資のみならず、今すぐに取り組める施策、先ほどから申しておりますソフトウェア開発やコンテンツ産業などの

スタートアップ育成また誘致は、現実的に可能で有効な手段になり得るものと考えます。

そこで、ベンチャー育成やＩＴ・コンテンツ産業の、例えばサテライトオフィスの誘致等について、改めて市内在住の高校生がどれほど流出しているのか、少子化の傾向はどうなのかなどの現状分析をベースに、どのような施策があって、どのような方向性で進んでいくのかを伺います。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

ご質問の、ベンチャー育成や誘致等について、お答えをいたします。

本市においては、年少人口、生産年齢人口ともに顕著な減少傾向にあり、市内の高校においては、新卒就職者のうち約８割が市外に就職するなど、若者の流出に歯どめがかからない状況にあります。

また、年間出生数も急速に減少しており、昨年の時点で将来人口推計より７年程度早く出生数が減少するなど、少子化にも歯どめがかからない状況にあります。

こうした中、総合戦略課においては、働き方×移住促進プロジェクトとして、リモートワークなど、新たな働き方に対応した雇用の確保・創出に取り組んでおります。

具体的には、市内へのＩＴ企業等の誘致に向けた取り組みとして、去る９月21日から22日にかけて、首都圏ＩＴ企業等現地訪問ツアーを実施し、３社、４名にご参加いただきました。現在、参加者へのフォローアップ調査を実施しており、今後、参加者からの意見やニーズを踏まえた環境整備等について、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金の活用を含めた検討を進めてまいります。

また、市内外の若者が集い、新たな仕事を創出する拠点づくりとして、移住定住やスタートアップへの支援など、若者のチャレンジを後押しするための複合的な支援機能と、コワーキングスペース等の交流機能をあわせ持ったイノベーション拠点の整備を目指すこととしており、現在、庁内の関係各課や民間事業者と協議を進めているところでございます。

このほか、人口減少社会における若者の新たな働き方として、地域の仕事と仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出する特定地域づくり事業協同組合制度の活用促進に取り組んでおります。

今後とも、10年先、20年先の山鹿の未来に種をまくための取り組みを積極的に推進し、持続可能な魅力ある地域づくりを目指してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

立山議員。

［12番　立山大二朗　議員　登壇］

○立山大二朗　議員

やはり若者の市外流出と少子化の傾向が加速しているとのことでしたが、その新しい働き方や新しい産業の受け入れについて取り組まれていることに、安堵と期待の念を抱いたところでございます。

先述のとおり、本年６月定例会において、私は総合戦略課の体制と今後の方向性について伺い、そこで首都圏ＩＴ企業現地訪問ツアーについてもご回答をいただいておりましたが、早速、意欲的かつ挑戦的に取り組まれていることを知り、大変うれしく存じます。

昨日の一般質問にて、古川議員からもご報告がありましたが、本年10月に清風やまがで視察を行いまして、その際に茨城県大洗町を訪問し、大洗観光協会様より、コンテンツツーリズム、またまちおこしに関するレクチャーを受けました。大洗町は、人気アニメ、ガールズ＆パンツァーの舞台となり、作品中に実際の大洗町の商店街や町並みが詳細に再現されていること、また早い段階から商工会や商店街と作品とのコラボレーション展開を行われ、いわゆる聖地巡礼の先駆けとして注目され、2012年の放送、10年前ですね、これ以来、今でも多くのファンを集めることに成功しています。もともと漁港や観光地として多くの観光客が訪問していた大洗町ですが、2011年の東日本大震災の影響で、観光業にも逆風が吹き、厳しい状況にあったものの、地元の努力とアニメの追い風により、町最大のイベントである大洗あんこう祭りの動員数も、３万人から、直近では14万人に膨れ上がる、約５倍程度に膨れ上がるなど、コンテンツツーリズムの成功例としてよく知られています。

そのガールズ＆パンツァーの主人公が熊本県出身という設定から、山鹿や熊本県の物産とコラボレーションした商品を大洗のイベント会場、また商業施設などで販売していただいているご縁もあり、今回の訪問に至ったところでございます。

新型コロナ禍からの悪影響もあるものの、海外のファンの来訪も早い段階から戻りつつあるそうで、とりわけ台湾、また香港や欧米からの予約が好調ということで、インバウンドも復活傾向にあるそうです。

特筆すべきは、そのアニメをきっかけとした交流から、移住される方が増加していることで、人口１万5000人ほどの町に、何と100名を超えるファンが移住されている、こういったことは以前もお話していると思いますが、起業をされたり、人手不足の店舗に勤められたり、あるいは後継者として事業承継をされたり、さらには

地元消防団や町内会の活動にも熱心にそのアニメをきっかけで移住してきた100名を超えるファンの方々が熱心に参加されているということで、人口減少と働き手不足に悩んでいた町に少なからずよい影響をもたらしているとのことでございます。

地元の移住定住のきっかけはアニメであっても、町自体の魅力や受け入れ体制がきちんとあることによって、町そのもののファンとなっていって、移住定住につながるという好例だと存じます。

また、そういうきっかけで移住された方と、地元の商工会などで活躍されている若手の方々が、コワーキングスペースの開設、起業の支援など、活発に動かれているそうです。かなり民間主導で進んでいて、あまり大洗町役場、まあ官による支援はそこまでないと。自分たちでできることをしていこうという取り組みだということで、非常にこれは勉強になるなと痛感したところでございます。

答弁にありました移住定住やスタートアップへの支援など、若者のチャレンジを後押しするための複合的な支援機能とコワーキングスペースとの交流機能をあわせ持ったイノベーション拠点の整備ということでした。こちらも私たちも以前からインキュベーション施設についての一般質問などを行ってまいりましたので、具体的な計画となって、大変ありがたいことと存じます。これで山鹿の若い方々が起業していこうですとか、新しいビジネスを起こしていこう、新しい取り組みをしていこうというところの一つ拠点になっていくのではないかと、非常に期待するところです。働き方×移住促進プロジェクトや、首都圏ＩＴ企業等現地訪問ツアーなど、まだまだこれは始まったばかりの施策ですので、これから対象など、まだ規模も拡大されるものと存じます。本市にとって、ＩＴ産業誘致と育成の端緒となることを強く期待します。

先ほど、本市の厳しい少子化についてもご報告いただきましたが、これはもちろん本市のみならず、国家的な問題でもあります。とりわけ経済産業省によるＩＴ人材の需要変化に関する調査、これは平成30年に行われたものですが、2030年には最も悪いシナリオで79万人、中間のシナリオでも45万人のＩＴ人材が日本においては不足すると予想されております。となると、もうあと８年後には確実にこれだけのＩＴ技術者が不足するというのがわかっているわけですから、この分野への人的投資は確実にリターンが見込まれるものと存じます。本市の高い教育レベル、そして温泉などの魅力的なコンテンツ、こういったものを武器にして、職住近接の環境整備が進めばなおのこと、大都市での勤務と異なり、通勤時間を削減して、生活の質、クオリティーオブライフの向上ができるといった差別化、こういった訴求もできるものではないでしょうか。加えて、政府が強く推進しているデジタル田園都市国家構想の追い風を受けて、持続可能な魅力ある地域づくりに取り組んでいただければ

幸いです。

さらに、特定地域づくり事業協同組合についても言及されましたが、この制度、地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業であったり、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対して、財政的・制度的な支援を行うものですよね。都道府県知事の認定というものによるものですけれども、熊本県としても本年度より、その組合設立に係る手続支援等を行い、制度活用の推進を図ることを目的として、熊本県特定地域づくり事業協同組合制度支援員、また熊本県過疎地域等政策支援員を設置されていますので、ぜひ国もそうですけど、県・市でしっかり手を取り合って推進していただければと存じます。

それでは、２点目に農業の後継者育成と販路拡大について伺います。まず、本市における新規就農者の現状について、また各種支援制度についてご説明いただいた上で、経営の主導や販路拡大については、どのような取り組みがなされているのかを伺いたく存じます。

補助金などの金銭的な支援制度は、それはそれとして大事なことですが、前提として潜在的に就農可能性がある若い方々に、どうやってきちんとリーチして山鹿で就農してもらえるように引き込んでいくのか。そのためには、就農希望者へのマッチングを初め、販売促進のチャネルの拡大、経営安定化の指導などの制度や取り組みがあることをどんどん提示していって、ようやく、ああなるほど、こういった働き方もあるなとか、ここでならできるんじゃないか、農業に関心をもともと持っていらっしゃる方が山鹿ならいけるぞと、そういう段階になって、ようやく検討してもらえるのではないでしょうか。こういった点についてのお考えを伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

ご質問の、農業後継者育成と販路拡大について、お答えをいたします。

本市における新規就農者の現状につきましては、熊本県と熊本県農業会議が行っています青年農業者・新規就農者実態補完調査結果によりますと、令和元年度が19名、令和２年度が16名、令和３年度が13名という状況でございます。

新規就農者への支援としましては、農業技術の習得に対して、ＪＡ鹿本担い手育成支援センターや先進農家への研修機関などがあり、国からの就農準備資金も活用できます。また、本年度から新たに就農される際に、経営開始資金が３年間交付されるとともに、農業機械の導入や施設整備についても活用できる国の事業や、さら

に市でも機械導入等に対して支援を行っております。また、経営の安定をサポートするため、山鹿市担い手育成総合支援協議会による指導農家へのあっせんや巡回指導なども行っております。

今後は、離農などによる空き農地や施設などの掘り起こしも行い、就農希望者とのマッチングにも取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、経営や販路拡大、ブランディングなどに精通したアドバイザーによる研修、高収益な農業者の取り組み等の情報を提供していただくなどの指導体制も強化し、新規就農者が安定的な農業経営を行うことができるよう支援してまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

立山議員。

［12番　立山大二朗　議員　登壇］

○立山大二朗　議員

繰り返しになりますが、機械購入や施設整備の補助金などの金銭的な支援制度、これは大事なことですが、前提としてやはり潜在的に就農可能性がある若い方々に、農業にはこのような魅力がある、特に山鹿であればこういう作物に需要があって、これだけ稼げるんだというモデルケースなり、一定の指針なりを見えるようにしなければ、なかなかその可能性、特に山鹿で就農していただくということに気づくことがないかもしれません。

担い手育成センターですとか、大変技術的な指導も、以前、委員会で視察させていただいたときにも立派な施設ですし、非常に行き届いた指導を行われているものと存じますけれども、例えば新規就農された方があれだけ立派なハウスとかいきなりばんと建ててできるかといったら、なかなか大変でしょうし、どういった作物に取り組んでいくのがいいかというのも、そのときにこういった作物がありますよ、トマトがありますよとか指導をされるんでしょうけれども、どういったことをそもそも希望して就農されていくか。もちろん個別事象がいろいろあって、親族のところを継がなきゃいけないとか、それぞれに理由があったりするんでしょうけれども、積極的な就農だったり、進出というものを図っていけるようになれば、非常に効果的なのかなと、また本市の将来にとってもいいのかなとは思いますし、またすぐれた事例などもどんどんどんどんオープンにしていって、こういったことで成功されましたよというのも、体験談、ストーリーなんかも見せていく必要があるのかなと思います。

とはいえ、誰にでも容易に真似できるわけでないような事例によって、新規就農

者がすぐ商品化、販路拡大、そういったもので稼げるようになるという理想を提示しすぎると、かえって厳しい現実をゆがめて伝えてしまうおそれもありますので、注意も必要なんですが、ぜひ既に就農されて成功されている方や、民間事業者とも協力して先行事例なども上手に発信しつつ、あらゆる方面にチャネルを拡大していくという取り組みも必要かと存じます。

答弁にもありましたけれども、離農者、また耕作放棄地等の承継などのマッチング、またアドバイザー等のお話もいただきました。技術的・金銭的な支援制度の延長上に、これからはぜひ出口戦略、つまりどのような経営を安定化し、さらに太くしていくかという視点での支援も求められるものと存じますし、それらの施策によって農業が本市として太くなれば、商品開発や観光面での本市での展開によって広がってまいりますので、こういったご検討も引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、３点目の質問に移ります。これまで２点は若い方が働く場所について伺いましたが、今度は住む場所についてです。昨年の３月定例会でも空き家バンク等について一般質問を行っておりますが、今回は少し異なる視点でのお話をさせていただきます。

先般、国土交通省が子育て世代の省エネ住宅の新築・リフォーム費用を最大100万円補助するというこどもみらい住宅支援事業、こちらの申請が予算上限に達したため、期限前であります11月28日に打ち切られたと。そのことによって、補助金を当てにして建築に着手していた若い子育て世代からの批判が非常に大きくなっております。特にネット上とかでは非常に悲鳴が上がっていると。ただ、この制度はそれとして、それ以前の話として、山鹿の話に戻しますと、山鹿には宅地が非常に少ないということで、本来であれば山鹿市内に住宅を希望している若い方々が、市内での居住を断念して、より条件のよい土地のある近隣自治体に移住してしまうというケースをよく耳にします。もちろん、高校進学などの熊本県の特殊事情ですとか、またいろんな将来的な話を見据えてという、本市だけではどうしようもない背景もあるんでしょうが、いずれにせよ、需要と供給のミスマッチが発生していることは論をまたないところだと存じます。

本市でも、空き家バンクの運用をされて一定の成果が出ているものと存じますが、やはり新築で希望どおりの住宅を持ちたいというニーズは相当な量があるものと見込まれますし、今後、企業誘致や既存企業の事業拡大などを促進していくぞということであれば、そのような宅地供給をターゲットに入れた施策も必要になってくるものと存じます。

そこで、先行事例としてご紹介するのが、兵庫県尼崎市の空家等寄付受け事業です。その尼崎のご説明を引用しますと、市内にある老朽化した空き家等の所有者か

ら、当該空き家等及びその土地の寄附を受け入れ、市で処分することで老朽化した空き家等の減少を図り、安全・安心な生活環境の保全と良好な町並みを形成することを目的とした制度とのことです。

以前の一般質問でも伺ってまいりましたけれども、本市内にも危険性の高い空き家などがあり、近隣の住環境悪化につながる場合もありますので、自治体として空き家を受け入れ、再整備した上で宅地として供給していく、こういった仕組みはなかなか魅力的に感じられます。

とはいえ、実際のところ、かなり寄附を受け入れるような条件が厳しくて、ちょっと条件を列挙しますけれども、木造または軽量鉄骨造であること。特定空家等または昭和56年５月31日以前に建築された住宅等で耐震改修工事を行っていない空き家等であること。つまり、危険性の高い家屋だとかいうことですよね。長屋または共同住宅の一部でないこと。さらに、土地にも条件があって、狭小地ではない。不成形地ではない。都市計画法に規定する工業専用地域の土地ではない。寄附後に災害防止等の措置が必要な土地ではない。隣接する土地との境界が確定されており、正確な面積を把握している土地である。建築基準法上の道路に有効に接している土地である。いわゆる旗ざお地とかではだめだということですよね。電気、上下水道のインフラを容易に利用できる土地である。隣地の所有物等が横断し、また越境していない土地であること。これらの条件を全て、いずれも満たす必要があるなど、大変ハードルが高いものにはなっております。

同様の制度が大阪府泉佐野市や石川県能美市にもあり、泉佐野市ではその特定空家等に指定された空き家等のうち、所有者等に除却費用等を負担する資金的能力がないと認められるなど、一定の条件を満たす場合に、土地・建物を市において寄附受けし、市が建物を除却する制度というふうにされているんですが、こちらもやはり条件は厳しく設定されています。

そうは申しましても、このような制度が用意されていることによって、固定資産税であったり、また除却費用だったり、そういったものに頭を悩ませている空き家等を所有されている方、相続される方にとって、そういうものがあるなら、まずちょっと処分を検討してみようかなという、まずきっかけ、呼び水になる可能性があるわけですし、また若い方々や、あるいは買い物や通院等の利便性の高い市街地に移住を希望されるご高齢の方々に、本市の例えば市街地に有効活用できる宅地を提供するような可能性も開かれるものと考えます。ですので、すぐに導入すべきとか、真似すべきというものを申し上げているわけではありませんが、本市においてはこのような空き家等の寄附受け入れについて、どのような見解を持たれているかという点を伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

［中尾雄二　市民部長　登壇］

○中尾雄二　市民部長

ご質問の、空き家バンク制度における空き家等の寄附受け入れについて、お答えいたします。

空き家バンクの物件登録にあっては、居住可能な物件で登記名義人が申請する必要があります。これまでも寄附のご相談はございましたが、そのほとんどは大幅な改修が必要であったり、未登記や名義変更がなされていない物件が多く、また家財道具の処分が必要であるなど、課題がありました。軽微な改修等により居住が可能であることを前提としている空き家バンクでの活用には不向きであり、今後も寄附受け入れの予定はございません。

ご紹介にありました、兵庫県尼崎市、大阪府泉佐野市等の事例は、空き家バンクとして活用するための寄附受け入れではなく、除却後の土地の売却を念頭においたものであり、本市にはそぐわないものと考えます。とはいえ、人口減少が顕著化している現状においては、空き家の増加は避けることができない問題と認識しております。

その一方、中古住宅のみならず、新築のための宅地の需要が一定程度あることも確かです。これらの需要と供給のマッチングを円滑に進めることができるシステムづくりも、人口減少対策として研究していかなければならない課題の一つと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

立山議員。

［12番　立山大二朗　議員　登壇］

○立山大二朗　議員

確かに、空き家バンクという制度には組み込めないものと理解しますが、まさしく答弁にありましたように、需要と供給のマッチングを円滑に進めることができるシステム、こちらを構築する必要もあろうかと存じます。

これは政府の話ですが、相続した土地を国が引き取る相続土地国庫帰属法が令和５年４月27日から施行され、相続等によってその土地の所有権または持ち分を取得した者等は、法務大臣に対して、その土地の所有権を国庫に帰属させることについて承認を申請することができるようになります。政府としても、空き家などの対策にいよいよ実務的な取り組みを開始するということで、今後より効果的な施策も出

てくるかもしれません。先ほどの国庫帰属法も実際は寄附する者が、ある程度、金銭を国に納めなきゃいけないとか、条件もなかなか厳しくて、さあすぐどうなるかというのはなかなか難しいんですけれども、今後、地方自治体に利用しやすい制度や交付金などにつながっていけばよいのですけれども、とはいっても国がどうするかという、その待ちの姿勢だけではなく、住宅政策に関して戦略的な視野と戦術的な施策をご検討いただきたいと存じます。

これは部局をまたぎますので恐縮なんですが、その空き家を除却して中心市街地で宅地を供給したり、例えばＰＦＩの活用で新たな市営住宅が供給できる、そういったシステムが走っていけば、郊外の市営住宅からご高齢の方に動いていただいて、老朽化市営住宅や廃校跡地を改めて宅地として再整備して、若い方に新築用の宅地として供給するとか、また活用できる住宅であれば、そういった若い方に廉価で好きにリフォームして住んでいただけるようにするとか、住宅政策においても幅や可能性といったものを出てくるようにしていかなければならないんじゃないかと考えます。

現に、県内の玉東町などでは、国の地域優良賃貸住宅制度を活用して、これらに近いことが実現できているわけです。隣でやっているからすぐできるという話でもないですし、本市ならではの事情もあるかとは存じますが、現時点では予算や制度上で厳しい面があろうと、大胆なまた自由な発想で検討なり、また先行事例の研究なりを継続していただければ、未来の市民福祉向上につながるものと存じますし、また宅地需要というところを大きく喚起するということにもなるかと思います。ぜひ部局間を越えた課題として研究していただけるように願います。

これまで若者が稼いで暮らせるまちづくりということについて伺ってまいりましたが、最後に若者が希望を抱く山鹿創生というテーマで質問します。私自身、子供のときにチブサン古墳などの史跡に触れ、また博物館でアルバイトなどもしましたけれども、ほかにも灯籠まつりや温泉祭など、地域の催事に関わりながら、山鹿に生まれ育ったことを誇りに思ってまいりました。進学や起業のため、山鹿を長く離れたこともありますけれど、それでも上京しても郷土をずっと愛し、山鹿のためにできることはないかという思いを抱き続けてまいりまして、それで帰郷したものでございます。昨日の勢田議員の質問にもありましたように、山鹿の歴史と文化に誇りを持てるような教育にこれまでも取り組まれていることは十分理解しております。本当にそういった取り組みはすばらしいと思います。

その上で、冒頭からも申しておりますが、今の若い世代の価値観においても、山鹿が魅力的で、ここで働き暮らしていきたいと思っていただけるような、希望を持てるようなプラスアルファの取り組みや方針について伺います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。阿蘇品副市長。

［阿蘇品貴司　副市長　登壇］

○阿蘇品貴司　副市長

市長が目指します山鹿創生の実現に向けましては、若者が夢と希望を持って生き生きと暮らし続けられる地域づくりが不可欠でございます。そのためには、山鹿で生まれ育った子供たちが、山鹿で学び、山鹿の未来を担う人材となることが何よりも重要であり、このため市内の中学生や高校生を対象とした山鹿創生塾において、各界で活躍する第一人者による講演会等を通して、ホンモノに触れる機会を提供し、山鹿の未来を担う有望な人材を育成しております。

また、若者の地元定着を図るに当たっては、地域の課題に果敢に立ち向かい、地域の中で意欲を持って働き・稼ぐロールモデルが重要でありますので、熊本大学と地元自治体が共催し、地域課題をビジネスで解決する人材の育成とビジネスモデルの創出を目指す未来創造塾の本市開催に向けた協議を進めているところです。

さらに、市内外の若者に選ばれる山鹿を目指すに当たっては、若者の価値観やニーズに合った魅力的なまちづくりを推進する必要があるため、ｅスポーツを活用した地域活性化やプログラミング学習の充実、くまモンと豊前街道のコラボによる新たな空間づくりや体験づくり、山鹿市公式ＹｏｕＴｕｂｅチャンネルによる地域の魅力発信など、若者をターゲットとした取り組みを重点的に推進しております。

こうした取り組みを通じて、市内の若者の定着を図りますとともに、市外から多くの若者を呼び込むことにより、人口減少に歯どめをかけ、活力あふれる山鹿の未来を切り開いてまいりたいと考えております。

○服部香代　議長

立山議員。

［12番　立山大二朗　議員　登壇］

○立山大二朗　議員

ただいまの答弁に、ロールモデルという言葉がありました。考え方や行動の手本となる人物のことをいいますが、以前、教育界に身を置いていた私としても、その若い方にとってロールモデルがあるということの重要性は非常に理解します。やはり地元でこうやって働けるんだ、こうやって活動して輝けるんだという、そういったロールモデルがあることによって、どれほどの若者が自分の人生もこういうふうに歩んでいけるんだとか、歩んでみたいとかいう理想を抱けるか。山鹿創生塾を受講した山鹿の若者たちが、各人の理想に向かって努力していく、そんな姿を想像するだけでも山鹿の未来に希望が抱けるものです。ぜひ継続して取り組んでいただけ

ればと存じます。

そうやって学んだ子供たちが、若者たちが、先ほども答弁にありましたようなイノベーション拠点ですとか、そういったものを活用しながら、ちょっと学校でやってみたプログラミングを応用して、ちょっと何かビジネスにならないかですとか、いろんな発想が出てくるかもしれません。そういったもので山鹿市というものに着目されていけば、またいろんな資本なども山鹿というものを目指してやってくるかもしれません。そういった本当に経済の双方向性というものがこれから生まれてくる、そういった土壌づくりをしていただいているんだというふうに理解します。

また、６月定例会の総合戦略課に関する一般質問の中で、山鹿市イメージ戦略プロジェクトについても答弁いただいておりますが、10月27日に山鹿市公式ＹｏｕＴｕｂｅチャンネル、よへほチャンネルを開設されて、早田市長を初め、本市職員と地域おこし協力隊員がタッグを組んでの情報発信を始められたことを大変うれしく存じております。昔の香港映画みたいな、ちょっと失敗した動画の紹介なんかもあったりして、非常におもしろく接することができますし、また観光情報などについても、例えば不動岩ですとか、そういったものをかなり協力隊員がおもしろおかしく紹介していて、その不動岩の動画に関しては、再生回数も結構伸びているようですよね。全体的な再生回数や登録者数は、これからの伸びに期待するところですけれども、ぜひこういった情報発信を本市一丸となって盛り上げていただき、部局間を越えて山鹿の魅力を全国または全世界に発信していただければと存じます。

農林水産省にばずまふというＹｏｕＴｕｂｅチャンネルがあるんですけれども、農林水産省の取り組み、特にいろんな作物を国内で需要喚起していく、そういったことについて若手の官僚が発信しているわけです。もともと九州農政局からのスタートでされているんですけれども、非常にこれはＹｏｕＴｕｂｅでも人気のある動画になっている。これをぜひ山鹿という地方自治体においても実現していただければ、またこれは外に発信するだけではなくて、山鹿の市役所って、こういうふうな雰囲気があるんだ、山鹿のまちってこういうのに取り組んでいるんだということを、地元の若者たちが知ることによって、山鹿に誇りを持ってもらうですとか、山鹿の情報に触れていただく。こういった環境であれば山鹿で働きたいとか、山鹿市役所に勤めてみたいとか、そういうところにもつながるかもしれません。どうしても何か時代的に閉塞感を感じることが多いかもしれませんけれども、こういったちょっとチャンネル開設ですとか、いろんな施策ですとかが、突破口になっていく可能性は十分あるんじゃないかと考えております。

新型コロナ禍の中に、ことしも暮れていきますが、本市には豊かな歴史も資源も、そしてすばらしい環境で学ぶ若人たち、熱意ある人々、経験豊かな諸先輩方など、

明るい材料はそろっております。物事には両面ありますけれども、大型の半導体企業の進出などもいろいろあれど、積極的な面に目を向けて、本市としての好材料となしていくべきです。

ご高齢の方々が安心して暮らせるまちづくりのためには、やはり若者への投資、希望への投資が必要不可欠です。ただいまの副市長の答弁にもありましたように、若者が夢と希望を持って、生き生きと暮らし続けられる地域づくりに強く期待します。

平成29年の初当選以来、新型コロナ禍で中止となった会を除き、全ての定例会において質疑・一般質問をさせていただきまして、合計65項目について伺ってまいりましたが、私自身の至らなさで全てが市民の福祉向上、本市の発展に寄与するものであったか、甚だ心もとないところではありますものの、少しでもそれらに資するものがあったならば幸いに存じます。山鹿創生を掲げる早田市長のリーダーシップのもと、本市がますます発展しますよう、また私自身も豊かなふるさとづくりのため邁進することを誓いまして、私の一般質問を閉じます。ありがとうございました。

○服部香代　議長

以上で、立山議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、小川榮二議員の発言を許します。小川議員。

［13番　小川榮二　議員　登壇］

○小川榮二　議員

皆さん、おはようございます。

議席番号13番、小川榮二でございます。

発言通告に従いまして、一般質問１件、今後の山鹿市の学校教育について伺います。

個別の施策につきましては、各議員からいろいろ質問があっておりますが、私はこれからの教育方針について、教育長の考え、思い、１点を伺いたいと思います。

現在、国内社会においては、コロナウイルス感染がいまだにおさまらない状態にあり、経済の停滞、ウクライナ戦争、円安による物価高というダブルパンチに見舞われるという厳しい状況にあります。そして、教育問題としては、保育士や教員による暴行や、生徒によるいじめ、自殺等の痛ましい事案が連日報道されております。子供がおられる家庭では不安を抱えられているのではないでしょうか。

そんな中にあり、山鹿市内の小中学生が学業、スポーツ、芸術、文化活動に活躍しており、また各地域のイベントや行事に参加し、企画運営するなど、私たち大人に元気、やる気、勇気を与えてくれております。

昨今の状況をお伝えしますと、熊日新聞紙上に掲載してありましたが、今月３日

に行われました九州中学校駅伝大会においては、女子の部で山鹿中学校が５位入賞、鹿北中学校３年の中島とあさんは、熊本県科学展において２年連続で県知事表彰、ことしはアサガオの研究で受賞され、５日の朝の全国放送のテレビの中でも紹介をされております。

また、熊日旗城北小学生バレー大会においては、菊鹿小学校が優勝、熊本県体力向上実践校の中で米野岳中学校が最優秀賞を受賞するなど、ほかにも多くの表彰を受けております。

山鹿市においては、平成17年の合併以来、小中学校の統合が進められて、あわせて校舎等教育施設の改修・新設を進めてこられました。来年度から三岳・平小城小学校が山鹿小に合併され、小中学校の再編は完了するものと思われます。一部では、いろんな不具合、不満が聞かれておりますけども、要は子供たちがいかによい学校生活を送れるか、より楽しい学校生活を送れるかだと思います。

堀田教育長は、当初から日本一の学園都市やまがを提唱され、挨拶運動の推進、ハンドボールのまちづくりに努めてこられ、さらに小中学校一貫教育の導入や、小規模のよさを生かした特色のある学校運営を進めるため、市内全域から通学することができる小規模特認校に、鹿北小学校・中学校を認定されました。少人数の特色ある環境の中で学びたいという子供たちの希望を受けて、現在、鹿北小学校に６人、鹿北中学校に８人が特認校制度を利用しております。

そのような中、鹿北中学校を訪れたときに、「私の好きな鹿北町」という題の作文と写真が飾られておりました。その中の一つに、こんなことが書いてありました。「僕の好きな鹿北町は中学校です。なぜなら、この２年間でたくさん救われたし、本当にいろんなことを学べた場所で、自分を変えるきっかけとなった場所、そして最高の仲間と出会えた場所だからです。」という文章でした。これを書いたのは、特認校を利用して通学する生徒でした。これを見たとき、私は心を揺さぶられました。そして、本当によかったなと感激しました。何回読んでも目頭が熱くなる文章でございます。どういったことで鹿北中に来ることになったかはわかりませんが、自分は救われた、いろんなことを学べた、自分を変えるきっかけとなった、それは最高の仲間と出会えたからと言っております。そして、そこには生徒たちを指導していただいた先生たちがおられたからだと思いました。生徒同士の、また先生、保護者、地域の人たちとのつながり、信頼、連帯、助け合いの中で築かれた絆ではなかったかと思います。この生徒にとっては、間違いなく人生の分岐点になったことと思います。まさに、これこそが教育の原点ではないかと感じました。学力だけではなく、このような子供を育てている山鹿市の教育は、本当にすばらしいと感じた一瞬でした。

そこで、教育長にお伺いします。学校再編が終わりを迎えようとしており、またさらに少子化が進む中でさまざまな課題もあるかと思いますが、これからの学校教育をどのように進めていかれるのか、どのように導いていかれるのか、教育のまち山鹿、日本一の学園都市やまがを具現化するためのお考えをお聞かせください。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［堀田浩一郎　教育長　登壇］

○堀田浩一郎　教育長

ご質問の、今後の本市の学校教育について、お答えをいたします。

就任以来、一貫して学校に言い続けてきましたことは、とにかく本気で子供と触れ合ってほしいということです。学校現場で、今起きているさまざまな問題や課題のほとんどは、子供との確かな信頼関係を築くことによって解決するものと思っております。そのために、日本一の学園都市やまがの構想のもと、３本の柱を立てて取り組んでまいりました。改めて原点に立ち返り、この３本の柱をさらに深化させていこうと思っております。

その３本の柱とは、校務改革・授業改革・中学校区の学園化です。

第１の柱、校務改革は、会議や研修をへらして、先生たちが子供と触れ合う時間をふやすという本市独自の先進的な取り組みで、これが県全体に広がり、学校の働き方改革のきっかけをつくりました。

第２の柱、授業改革は、子供同士の学び合いと、単元ごと最後のまとめを確実に行うなど、誰ひとり取り残さないという教師の心構えを徹底したことで、学力は常に県の上位に位置しております。

第３の柱、中学校区の学園化では、小中学校の連携を強化し、いつでも・どこでも・誰にでもの挨拶を訴えています。子供たちの挨拶は、本市を訪れる多くの方々からお褒めの言葉をいただいております。

このように、学校、子供たちの頑張りで大きな成果を収めていますが、教育にゴールはありません。教育は、次から次へと新たな課題が出てまいります。私たちは、その課題に対して、逃げることなく、正面から向き合い、課題解決に全力で取り組んでまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

小川議員。

［13番　小川榮二　議員　登壇］

○小川榮二　議員

ただいま教育長から答弁をいただきましたけれども、私がお伝えしたかったのは、痛ましい事件が次々と報道されておりますけれども、山鹿市においてはすばらしい教育がなされているんだということです。答弁の中にありました、挨拶の推進、子供と触れ合い、信頼関係を築く、誰ひとり取り残さないという３つのキーワードのもと、子供たちの明るい未来に向けて、日本一の学園都市やまがの実現を図っていただきたいと思います。

これで、質問を終わります。

○服部香代　議長

以上で、小川議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩をいたします。午後１時15分から再開いたします。

午前11時50分　休憩

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

午後１時14分　開議

○服部香代　議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、原芳郎議員の発言を許します。原議員。

［４番　原芳郎　議員　登壇］

○原芳郎　議員

皆さん、こんにちは。

議席番号４番、れいわ創造、原芳郎です。

発言通告に従いまして、一般質問を４件、質問させていただきます。

まず１点目に、農業後継者、専業農家への支援について質問いたします。これまでも質問してきましたが、農業者人口は減少傾向にあり、農地の維持管理など、さまざまな問題に直面しているのが現状です。そういった中において、最も目を向けなければならないのが後継者問題であり、特に懸念するのが専業農家の後継者問題だと考えます。新規就農者への支援については、国の新規就農者育成総合対策事業等を活用し、新規就農を推進しておられ、昨年度からは地域農林業担い手育成支援及び農業後継者研修支援、農業機械免許所得補助等、数多くの支援をされているのは承知しておりますが、一番重要な専業農家への支援がなされていないのも現実なのではないでしょうか。

例を挙げますと、専業農家の子供さんが親元就農をし、国の経営開始資金を活用する場合は、就農してから５年以内の経営を継承し、新規作物の導入や経営の多角化に取り組まなければなりません。しかし、初めての作物などではなかなか所得にはつながりません。なぜ一緒の作型でなければならないのか悩んでおられる方も数

多くおられます。地元に残り、専業農家の親元就農として親の技術を継承し、その作物が今以上にすばらしい物をつくり上げ、地域を盛り上げ、そして活性化させ、また次世代へと受け継がせることこそが本当の支援だと思います。その支援により、しっかりと利益を上げていただき、納税により山鹿市に恩返しをする、そういった循環がよりよい地域農業、農村を支えていくのではないでしょうか。

専業農家とは、農業を営み、その収入だけで生計を立てている農家、特に世帯員のうち農業以外の職業に従事する者がいない農家のことをいいます。本市でも、年々の専業農家は少なくなっていると実感しているところです。

山鹿市の農業産出額は183億円であり、耕種部門が121億円、畜産が60億円となっています。その耕種部門の51.6％は野菜であり、スイカ、メロンが大半を占め、日本有数の大産地であることは言うまでもありません。

近年の農業施策といえば、スマート農業や緑の食料システム戦略等、目新しい事業が並んでおり、国や県の振興策の追随でしかないと感じています。山鹿市の耕種農業産出額は県内５位で、近年、成長があるものと見ますと、山鹿和栗の面積拡大や夢大地館などファーマーズマーケット、直売所での売り上げは好調で、まだまだ農業振興の余地が十分に潜在していると感じています。

私は常々、地に足のついた農業振興策はないものかと考えており、現在は兼業農家を含めたさまざまな農業形態で農家が存在し、専業農家の方々は各地域に散在しているのが現状です。農業自体がいわゆる右肩下がりになりつつある今、専業農家を核として各地区単位で地域の将来像について話し合うことが必要ではないでしょうか。県や市、ＪＡ、土地改良区など、関係機関を巻き込んだプロジェクトチームを設置し、まずは一地域を育てていく。最近よく耳にする持続可能な産地づくりを目指し、高齢化に対応できる仕組みづくりをつくっていく。そして、その話し合いの中から新しくチャレンジできることはないかを探す。また、それに対する支援があってもいいものではないかと感じています。

今、人・農地プランの法定化で、地域の話し合いによる集約化など、国から求められているとお聞きしています。同時に進められるものであれば、農地利用の将来像も含めて話し合うことができればと思います。米もスイカも経営を成り立たせるためには、広範囲な土地を利用する土地利用型作物です。2000年の歴史のある米と、300年近い歴史のあるスイカを未来にしっかり残していきたいではありませんか。

そこで、１点目の質問としまして、農業者人口が減少し、地域農業の衰退が懸念される中、農業後継者である専業農家への支援策について、山鹿市はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。石井経済部長。

［石井耕一郎　経済部長　登壇］

○石井耕一郎　経済部長

原議員のご質問、農業後継者、専業農家への支援について、お答えをいたします。

本市におきましても、農業者の高齢化や担い手不足に伴い、年々農地の保全が困難となってきており、耕作放棄地の増加が懸念されております。また、新規就農者については、当初は国の事業などを活用し、支援が受けられるものの、長期化するコロナ禍の影響などもあり、その後の営農定着に向けての経営については、大変厳しい状況になっております。

一方で、これまで地域の農業や農地を守ってこられた、いわゆる専業農家の後継者につきましては、所得要件などの条件により支援を受けられないケースがございます。

今後、担い手の減少に伴い、地域からさらなる農地保全に対する期待が高まることが予想されますが、新たな機械の導入や施設整備等に対する経費負担の増加を理由に、跡を継がない農家世帯が増加し、結果的に都市部への人口流失につながっていくのではないかと危惧をしておるところでございます。

今後も、地域農業を守り支え、発展させていくためには、専業農家の力が必要不可欠と考えておりますので、国や県の支援策の活用も含め、総合的な対策の検討を進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

原議員。

［４番　原芳郎　議員　登壇］

○原芳郎　議員

専業農家の力が必用不可欠との答弁をいただきましたので、山鹿市独自の支援策を切に願い、また期待いたしまして、２点目の農地利用計画について質問いたします。

優良農地の確保・保全を図る上で、農業振興地域制度、農地転用許可制度の両制度が果たす役割は大きく、農業が基幹産業である山鹿市においてもその重要性は認識しているところです。

しかし、一方では地権者も行政も同意しているにもかかわらず、農振除外ができず、転用が不許可となるといった弊害もあり、道路の整備や企業誘致等の計画に支障を来しているのも実情です。確かに、幹線道路沿いや集落周辺部で、個別・分散的な農地転用が発生したり、公共施設の建設に伴い、周辺農地で転用が誘発されて

いることが問題とされたりしますが、そもそも土地利用に係る規制等の大きな問題点は、依然として都市計画法の領域と、農振法・農地法の領域に二分されたままであると考えます。

実際、都市郊外や近郊農村の土地の都市的利用は、実態として進んでいるのが現状であるため、土地利用は農振法や農地法、都市計画法のそれぞれで制約するのではなく、計画や規制の漏れが生じないよう、都市と農村を通じた土地利用の計画と、そこに共通する開発や建築に関する規制をベースに置き、そこに都市部における詳細な地区計画及び農用地、保全緑地等における厳格な土地利用、転用の規制を上乗せする形の土地利用の計画と、規制の制度を構築することにより、公共の福祉や適正な利用及び計画に沿った利用が基本的理念である土地基本法の両制度の上位法である国土利用計画法が阻害しない仕組みとしなければなりません。人口減少が叫ばれる昨今、全国的に見れば、都市郊外や近郊農村における市街地化が今後とも大きく進展することは考えがたく、農業従事者の高齢化や農業生産・経営の効率化の進展から、保全すべき農用地の面積はなお減少していくと考えられます。

しかし、熊本県にあっては、世界的半導体企業であるＴＳＭＣ社の進出により、近郊農村においても市街地化が期待される、またとない絶好の機会であります。山鹿市においても、熊本県下他市町村同様、この国家的プロジェクトの波及効果を最大限に生かすために、実情に応じた適正な土地利用に全力で取り組んでいくことを考えておられることと思います。

そこで、こうした取り組みに迅速に対応するためには、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等に基づき、早急の土地を選定し、利用計画を策定することが、開発を進めていく上でより効果的な手段ではないでしょうか。また、宅地開発においても同様に、農振除外・農地転用をスムーズに進めていく上で、有効な法的手段が必要であると思います。特に企業誘致や工業用地、大型商業施設、高規格道路等の転用面積が大きい場合において、国・県との事前協議に数年を要したとされる事例も数多くあることから、好機を逸することがないよう、必要に応じて土地の有効活用を検討していくことが重要だと考えます。

そこで、農業振興地域整備計画が５年ごとに見直されていますが、令和６年から始まる計画をどのように考えておられるのかお尋ねしたいと思いましたが、この件に関しましては、今後の山鹿市にとって最も重要と考えますので、また市長の考え、思いを必要としますので、３月議会にて聞きなおしたいと思いますので、今回は答弁は要りません。

次に、中学校の部活動移行について、質問いたします。公立中学校の部活動が転換期を迎えることを、最近よく耳にします。令和５年度から３年間における中学校

の部活動改革については、12月議会開会日、全員協議会で報告がありましたが、あえて一般質問でお聞きをします。

中学校の部活動は、多くの生徒たちがスポーツや文化に親しむ機会を生み、競技力・発表力を下支えしてきましたが、山鹿市では少子化等の進展により、部活動の存続が困難な学校が出てきているのは承知しております。また、学校単位で教員が指導する現状の形を維持するのは困難な状況で、学校外に受け皿を求める方向性はやむを得ないと考えます。これまでも各中学校では学校外の方が、先生の補助役として指導に当たっておられます。熊本県でも学校長が委嘱する外部指導者や、先生にかわって顧問などを務められる部活動指導員がいます。しかし、多くは先生のやる気と自己犠牲に頼っているのが現状だと言えます。

ただ、移行に関してクリアするべき課題が山積しているのも理解しますが、山鹿市の実情に合った体制づくりが求められると考えます。まずは、受け皿の確保が最大の課題です。指導者の確保、生徒と保護者の信頼を得る指導者を見つけることが鍵になります。部活に熱意のある先生には引き続き指導してもらう、そのためには勤務時間についての配慮も必要になってきます。

スポーツ庁は、昨年度から全国の公立中で実践研究事業を展開しており、県内では南関町と長洲町のそれぞれ１校が拠点校となっています。いずれも総合型地域スポーツクラブから指導者が派遣され、バレーボールや陸上などの一部の部活で実施され、課題としては運営費をどうするのか、何か起きたときの補償はなどの声が寄せられているそうです。学校や公共施設を低額で使えるようにするほか、事故発生時の責任についても明確にする必要があるでしょう。また、部費よりも高い会費になることが想定されますので、経済的に困窮する家庭への支援も欠かせないと思います。

そこで、１点目の質問としまして、山鹿市は、スポーツ、文化環境の整備・充実に向け、どういった方向性を考えておられるのか、具体的にお願いいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、中学校部活動の地域移行における本市のスポーツ、文化環境の整備・充実に向けた方向性について、お答えを申し上げます。

本年６月、文部科学省がスポーツ庁の有識者会議の提言を受け、中学校運動部活動の地域移行の取り組みとして、令和５年度から７年度までの３年間で、休日の部活動の指導を民間スポーツ団体などに委ねる地域移行を段階的に進めていく方向性

が示され、さらに８月には、文化・芸術系の部活動につきましても、運動部活動と同様の方向性が示されたところでございます。

このことを受け、教育委員会では、本市の将来像、目指す姿を描くべく、部活動の現状及び課題を整理し、国・県などから示された情報をもとに、地域移行の方針や進め方について検討を重ねております。

まず、山鹿市における中学校部活動の最も大きな課題は、生徒数が減少していることにより、学校単位では活動が成り立たない、部の存続が難しいという現状と、部活動の指導ができる教職員の減少により、競技経験のない教職員が指導をせざるを得ない状況の中、指導に当たる教職員の超過勤務の増大など、部活動の指導にあたる教職員の負担です。

このような課題の解決を図るため、教育委員会としましては、次の３つの方針に基づき、学校やスポーツ・文化関係団体と連携した部活動改革を進め、山鹿市の中学校のスポーツ・文化環境の整備・充実に向けて取り組む計画でございます。

方針の１つ目は、３年間の部活動改革を進めるため、山鹿市の中学校における部活動の方針を見直します。

２つ目は、令和５年度からの３年間に、学校単位で行う部活動を本市の５つの中学校生徒が参加できる合同の部活動へ段階的に移行していく計画でございます。生徒はどの学校に在籍していても、自分の希望する部活動に参加することができる、そして教職員は自分の得意分野の部活動指導を行うことができる環境を整えたいと考えております。

１年目は、学校単位での活動が難しくなっている団体競技、チームの部活動である野球、バスケットボール、バレーボール及びハンドボールを検討しているところでございます。

３つ目は、休日の部活動の受け皿となる地域クラブ等の整備・充実を図り、先ほど述べました合同部活動から、部活動の地域移行を進めてまいります。

ご指摘のとおり、運営費や補償など、課題は山積をしておりますが、未来を担う山鹿の子供たちのために、一つ一つの課題を解決しながら、本市の実情に合った体制づくりを進めていきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

原議員。

［４番　原芳郎　議員　登壇］

○原芳郎　議員

２点目に、小学校の部活動、社会体育が平成31年４月から移行され、そして中学

校部活動の地域移行が令和５年度から３年かけて移行されます。皆さんご存じのとおり、この数年の間に児童・生徒の皆さんは、保護者の理解、指導者の力により、スポーツまたは文化活動等ですばらしい成績を残しており、日々努力し、頑張っておられます。大変誇らしい気持ちでいっぱいです。

そこで、将来の山鹿市を担う児童・生徒、また保護者の方々に向け、今後の教育長の熱い思い、方針をお尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［堀田浩一郎　教育長　登壇］

○堀田浩一郎　教育長

ご質問の、部活動に対する私の思い、方針について、お答えをいたします。

教育活動の一環として行われてきました部活動は、スポーツ・文化に触れ、楽しむ機会を提供するだけでなく、生徒の心身の成長やキャリア教育の観点においても、その教育的意義は高いものと考えております。自主的・自発的な参加による主体性の育成、生徒同士、教職員と生徒間などの人間関係の構築、諦めずに努力し続けることで身につく我慢する力の育成など、人づくりの機会として大切にしてきた教育活動であります。

近年、ＳＮＳの急速な普及やコロナ禍における行動制限により、直接的な人と人との交流の機会が減り、児童・生徒の心身の発達に与える影響が大変心配されるところでございます。

そのような中、部活動においては、同じ興味を持つ仲間が集う楽しさ、同じ目標に向けて切磋琢磨する充実感、目標達成時の感動や活動を通じた人との出会いなど、学校の授業や教室だけでは学ぶことのできない教育が行われております。

こうした人づくりの機会、予測困難な時代を生き抜くために必要な力の育成の場を、未来の子供たちのために守らなければならないと考えております。そのために、持続可能な部活動への改革、そして部活動の一部が地域移行となったときの受け皿となる地域クラブなどが、部活動の価値、意義を引き継ぐものになるように支援していきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

原議員。

［４番　原芳郎　議員　登壇］

○原芳郎　議員

ただいま教育長の人づくり、私もとても共感できます。そういった中で、私たち

もその一助となれるように、しっかりと地域のことを思い、子供たちのことを思い、生徒のことを思い、ともに頑張れたらと考えております。

次に、人口減少対策について、質問いたします。早田市長も人口減少対策については喫緊の最重要課題と考えておられると思います。私たち会派としても、重要な案件と捉えており、９月には金光議員が質問され、人口減少対策に関連する現在の施策において、３部長より答弁をいただきましたが、ほかの自治体も同程度の施策を行っており、移住定住を促進していくにはインパクトが弱い感が否めませんので、今回は子育て世代を対象にした施策の一つとして、幼児教育・保育の無償化についてお尋ねいたします。

確かに本市においても、子育て支援に対し、医療費助成制度事業、また１歳までのお子さんがいる世帯に、おむつ、ミルク購入助成として、育児用品購入助成事業など、他市にはない事業を展開されていることは理解していますが、もっとはっきりわかりやすい支援事業、保護者の手続が簡素的な支援が必要と考えます。

これまで国は、子ども・子育て支援法や子ども・子育て支援法施行令等に基づき、幼児教育・保育の無償化について特段の施策を講じ、また多額の予算を投じて子育て支援を行っています。

山鹿市においても、幼稚園、保育所、認定こども園等に対して、いろいろな支援策があると思いますが、今回は一般的な幼児教育・保育の無償化の現状について、これまで以上の計画等があるのか、お尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。渡邊教育部長。

［渡邊義明　教育部長　登壇］

○渡邊義明　教育部長

ご質問の、現在の支援状況と今後の計画について、お答えをいたします。

本市の中心施策である人口減少対策の中でも、子育て支援策は重要課題の一つであります。

現状では、ご案内の国・県の支援制度に基づく３歳児以上の保育料無償化のほか、本市独自の支援である子ども医療費助成の年齢拡大や育児用品購入助成などに取り組んでおります。

お尋ねの保育料の無償化につきましては、３歳未満の乳幼児で、非課税世帯やひとり親世帯の第２子以降、多子世帯の第３子以降に対する減免なども対象となっており、本市の場合、３歳未満の園児約720人のうち、290人を超える園児が無償の対象となっております。

そのほかの支援といたしまして、教育部関係の例を挙げますと、国・県の制度を

活用した保育士等の処遇改善対策や私立保育園の保育士確保対策など、また本市独自の対策として多子世帯の副食費減免や体操教室の開催などに取り組んでいるところでございます。

今後の計画につきましては、受け皿となる保育施設や子育て支援施設等の充実のため、人材確保への取り組み強化や子育て支援施設の充実、地域人材を活用したサポート体制の充実など、新たな取り組みや事業の拡充・強化に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

原議員。

［４番　原芳郎　議員　登壇］

○原芳郎　議員

２点目に、ほとんどの自治体が人口減少対策に頭を抱えており、これといった特効薬はありませんので、一人でも人口を減らさない対策が必要ではないかと思うところです。本市においてもいろいろな施策を総合的に組み合わせ、対策を行っておられるとは思いますが、インパクトが弱い感が否めませんので、ほかの自治体ではやらない施策を行うことが今まさに必要だと考えます。

保育料の無償化については、全国的には自治体独自にゼロ歳から就学前まで所得制限なしで完全無料という自治体がふえつつあります。本市においても、ゼロ歳から２歳までの保育料無償化を実現すれば、県内でも最初の取り組みになり、人口減少対策の大きな目玉事業となることは間違いないと考えます。

そこで、今後、山鹿市が考える子育て支援の取り組みをどのように考え、実行されるのかお尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。阿蘇品副市長。

［阿蘇品貴司　副市長　登壇］

○阿蘇品貴司　副市長

まず、子育て支援対策の現状としましては、教育部長が答弁した内容はもちろん、本市独自の取り組みとしまして、新型コロナウイルス感染が乳幼児への広がりを見せ始めた年度当初、園の環境改善による園児の安全確保と、保護者の就労支援につながる対策として、全園を対象に空気清浄機を導入いたしました。

さらには、物価高騰等に伴い、子育て家庭には山鹿の将来を担う子ども応援事業による支援、保育施設等も対象とした事業所支援の価格高騰緊急支援給付事業にも取り組んでいるところです。

また、子育て関係者の声を聞いたり、現場へ足を運ぶなど、市長みずから状況把

握に努めており、関係部署が情報共有のもと、課題の整理と対策の検討を進めておりますので、今後の状況等を注視し、各施策の必要性を見据えながら子育て支援に取り組んでまいります。

３歳未満の保育料無償化につきましては、全国の一部の自治体では取り組んでいる例もございますが、本市の将来展望を見据えながら、その有用性を十分精査した上で判断する必要があると考えております。

いずれにしましても、子育て支援への取り組みを初め、本市の中心施策の一つであります人口減少対策に、これからも努めてまいります。

○服部香代　議長

原議員。

［４番　原芳郎　議員　登壇］

○原芳郎　議員

人口減少対策に取り組む施策の一つが、幼児教育・保育の無償化ではないかと、熱い思いで質問したところです。将来展望を見据え、十分に精査し、判断するということですが、人口減少対策は待ったなしでございます。全国的にもあまり取り組まれていない、ゼロ歳から２歳、保育料の無償化を実現することが、子育て世帯の支援や移住定住につながり、ひいては人口減少対策の目玉施策になると思っており、早急な対策を望むところです。

次に、空き家問題について、質問いたします。本年３月定例会において、移住定住という観点から、空き家対策についてお尋ねしましたけれども、総務部長の答弁では、空き家バンクや特定空き家などについては、改修や除去に係る支援を行っているが、それ以外にもさまざまな物件が多数あることから、部局の枠を超えて、幅広い視点から検討する必要があり、そのために総合戦略課が事務局となって、新たに設置する次長級職員等をメンバーとする庁内連携推進会議において、部局間の連携を強化しながら、全力を上げて効果的な対策を研究するということでしたけれども、その進捗はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

原議員のご質問に、お答えをいたします。

今年度から新たに設置しました庁内連携推進会議におきましては、令和５年度当初予算編成前の９月から10月にかけて、人口減少対策について、次年度における各部局の重点的な取り組みのニーズや効果等について、総合戦略課から関係各課への

ヒアリングを実施し、今後の事業化に向けた課題整理を行ってところです。

議員ご指摘の空き家問題につきましても、ヒアリングの中で協議を行っております。具体的には、空き家の有効活用について、今年度から空き家バンクの運営を民間委託し、専門スタッフが相談から登録までワンストップでサポートすることにより、空き家バンクの登録促進を図っているところですが、今後、空き家の利活用をより一層促進していくためには、さらなる対策が必要であるため、担当課へのヒアリングを通して具体的な取り組みの検討を行った上で、予算措置に向けた協議を進めております。

また、所有者等が空き家バンクへの登録を希望しない物件への対策については、ＩＴ企業等のサテライトオフィスやコワーキングスペースとしての利活用も見込まれることから、去る９月21日から22日にかけて実施した首都圏ＩＴ企業等現地訪問ツアーの視察行程に、市内中心部の空き家を組み込みました。その結果、一部の参加企業が当該空き家の利活用について興味を示されたため、現在、所有者の意向を踏まえた情報提供を行っているところです。

なお、老朽化が著しく、管理不全となっている危険な空き家への対策については、最新の実態把握に向けた調査を実施することとしており、現在、必要な準備を進めておるところでございます。

本市において、急速な人口減少の波が押し寄せる中、空き家問題も年々深刻化しており、その対策は待ったなしの状況です。空き家問題の解決に向けては、移住定住や防災・防犯、子育て支援など、部局の垣根を越えた対策が不可欠となりますので、今後とも総合戦略課が旗振り役となり、部局間のさらなる連携強化を図ってまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

原議員。

［４番　原芳郎　議員　登壇］

○原芳郎　議員

答弁でもありましたが、３月の質問から９月までの間に、庁内連携協定推進会議をされていなかったことがわかりました。３月議会において、早田市長から、今後はこの総合戦略課を中心に庁内の連携体制を強化し、全庁挙げた総力戦でとの発言があっていましたので、非常に残念であり、総合戦略課として機能が果たせていないように感じています。

ことしの広報やまが３月号では、人口４万9984人で、２万1852世帯、11月号では、人口４万9596人で、２万1980世帯と、人口は388人減少しているものの、世帯数は

128世帯も増加しております。山鹿市内を見渡してみますと、新たに新築されている住宅やアパートなど、集合住宅の建設も見受けられることから、山鹿市内で利便性が高いところへ人が移動しているのではないかと考えます。このことは郊外地といいますか、農村部といいますか、中心部以外の周辺部において、若い世代が減少し、高齢化が進んでいる中で、区役、祭りなどの地域活動を行う上でもコミュニティーを維持することが難しくなってきております。

家を建てられている方々は、山鹿に定住を希望されているわけですから、非常にありがたいことです。しかし、一方で空き家がふえてくることで、地域内ではその管理や対応に苦慮されているのも事実です。例えば、空き家の樹木、雑草除去に対し、区が勝手に除去できない、立ち入れないということです。人口減少が進む中で、住宅、住まいに関する施策は、重要な意味を持つと考えております。民間のアパートなどは、古い物件から新しい物件に移り住んで、空室もふえており、世帯数以上に居住できる部屋数があるとも聞いております。

このような中において、将来に向けて空き家対策だけではなく、市営住宅も含めた住宅施策全般を考える部署等が必要になってくると思いますが、その点についてどのようにお考えかお尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

ご質問の、市営住宅を含めた住宅施策全般を考える部署の必要性について、お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、住生活を取り巻く社会環境の変化は、世帯や価値観の多様化と相まって、近年顕著となっておりまして、これらに的確かつ迅速に対応するための体制整備は重要な課題であると認識をしております。

今後、内部組織の改編を進める中で、引き続き検討を行ってまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

原議員。

［４番　原芳郎　議員　登壇］

○原芳郎　議員

重要な課題と認識しているのであれば、住民の要望に応えられるような、早急な対応が必要ではないかと思います。なんさま、地域の方々が困っておられます。しっかりと考えて、ともにそういった方向に進められたらと考えております。

次に、区役について、お尋ねいたします。全国的な問題である少子高齢化の進展により、特に農村部の地域環境の維持・保全活動のあり方については、喫緊の課題であります。これまで先人たちがきれいな農村環境を維持・保全され、我々次世代に引き継がれておりますけれども、高齢化が進み、地域で作業する人員が減少し、市道や農道等の除草作業が困難になってきているのが現状です。現に、地域においては高齢の方に対し、年齢制限を設けられている地域もあるとお聞きします。

市道や農道等ののり面部分については、防草シート張りやコンクリート張りなどの防草対策の支援もあるかとは思います。現に、私の地区でも、センチピートグラスと防草シートを活用し、除草作業の省力化に取り組んでおります。また、近年ではラジコン草刈り機などの画期的な機械もあり、除草作業の軽減も図れるようになってきています。

各集落では、作業人員が減るということは、一人一人の作業面積がふえ、作業時間が長くなるということです。作業される方々も高齢者の方がふえることになり、事故等の発生リスクもふえることが懸念されます。

しかし、区役というのは、地域の美化活動だけではなく、地域の方々と顔を見せあえる場所でもあり、区への報告の場、地域コミュニティーの話ができる場でもあると思います。

そこで、各地区で取り組まれている区役について、今後どのような対策・対応を検討されているのか、お尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。中尾市民部長。

［中尾雄二　市民部長　登壇］

○中尾雄二　市民部長

ご質問の、いわゆる区役に係る対策について、お答えいたします。

人口減少と高齢化が自治組織に与える影響の中で、区役で行われる道路等の草刈り、簡易な補修等については、早い段階からその継続が懸念されてきました。

これらへの対策として、１つには行政区の統合を推進し、活動力の維持、向上を図ってまいりました。単独の区だけでは厳しい労力を必要とする活動については、周辺との連携等により機動力を向上させるような取り組みを、これからも推進していかなければならないと感じております。

２つ目には、全部の地域ではございませんが、現在も行っています多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払事業の活用を引き続き進めてまいります。また、どうしても困難な地域については、費用面での危惧はございますが、専門業者への委託も必要になってくるものと考えております。

そして、３つ目には、ご提案にもありましたように、区役で行う作業の省力化にあると思います。雑草を生えなくする防草シート張りやコンクリート張りとともに、ＩＣＴ、ロボット技術を取り入れ、目覚ましい進化を見せる除草機械の導入など、今後は技術的な方策もしっかり考えていく必要があると思います。

これらの対策について、効果的、経済的、かつ持続可能性の観点から、最適な手法を見出し、区役の負担軽減策を検討してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

原議員。

［４番　原芳郎　議員　登壇］

○原芳郎　議員

大変前向きな検討に期待いたしまして、最後にふるさと納税について、質問いたします。

山鹿市において、何にでも使える財源確保には、ふるさと納税は必要不可欠と、我が会派では言い続けているところです。９月議会の答弁で、寄附額の大幅な増加が見込まれる年末に向けて、効果的なＰＲを強力に実施していくと答弁があっており、12月に入り、大変期待をしているところです。

ある報道番組にて、魅力あるふるさと納税返礼品について放送があっていました。ふるさと納税の使われ方が重要な位置づけになるとあっていましたので、興味深く見入ってしまいました。例えば、災害があったところでは復興に対して使う、農家に対しての支援に使う、子育て支援・教育に使う、新たな返礼品の充実に使うといったように、やはりふるさと納税の使い道でも物語があり、寄附をしていただいた方々への対応も重要だと、再度、気づかされたさころです。

さて、最近よく耳にする話の中で、○○市の返礼品はよかったとか、ふるさと納税はしたほうが得など、他県、他市へのふるさと納税をされている方が多くなっているように感じています。気のせいでしょうか。確かに節税効果のみならず、他市町村を応援するといった意味でも、非常にいいことだとは思います。

そこで、１点目の質問としまして、山鹿市から他県、他市に納税されている金額と、ことしの今現在までのふるさと納税額、また返礼品のランキングをお尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

ご質問にお答えをいたします。

まず、過去３カ年の本市へのふるさと納税額と、市内の方が他自治体に寄附をされることで、市民税の一定額が控除される寄附金税額控除の現状を申し上げます。

令和元年度は、本市への寄附金額２億6248万7000円に対し、市民税控除額1236万976円。令和２年は、寄附金額１億5897万3000円、控除額1993万3700円。令和３年は、寄附金額１億85万2000円、控除額2728万7559円となっております。

次に、令和４年１月から11月末までの本市への寄附実績は１億4436万4000円となっており、前年の同期間の寄附額と比較しますと、約2.5倍程度増加している状況でございます。

また、申し込みの多かった返礼品につきましては、米、スイカやブドウなどのフルーツ定期便、馬刺しやあか牛などの肉類、菊鹿シャルドネ、燻製チーズなどの加工品となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

原議員。

［４番　原芳郎　議員　登壇］

○原芳郎　議員

２点目に、今後のふるさと納税に対しての課題や取り組みについて、お尋ねいたします。

例えば、宇城市、ふるさと納税が2020年度は最高額の約５億8000万円に上がったものの、2021年度は約４億9400万円に減少したことで、本年度からインターネットの受付窓口の追加や、返礼品の充実など、寄附額増加に向けた取り組みを進めておられ、３年後は10億円を目指すと答弁があっています。どの市町村も、このふるさと納税の制度があるうちに、しっかりと財源確保に取り組んでおられ、それぞれに応援してもらっているのが現状だと考えます。

早田市長におかれましては、寄附額が伸び悩むふるさと納税について、大変歯がゆい思いをされていることとは思います。総合戦略課を新たに設置し、体制整備を図った中、山鹿市として考える課題や今後の取り組みについて、どのような考えなのかお尋ねいたします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。阿蘇品副市長。

［阿蘇品貴司　副市長　登壇］

○阿蘇品貴司　副市長

本市では、平成20年度の制度開始以来、山鹿市ふるさと応援寄附金という名称で

ふるさと納税に取り組んでまいりました。他自治体も同様の取り組みを行う中で、地域独自の魅力ある返礼品や、ふるさと納税事業への取り組み体制の違いなどもあり、令和元年度以降、寄附件数、寄附金額とも、徐々に減少している状況でございました。このような状況を打開しようと、今年度は昨年度の寄附実績の約５倍に相当する５億円を目標に、寄附額をふやすための取り組みを積極的に実施しております。

具体的には、６月から新たに３つのポータルサイトを追加して、計６つのサイトで寄附受付を行いながら、あわせて返礼品数の増加や魅力的な返礼品の開発に向け、総合戦略課内にふるさと納税の担当職員を配置し、事業所への訪問等を積極的に行っているところです。

今後につきましては、これまで実施してきた取り組みをさらに強化しながら、特に重要と考える魅力ある返礼品の開発、さらには供給力の向上につきまして、重点的に取り組んでまいります。

○服部香代　議長

原議員。

［４番　原芳郎　議員　登壇］

○原芳郎　議員

山鹿市には財源がないと、市民の方々が住みやすい環境、生活しやすい環境にはならないのではないかとの思いからの一般質問でした。

先ほど述べたように、このふるさと納税の制度がある今、山鹿市を日本中にＰＲし、山鹿市に対して応援していただけるようにするためには、他人任せではなく、しっかりと各種団体と手を組み、協力し合っていくことも大事だと考えます。

当初予算に５億円組まれていますので、山鹿市としての思いは通じましたけれども、目標に達成するにはほど遠いと考えます。農畜産物に関しては、１年間を通してＪＡなどと協力し、定期便をつくるなど、今やっていないことに取り組み、しっかりと考えて山鹿市の財源確保のために頑張ってくださることを願い、私の一般質問を終わります。

○服部香代　議長

以上で、原議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後２時09分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後２時19分　開議

○服部香代　議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、永田紘二議員の発言を許します。永田議員。

［20番　永田紘二　議員　登壇］

○永田紘二　議員

議席番号20番、永田紘二でございます。

発言通告に基づきまして、一般質問を２点行いたいと思います。

１点目にはふるさと納税について、流れとしては、１納税の仕組みと受け入れ態勢、２ふるさと納税の受け入れ状況について、それに占める経費の割合、３ふるさと納税の今後の考え方について、４納税事業体制について、２点目に組織再編についてお伺いをいたします。一問一答でお願いをいたします。

まず１点目は、ふるさと納税についてお伺いをいたします。ふるさと納税につきましては、自治体が財源確保をするための一つの方法として認められている有効な手段だと理解をします。先日、境町に委員会全員で研修に行きました。すばらしい事業を見せていただきました。先ほど来から、古川議員さん、山下議員さん、それから先ほどの原議員さん、しっかりした思いを持って、質問と提案をされてきましたので、なるべく重ならないようなところをお伺いをしていきたいと思います。

１回目の質問を行います。ふるさと納税は他自治体へ寄附をする納税と、他自治体から本市が納税をしていただくのと、２点あります。特に本市に納税をしていただくために、中間業者の活用で受け入れ納税の事業を行われていると思いますが、ふるさと納税の仕組みと受け入れ態勢についてのお伺いをいたしたいと思います。

○服部香代　議長

これより執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

ご質問の、ふるさと納税の仕組みと受け入れ態勢について、お答えをいたします。

ふるさと納税は、個人が生まれ育ったふるさとや、お世話になった特定の自治体に寄附、納税をすることで、その自治体を応援できる制度でございます。

寄附者は、ふるさと納税を行うことで、寄附金額のうち2000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除され、寄附をした自治体からお礼の品として地場産品などを受け取ることができます。また、寄附を受けた自治体は、独自の財源確保や地場産品などのＰＲ及び販路拡大など、寄附者及び自治体双方にメリットが多い制度となっております。

次に、ふるさと納税の受け入れ態勢について、お答えをいたします。

本市へふるさと納税を希望される寄附者は、本市指定の楽天ふるさと納税やふる

さとチョイス等の６つのふるさと納税ポータルサイトを通じて申し込みをしていただきます。寄附者の情報は、本市が委託契約をしています３つの中間事業者、株式会社サイネックス、株式会社さとふる、株式会社アースコーポレーションを通じ、返礼品提供事業者へ送られ、その後、寄附者へ返礼品が配送されます。

中間事業者の役割としましては、寄附申し込みの受付や寄附者情報の管理、返礼品の発注、配送管理から新たな返礼品の開発・提案及びふるさと納税のプロモーション、寄附者からの問い合わせへの対応や返礼品提供事業者への支援など、さまざまな役割がございます。

このような業務を民間事業者に委託することにより、事務の効率化を図るとともに、寄附額の確保と本市の魅力発信及び地域産業の活性化を図っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

永田議員。

［20番　永田紘二　議員　登壇］

○永田紘二　議員

ふるさと納税につきまして、２回目の質問をいたします。

受け入れ納税額の推移、並びに納税者の納税額の推移については、先ほどの原議員さんの質問の中で答弁がありました。令和元年度で２億6000万円、令和２年度が１億6000万円、令和３年度が１億円と、納税額が令和元年度が1200万円、令和２年度が1900万円、令和３年度は2800万円という数字でありました。

これにつきまして、私は、令和３年度の納税受け入れ額と、それにかかる費用、どういう費用がかかっていて、どれくらいの割合でやっているのかということをお尋ねしたいと思います。また、受け入れ納税先、県内・県外、それぞれ細かくは要りませんけども、どれくらいの割合でいっているのかなと、それくらいまでお尋ねをします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

ご質問の、ふるさと納税の現状について、お答えをいたします。

平成20年度から制度が始まったふるさと納税につきましては、自治体の返礼品競争の過熱化を受け、令和元年６月１日の地方税法の改正により、返礼品の調達割合は寄附額の30％以下にすること、また、その他の費用をあわせたふるさと納税の募集に要した費用の割合を、寄附額の50％以下にすることがルールとして厳格化され

ました。

本市が令和３年度に受け入れた寄附件数は5688件で、寄附額は１億581万1000円です。このうち、受け入れ額に占める費用とその割合は、返礼品等の調達に係る費用2479万682円で、全体の23％、返礼品の送付に係る費用775万5668円で、割合は７％、決済等に係る費用は84万130円で、割合は１％、事務に係る費用は1261万1419円で、割合は12％となり、受け入れ額全体に占める費用の割合は合計で43％となっております。

また、寄附者のお住まいの内訳は、県内が6.8％で、県外が93.2％、寄附額の多い順に東京都、神奈川県、福岡県、大阪府、熊本県となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

永田議員。

［20番　永田紘二　議員　登壇］

○永田紘二　議員

ふるさと納税の３回目の質問をします。

令和３年度の受け入け総額１億581万円、先ほどの説明の中の受入額と金額がちょっと違っております。と申しますのは、原議員に報告されたのは、１月から12月までの納税期間の範囲内の実績であります。私は、この事業年度の４月から３月までの中身を聞いていきますので、少し数字は違っていますけども、お尋ねをしていきたいと思います。

受け入れ額が１億500万円、経費が43％、約4600万円ぐらいになると思います。受け入れ額がなかなかふえてきませんし、去年は悪かった、ことしはちょっとよかばいという話だろうと思いますけど、本当に市の行政の皆さん方が、ふるさと納税額が欲しかと思いなはっとるかどうかですね。ほんなこて、これは財源として欲しかなと一生懸命やられているかということが１つ。

それから、中間業者に委託をしている。中間業者を委託していて、なおかつ300も500も返礼品目を対象にしている。先ほど、原議員が言われるように、スイカもメロンも栗も、地元産がいっぱいあるじゃないかと、そういう本当の地元の活性化につながるような選定品目もする必要があるのかなということであります。

そして、特にこれは総務省の調査でちょっと調べてみたんですが、先ほど費用がずっと出てきました。その中に、広告費というのが山鹿市にはないわけです。広告費はないということは、結局、宣伝は全然しとらんとじゃなかかという疑問を、私は持ちます。参考までに、高森町は32億円です。5000人ぐらいの人口ですね。これでもやっぱり200万円から300万円の公告を出している。御船町にしても然りです。

23億円です。これもやっぱり200万円ぐらいの宣伝費を払っている。結局、参考にしてもらっているかどうか知りませんが、独自でやっている事業は、独自の費用を出して、そういう効果を高める仕事をしているという、その受け入れ方をしております。

それから、もう一つは例えば１億500万円、その納税をもらったと。しかし、返しの納税、こっちから払うやつは3000万円ぐらいあると、そうすると2000万円ぐらいしか残らんというような話になるわけですね。納税をふやしても、こっちがふえていく、逆になったらふるさと納税額の受入額のほうが減るぞという事態にもなります。そういうものも踏まえて、今後の受け入れ納税額に対する考え方等について、お尋ねをしていきたいと思います。よろしくお願いします。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。大林総務部長。

［大林秀樹　総務部長　登壇］

○大林秀樹　総務部長

ご質問の、ふるさと納税の今後の考え方について、お答えをいたします。

今後、さらなる寄附額増加を図るため、ＳＮＳなどを利用した効果的なＰＲを実施するとともに、来年６月末で委託期間が終了するポータルサイトの運営や、返礼品の開発、配送業務等を手がける新たな中間事業者の選定準備を年明けより進めてまいります。

新たな中間事業者につきましては、これまでの実績のほか、寄附額増大に向けた魅力的な提案があるか、より地域に密着した活動ができるかなどの点を考慮の上、慎重に選定してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○服部香代　議長

永田議員。

［20番　永田紘二　議員　登壇］

○永田紘二　議員

ふるさと納税について、４回目の質問をいたします。

先ほど示しておりました事業体制について、お伺いをしていきたいと。本来は、今本会議には市長に対する質問がいっぱいあったわけで、市長がおられないので、その辺はしっかり執行部は踏まえた上で市長につないでもらわないかんのかなという理解をします。

というのは、ふるさと納税は、自主財源がさっきから銭がない銭がないという話がありますけども、財源確保のためにはとても有効な事業だと思います。例えば、

こういう話をしていいかわからんけども、保健所の跡地の買収にしても、買うということは基金を使っているから議会には諮ってない。40万円の補正しか通してないので、あと借りかえのときに財源がいるようになるんですけども、当然、起債を借りるとか何とかあると思いますけども、そういうときの問題にやっぱり財源は幾らかでもあったほうがいいんじゃないかなという気がします。

それで、副市長にお尋ねをしたいわけでありますけども、ふるさと納税は自主財源の少ない本市にとっては新たな事業展開を可能にし得る貴重な財源であると理解をします。その金額を増すためには必要不可欠だと思いますし、先ほどから答弁していただきました総合戦略課内で、ふるさと納税にしっかり取り組んでいることはわかります。わかりますけれども、果たしてそれで事業の拡大ができるのかなと思いますし、他自治体のを参考にしてこられたか、勉強されたかわかりませんけども、組織体制を踏まえて、極端に言えば、この事務所の中に据えんじゃなくて、単独課をつくるとか、外部組織でポジションをつくるとか、そういうことも考えられるかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。阿蘇品副市長。

［阿蘇品貴司　副市長　登壇］

○阿蘇品貴司　副市長

ふるさと納税につきましては、自主財源の少ない本市にとりまして新たな事業展開を可能にし得る貴重な財源であり、その寄附額をふやすことは必要不可欠なことだと考えております。

今年度も、先ほど答弁いたしましたように、総合戦略課内にふるさと納税を担当する職員を配置し、中間事業者や返礼品事業者、その他関係団体等との連携強化を図りながら、それぞれの役割を最大限に発揮できるようマネジメントを行うことにより、昨年度より寄附額が増加しております。しかしながら、他自治体に比べますと、取り組みの効果が十分にあらわれたとは言えない状況でございます。

今後は、組織体制も含めまして、先進自治体の取り組みについて調査研究を進めながら、さらにチーム一丸となった体制のもと、寄附額増加を目指してまいります。

○服部香代　議長

永田議員。

［20番　永田紘二　議員　登壇］

○永田紘二　議員

副市長の答弁をいただきまして、前向きにしっかり考えていただくと思いますし、また職員の皆様方も財源を確保するためのふるさと納税、みんなで頑張ろうという

ような気持ちを持っていただきたいなと思います。ぜひとも、この気持ちはきょうのふるさと納税に対する議員の皆さん方の気持ちは、市長にしっかり皆さんつないで、その対応策を判断していただきたいと思います。

続きまして、２点目の組織再編についてお伺いをします。これは質疑で聞いてもよかったのかなと思いましたけども、一般質問としました。本会議で議案第64号山鹿市部設置条例の一部を改正する条例が提案をされました。経済部を農林部と商工観光部に改めるということでありました。ただ、附則３のところに、山鹿市子ども・子育て会議条例の一部を改正する、第６条の中で教育委員会事務局教育部を福祉部に改めると。ということは、担当課が異動するということになると思います。これは要約すれば、もう子供関係だけん、子ども課が福祉部にいくのかなという理解をするんですが、施策は当然、充実・強化の中で懸案事項への対応を目的として、こういう改定体制をされるんだろうと理解をします。ただ、各課のこの総合的にほかの課についても少しは見直しがされるかどうかをお伺いをしたいと思います。特に、先ほどありました子ども課が、恐らく教育委員会から福祉部にいくのかなと。それからもう一つは、きのう、勢田議員が文化課の話をされました。僕に振ってこられると思わんだったもんですから、ただ、今までの経緯の中で、総務文教委員会、いろんな共有しながら、やっぱりこれだけの歴史・文化を守る中には、やっぱり社会教育課文化係ではという気持ちもありましたし、こういう改編の時期でありますから、そこら辺も少し考えていただきたいなと、そういう課に対する改編等について、どう考えておられるのか、その辺をお伺いをしたいと思います。

○服部香代　議長

執行部の答弁を求めます。阿蘇品副市長。

［阿蘇品貴司　副市長　登壇］

○阿蘇品貴司　副市長

市の組織体制につきましては、本市を取り巻く社会状況の変化、行政課題のさらなる複雑化・多様化が見込まれる中、不断の見直しが必要なものと考えております。

課以下の内部組織におきましても、そのあり方、事務分掌について、より効率的かつ効果的な組織体制の構築を旨とし、今後、必要な改編を進めてまいります。

○服部香代　議長

永田議員。

［20番　永田紘二　議員　登壇］

○永田紘二　議員

これは質問にはなりませんが、ただ議会はずっと一般質問の答弁をいただいて、検討しますとか、考えますとかいう答弁はあります。やりますという答弁はほとん

ど聞けなかったような気がしますが、ただきょうは、先ほど市長の話をしましたけども、組織の中で行政職員は行政職員を一生懸命やる、しかしそれを見定めて改革をやっていくのは副市長、市長の責任だと思います。そこら辺もひっくるめて、今後やっぱり地域活性化のために全員、我々も一生懸命応援していきますので、よろしくお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。お世話になりました。

○服部香代　議長

以上で、永田議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全て終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

○服部香代　議長

お諮りいたします。議案第91号から議案第93号までの固定資産評価審査委員会委員の選任についての３案件、議案第94号から議案第96号までの人権擁護委員の推薦についての３案件は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第91号から議案第96号までの６案件は、委員会付託を省略することに決しました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

日程第２　委員会付託

日程第２、委員会付託を行います。

議案第64号から議案第90号までについては、付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

散　会

○服部香代　議長

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後２時46分　散会

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

１２月２２日(木曜日)

令和４年（第５回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

令和４年12月22日（木曜日）午前10時開議

第１　議案の撤回

第２　議案第64号　山鹿市部設置条例の一部を改正する条例

議案第65号　山鹿市個人情報保護法施行条例

議案第66号　山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第67号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第68号　山鹿市職員の配偶者同行休業に関する条例

議案第69号　山鹿市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

議案第70号　山鹿市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

議案第71号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例

議案第72号　山鹿市税条例の一部を改正する条例

議案第73号　山鹿市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第74号　令和４年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）

議案第75号　令和４年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第76号　令和４年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

議案第77号　令和４年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

議案第78号　令和４年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第79号　令和４年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）

議案第80号　令和４年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）

議案第81号　工事請負契約の締結について

議案第82号　財産の取得について

議案第83号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市薄尾斎場）

議案第84号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市鹿本ふれあいセンター）

議案第85号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿灯籠民芸館）

議案第86号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））
議案第87号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市岳間渓谷キャンプ場）
議案第88号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市さくら湯）
議案第89号　公の施設の指定管理者の指定について
（八千代座等）
議案第90号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
議案第91号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第92号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第93号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第94号　人権擁護委員の推薦について
議案第95号　人権擁護委員の推薦について
議案第96号　人権擁護委員の推薦について

（委員長報告）

討　　論

採　　決

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

第１　議案の撤回

第２　議案第64号　山鹿市部設置条例の一部を改正する条例
議案第65号　山鹿市個人情報保護法施行条例
議案第66号　山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
議案第67号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第68号　山鹿市職員の配偶者同行休業に関する条例
議案第69号　山鹿市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
議案第70号　山鹿市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
議案第71号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例
議案第72号　山鹿市税条例の一部を改正する条例
議案第73号　山鹿市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第74号　令和４年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）
議案第75号　令和４年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第76号　令和４年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
議案第77号　令和４年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
議案第78号　令和４年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第79号　令和４年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）
議案第80号　令和４年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）
議案第81号　工事請負契約の締結について
議案第82号　財産の取得について
議案第83号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市薄尾斎場）
議案第84号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市鹿本ふれあいセンター）
議案第85号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿灯籠民芸館）
議案第86号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））
議案第87号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市岳間渓谷キャンプ場）
議案第88号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市さくら湯）
議案第89号　公の施設の指定管理者の指定について
（八千代座等）
議案第90号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
議案第91号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第92号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第93号　固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第94号　人権擁護委員の推薦について
議案第95号　人権擁護委員の推薦について

（委員長報告）

討　　論

採　　決

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

出席議員（19名）

1番	関口和良
2番	永田壮拡
3番	深牧大助
4番	原　芳郎
5番	隈部賢治
6番	高橋龍一
7番	豊田新二郎
8番	山下誠治
9番	古川和博
10番	金光一誠
11番	松見真一
12番	立山大二朗
13番	小川榮二
14番	芋生よしや
16番	有働辰喜
17番	服部香代
18番	冨丸洋一郎
19番	北原昭三
20番	永田紘二

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

欠席議員（１名）

15番	勢田昭一

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	早田順一
副市長	阿蘇品貴司
教育長	堀田浩一郎
総務部長	大林秀樹
総務部首席審議員	池田淳志
市民部長	中尾雄二
福祉部長	山﨑寿雄
経済部長	石井耕一郎
建設部長	松尾正都

教育部長	渡邊義明
消防本部消防長	有尾壽朗
市民部次長	白石浩二
福祉部次長	野満ふみ子
経済部次長	栗原昭浩
水道局長	阿蘇品健
人権啓発課長	長迫貴
地域生活課長	鬼塚敦夫
福祉課審議員	園田洋子
下水道課長	豊田秀行
農業委員会事務局長	入江智紀
子ども課審議員	川上千浪

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

事務局職員出席者

議会事務局長	小山天
局長補佐兼議事係長	森英州
書記	木村隆寛

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○服部香代　議長

これより本日の会議を開きます。

市長から挨拶の申し出があっておりますので、これを許可いたします。早田市長。

［早田順一　市長　登壇］

○早田順一　市長

皆さん、おはようございます。

私ごとで大変恐縮ではございますが、新型コロナウイルスに感染をし、12月６日から自宅で、また12日からは市内の病院に入院をして療養を続けておりましたけども、おかげさまで体調も回復をいたし、本日から公務に復帰することができました。

この間、12月定例会本会議を欠席する事態となり、市政を預かる者として大変申し訳なく、また議員各位を初め、市民の皆様にご心配、ご迷惑をおかけいたしましたことに、心より深くお詫びを申し上げます。引き続き、コロナ対策を含む、市政運営全般に全力を尽くしてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　議案の撤回

○服部香代　議長

日程第１、議案の撤回の件を議題といたします。

執行部からの説明を求めます。阿蘇品副市長。

［阿蘇品貴司　副市長　登壇］

○阿蘇品貴司　副市長

議案第96号　人権擁護委員の推薦に関する議案の撤回について、ご説明申し上げます。

本件は、人権擁護委員の候補者として推薦しようとする者から辞退の申し出があったため、議案を撤回することについて、山鹿市議会会議規則第19条第１項の規定に基づき、議会の承認を求めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○服部香代　議長

お諮りいたします。議案第96号の撤回の件は、承認することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第96号の撤回の件は承認することに決定いたしました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第２　議案第64号～議案第90号・議案第91号～議案第95号

○服部香代　議長

日程第２、各常任委員会に付託してありました議案第64号から議案第90号まで、及び議案第91号から議案第95号までの全案件を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。冨丸建設経済常任委員長。

［冨丸洋一郎　建設経済常任委員長　登壇］

○冨丸洋一郎　建設経済常任委員長

おはようございます。

建設経済常任委員会からの報告をいたします。

初めに、10月19日から21日にかけまして実施いたしました、本委員会の行政視察について、ご報告をいたします。

視察先は、群馬県渋川市、同じく伊勢崎市、埼玉県川越市の３カ所といたしたところでございます。

まず、渋川市では、観光周遊ルート利活用促進事業を調査項目として、視察をさせていただきました。

渋川市では、市内の観光資源の周遊性、二次交通の利用促進を目指すため、観光基本計画において周遊ルートの設定数を施策の指標と位置づけ、利活用の促進に取り組まれております。現在、タクシー、貸し切りバス、路線バスなどから構成する16ルートがあり、ほとんどが民間事業者主体で実施されておりました。

また、アニメや漫画のファンが、渋川市が作品の舞台になった場所などを訪ねられるアニメツーリズムの推進にも取り組まれており、市内に点在する多様な観光資源の周遊性を高め、観光誘客の促進、観光行動のリピート化を目指しておられました。

その結果として、渋川市ならではの生かせる素材を活用した地元主体のイベントが多く、市はその補助金を出してお手伝いをするなど、地域住民の主体性を生かした取り組みによって集客につなげておられる、大変参考となる研修でありました。

次に、２カ所目の伊勢崎市では、Made in いせさき事業を調査項目といたしました。

伊勢崎市は、観光資源が乏しいという問題もありますが、それとは反対に製造品出荷額が関東内で上位である工業都市という側面があり、市内に全国区の大手企業の製造工場が多くあることから、これらの製品で認証された製品に対し、Made in

いせさきの統一したロゴマークを入れることで、伊勢崎市を広くＰＲすることを目的として本事業を実施されております。

市内企業の製品展示や商談会の開催など、企業間取引の拡大や顧客のマッチング、結果として中小企業を含めた伊勢崎市全体の産業界の活性化や企業撤退の予防につながり、市の産業を大切にされていると実感した研修となりました。

次に、３カ所目の川越市では、第２次川越市観光振興計画を調査項目といたしました。

川越市では、古くから江戸との交流により発展してきたという経緯から、まちの中心部には歴史的な風情のある蔵造りの町並みが残っており、都心からのアクセスもよく、年間通して多くの観光客が訪れるまちになっているようでございます。しかしながら、コロナ禍になった令和２年辺りから観光客数が激減し、店舗の入れかわりや閉店など、観光産業に影響が出ておるようでございます。

そして、その中で直面している課題を洗い出して、本年８月、第２次観光振興計画を策定され、重点課題として、観光時間が日中の短時間になっているということで伸び悩んでいること、それとＩＣＴの活用が不十分であること等々、観光客の増加により交通の安全性の不足と、ごみ環境の問題が生じているということも挙げられました。

その後、実際に町並みを見学しましたが、平日の夕方にも関わらず、年代も幅広く、多くの観光客が訪れ、空き地や空き店舗もほとんどなく、町並み全体が活性化している印象を受けました。

諸課題はありますが、平成初期の10年ぐらいの短い期間で、まち全体を電線地中化や蔵造りの建築物を重点的に保存整備し、そしてまた伝統や文化を守ってこられたその結果が、今の観光客の集客につながっているのではないかというふうな説明を受け、我々もそう感じたころでございます。

山鹿市の観光産業に対しては、どのように今後取り組むのか。本市の強みは、歴史的建造物、文化財、温泉、農畜産物、銘菓、お酒類など、魅力あるコンテンツがたくさんあります。これらを組み合わせ、十分にそれぞれのよさを生かし、これらを周遊するルートを結ぶ工夫をするなどにより、市内の産業がさらに活性化するのではないかと考えさせられる、今回の研修でありました。

以上で、行政視察の成果につきましては、報告を終わらせていただきます。

次に、本定例会において、当委員会に付託されました議案８件について、ご報告いたします。

去る12月13日、午前10時から、本庁５階501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、２カ所の現地調査をいたしました。

最初に津留配水地施設整備事業により建設中である施設の整備状況を、次に農村地域防災減災事業により改修工事が始まっております分田堰の状況を現地で調査し、それぞれ担当職員から詳しい説明を受けました。

現地調査終了後、午後１時から委員会を再開し、初めに建設部所管の議案を、その後、経済部所管の議案を慎重に審査いたしました。

その結果について、ご報告をいたします。

議案第73号　山鹿市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第77号　令和４年度山鹿市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号　令和４年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第80号　令和４年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第85号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿灯籠民芸館）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第86号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市矢谷渓谷キャンプ場（キャンプ場及びテント村））、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第87号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市岳間渓谷キャンプ場）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第88号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市さくら湯）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、今回の定例会、12月定例会で建設経済常任委員会の会議も全て終了いたしまして、この２年間、大変お世話になりました。明けて、３月議会から新しい建設経済の委員さん方で山鹿市発展のために審議されると思いますので、どうぞよろしくお願いします。

以上、建設経済常任委員会からの報告を終わります。

○服部香代　議長

小川市民福祉常任委員長。

［小川榮二　市民福祉常任委員長　登壇］

○小川榮二　市民福祉常任委員長

皆さん、おはようございます。

市民福祉常任委員会から報告いたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案７件であります。

去る12月14日午前10時から、501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。議案審査に先立ち、山鹿市薄尾斎場を現地調査し、担当職員から詳しい説明を受けました。

調査終了後、午前10時50分から委員会を再開、慎重に議案の審査を行いました。その結果について報告いたします。

議案第71号　山鹿市手数料条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第72号　山鹿市税条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第75号　令和４年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第76号　令和４年度山鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第78号　令和４年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第83号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市薄尾斎場）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第84号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市鹿本ふれあいセンター）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、市民福祉常任委員会の報告を終わります。

○服部香代　議長

永田総務文教常任副委員長。

［永田紘二　総務文教常任副委員長　登壇］

○永田紘二　総務文教常任副委員長

皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員会の報告をいたします。

初めに、11月７日から９日にかけて調査をいたしました、茨城県神栖市、境町及び宮城県石巻市の行政視察につきまして、ご報告をいたします。

最初に、茨城県神栖市のかみす防災アリーナについて、視察を行いました。かみす防災アリーナは、地域の防災拠点と位置づけられ、災害時の避難所機能及び屋内に求められる救援・救護スペース等の機能確保を目的に防災機能を持つ多目的施設として整備されております。平常時には、スポーツ等を通じた市民の健康づくり、市民のコンサートなど、各種イベントの開催により多くの人が集い、にぎわいを創

出する施設となっています。本市におきましても、近年、台風や豪雨災害時に総合体育館を指定避難所として利用するようになりました。平常時のにぎわいを災害時の助け合いの場所につなげている神栖市のコンセプトは、山鹿市でも参考になる研修でありました。

ただ、感じましたことは、神栖市はほとんど山がない平地でありまして、津波が来れば全滅するというような状況の中でのアリーナであります。ものすごくすばらしい施設をつくられておりました。ただ、山鹿の場合は、そういう災害は少ないので、いいところだなという感じをしております。

次に、茨城県境町では、ふるさと納税の取り組みについて、研修をいたしました。

境町は、面積50平方キロメートルぐらい、人口２万3000人ぐらいであります。昨年度のふるさと納税額は48億円を超えています。ふるさと納税の事業は、株式会社さかいまちづくり公社が担っており、この公社ではこのほかにも観光事業、道の駅、まちづくり、商品開発などの事業も取り組んでおり、官民連携がうまくいっているのを感じました。

ふるさと納税の利用件数は、全国で4500万件というお話でありますが、利用する条件とされているのは、○○地区とか、○○市とかの場所を選ぶのではなくて、米、肉あるいは高額返礼品といった、何がほしいのかというのをアンテナを張りながら進められているということであります。

また、ふるさと納税を活用した自動運転バスの導入なり、児童・生徒への質の高い英語教育、移住定住促進住宅などの人口減少に歯どめをかける政策にもつなげておられました。

今定例会の一般質問にもありましたとおりに、本市もふるさと納税については、どうやったら伸びていくかということを考えていただきたいと思います。

次に、宮城県石巻市の石巻南浜津波復興記念公園及び震災遺構門脇小学校等を視察いたしました。

南浜地区は、地震、津波、火災、地盤沈下と、複合的に被害を受けた場所で、地震前、津波直後、現在の様子をタブレットでしっかり見せていただきました。生存者からの聞き取りにより、地震から津波到達までの行動履歴を画面でも分かりました。自分の命、他人の命を守る行動は何か、繰り返さないためには、命を守る行動の意識づけが大切だと説明がありました。

門脇小学校では、津波と津波火災、津波の影響した学校は焼けただれておりましたけども、そういう学校で校内の児童は300人前後でありますが、この災難につきましては、日ごろの避難訓練の成果で全員無事で、防災教育が救える命を救った教訓であり、平時における訓練の重要性、地形を把握し、適切な行動をとることは、

この地に限ったことではありません。防災教育、ハザードマップ、自主防災組織などの必要性を再認識をいたしました。

以上で、行政視察の成果につきましての報告を終わります。

次に、本定例会において、当委員会に付託されました案件は、議案11件であります。

去る12月15日午前10時から、501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ちまして、２カ所の現地調査を行いました。

最初に、旧山内小学校において、議案第82号　財産処分についての説明を受けた後、施設の現状を調査、次に帰庁後、市役所地下にあります災害備蓄用倉庫において、担当者からの備蓄状況の説明を受けました。

帰庁後、午前11時30分から委員会を再開し、慎重に議案の審議を行いました。

議案第64号　山鹿市部設置条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第65号　山鹿市個人情報保護法施行条例、委員より、個人のプライバシーの侵害や、住民生活への影響などの心配があるため、賛成ができないという反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第66号　山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、委員より、市民の暮らしは厳しくなっており、期末手当の引き上げに対して市民の理解は得られないため、賛成できないと反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第67号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第68号　山鹿市職員の配偶者同行休業に関する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第69号　山鹿市病院事業の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第70号　山鹿市職員の定年等に関する条例等の一部を改正するの条例、委員より、同一労働、同一賃金という働き方に反するため、賛成できないという反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第81号　工事請負契約の締結について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第82号　財産の取得について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第89号　公の施設の指定管理者の指定について（八千代座等）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第90号　熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○服部香代　議長

北原予算決算常任委員長。

［北原昭三　予算決算常任委員長　登壇］

○北原昭三　予算決算常任委員長

おはようございます。

予算決算常任委員会の報告をいたします。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は、議案１件であります。

去る12月９日午前10時から、議場において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催し、議案第74号　令和４年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）の詳細について、担当課長より説明を受けました。

12月19日午前10時から、第１会議室において、各分科会に分担していた審査内容を各分科会会長より報告を受け、議案について審査いたしました。

委員より、議員と市長並びに特別職の期末手当の引き上げに賛成できないとの反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算決算常任委員会の報告を終わります。

○服部香代　議長

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告があっておりますので、発言を許します。芋生よしや議員。

［14番　芋生よしや　議員　登壇］

○芋生よしや　議員

皆さん、おはようございます。

議席番号14番、日本共産党の芋生よしやです。

私は、議案第65号、議案第66号、議案第70号、議案第74号の４議案に反対の立場から討論を行います。

議案第65号　山鹿市個人情報保護法施行条例は、現行の山鹿市個人情報保護条例を廃止し、新たに個人情報保護法の施行条例として定めるものです。

2021年５月に成立した個人情報保護法改定を含むデジタル関連法は、首相のもとに強い権限と予算を持ったデジタル庁を新設。国や自治体のシステムや規程を標準化・共通化して、個人情報などのデータの利用を強力に進めるものです。

個人情報保護条例は、1970年代に自治体が住民情報のコンピーター処理を本格化する際に、住民の基本的人権を守り、自治体が住民情報の管理に責任を持つ手続としてつくられ始め、国に先駆けて条例が整備され、自治体独自で創意工夫した内容もつくられてきました。

山鹿市の個人情報保護法を見てみますと、その目的は個人の権利、利益を保護することを目的とするとなっています。個人情報を取り扱うときの原則として、本人からの直接収集の原則、利用目的の明示化と、利用と提供の制限、オンライン結合の制限、不要となった個人情報の廃棄と適正な維持管理の実施などが定められています。

この内容の現在の個人情報保護条例を廃止して、新たに個人情報保護法施行条例をつくるということは、自治体独自の原則が個人情報保護法への一元化によって大きく影響を受けることになり、個人のプライバシーの侵害、地方自治の侵害、住民生活への影響など、個人情報保護の大幅な後退が懸念されます。

共通ルール化による規制緩和は、自治体などの持つ膨大な個人情報をオープンデータ化、オンライン結合することで、企業がビッグデータとして活用提案することを目的に行われています。匿名化が義務づけられているとはいえ、さまざまな個人情報の収集と突き合わせにより、匿名情報から個人を特定するプロファイリングは、規制されていません。つまり、企業が個人情報をもうけのために使うこともできるようになるものです。

大手就活サイトが、企業から学生の氏名などの個人情報の開示を受け、学生の就活サイトの閲覧履歴等を突合し、学生ごとに内定辞退率をスコア化して企業に販売していた問題は、皆さんも記憶に新しいと思います。

日本弁護士連合会は、2021年11月に地方自治と個人情報保護の観点から、個人情報条例の画一化に反対する意見書をまとめ、国会はもとより、全国知事会、全国市長会会長、全国議長会会長などに、その意見書を提出しています。

また、このような重大な変更を要する住民にとって、大事な条例の改正に当たっては、住民の意見を聞くことが必要です。パブリックコメントで意見を聞いている自治体もあります。残念ながら、山鹿市ではパブリックコメントに、これまではたくさんのご意見が寄せられてはおりません。したがって、別な手段で住民への意見

を聞いていくことや、改正の内容を説明した上で意見を募集する丁寧さが必要だと考えます。

以上の理由から、この条例について反対といたします。

議案第66号　山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

私は、一般職員の給与等の引き下げに当たっては、人事院勧告に最終的な拘束力はなく、自治体としての判断が求められる、これまでにない業務を担ってきた労働に対して正当な評価をすべきなどとして、その引き下げのときには反対をしておりました。

今回、一般職職員の給与に関する条例の改正、給与の引き上げについては、人事院勧告で示された国家公務員俸給表改定に応じての改定であり、法的根拠が明確であるため賛成をいたしますが、議員の議員報酬及び山鹿市長等の給与及び旅費の引き上げを行う条例改正には、一般職の改定に準じて行われるもので、法的根拠はなく、この秋から物価高騰などによって市民の暮らしはさらなる厳しさとなっています。

この状況で、議員及び市長等の期末手当の引き上げに、市民の理解は得られないと考え、反対といたします。

議案第70号　山鹿市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例。

定年年齢の引き上げ自体については、経験豊かな方たちがその力を生かしていただくことなどが期待でき、反対するものではありません。

しかし、政府は2012年の高齢者雇用安定法の改定で、定年を65歳まで引き上げるか、60歳定年後も希望者全員を65歳まで再雇用するか、いずれかの対応をすることを使用者に義務づけました。

実際には、差別待遇を受けた労働者が裁判に訴え、定年前と同じ仕事をする定年再雇用者に賃金差別をするのは違法と判決が出るなどの状況も生まれています。雇用延長となって労働者の賃金、待遇の改善を求める声が広がる状況も出ております。段階的に定年延長になる職員の給与は、これまでの７割となり、役職手当はなくなったとしても、同一労働、同一賃金に反するのではないでしょうか。定年延長による雇用継続が続く場合に、新規採用や職員定数をどうしていくかなども示されておらず、組織運営方針も曖昧です。この２点において、反対といたします。

つけ加えて申し上げますと、高齢者の皆さんも生きがいで働くのではなく、生活のために働かなければならない方は、今少なくありません。元気で知識や能力を生かしていくことはいいことだと思う一方で、高齢化、過疎化が進む山鹿市でも、地域活動を支える人材、人手が不足する事態や、定年後に趣味など、自分のやりたい

ことに費やす時間が減っていくことへの残念な思いもあります。

続きまして、議案第74号　令和４年度山鹿市一般会計補正予算（第６号）。

こちらは、先ほど申し上げました議案第66号の条例改正に伴う、議員及び市長など特別職の期末手当引き上げの補正予算分が含まれていることに対し、反対とします。

以上をもって、私の反対討論を終わります。

○服部香代　議長

以上で、芋生議員の討論は終了いたしました。

これをもちまして、通告による討論は全て終了いたしました。

ほかに討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第64号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第65号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○服部香代　議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第66号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○服部香代　議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第67号から議案第69号までの３案件を一括採決いたします。議案第67号から議案第69号までの３案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第70号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○服部香代　議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第71号から議案第73号までの３案件を一括採決いたします。議案第71号から議案第73号までの３案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第74号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○服部香代　議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第75号から議案第80号までの６案件を一括採決いたします。議案第75号から議案第80号までの６案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、６案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第81号から議案第90号までの10案件を一括採決いたします。議案第81号から議案第90号までの10案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、10案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第91号から議案第93号までの固定資産評価審査委員会委員の選任につ

いての３案件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第94号及び議案第95号の人権擁護委員の推薦についての２案件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○服部香代　議長

ご異議なしと認めます。よって、２案件は原案のとおり同意することに決しました。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

閉　会

○服部香代　議長

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、令和４年（第５回）山鹿市議会12月定例会を閉会いたします。

午前10時45分　閉会

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　　服　部　香　代

山鹿市議会議員　　永　田　壮　拡

山鹿市議会議員　　関　口　和　良